

## 第11章 文化財保護に関連するその他の制度

### 第1節 古式銃砲と美術刀剣類の保護

火縄銃等の古式銃砲及び美術刀剣類（日本刀）は、武器としての性格のほか文化財としての価値を有するものであることから、これらについては、文化財保護法とは別に「銃砲刀剣類所持等取締法」等により、その所持等について別途の制度が設けられている。

#### 1 古式銃砲と美術刀剣類の所持等に関する制度の変遷

##### （1）終戦直後

第二次世界大戦終結後、連合国による日本占領直後の昭和20年9月2日に発せられた連合国最高司令官一般命令第1号においては、「日本国大本営及び日本国官憲へ、連合国占領軍指揮官ノ指示アル際、一般国民ノ所有スル一切ノ武器ヲ蒐集シ且引渡ス為ノ準備ヲ為シ置クベシ」とされ、一切の民間の武器の収集と引渡しへの準備が要求された。続いて出された9月24日付けの「武器回収命令」及び10月23日付けの「引渡命令」を受け、この要求事項を履行するための法的措置として、昭和21年6月3日に「銃砲所持禁止令」（昭和21年勅令300号）が公布され、同月15日に施行された。

この勅令には、所持禁止の例外の一つとして、「刀剣類で美術品として価値あるもので地方長官の許可を受けた場合」が規定されている。その後、この勅令は同年9月17日に一部改正され、火縄銃火器で骨とう品又は美術品として価値あるものが対象に加えられた。

なお、この措置によって接収された刀剣類のその後の経緯等については、第3節において述べる。

##### （2）登録制度の始まり

昭和25年、連合国の要求する民間の武器の収集・引き渡しは一応完結したので、民間にある武器類に対する措置は、全面的に日本政府にゆだねられることになり、これを機に、国内治安上の観点から制定されたのが、昭和25年11月15日に公布、同年同月20日施行された「銃砲刀剣類所持等取締令」（昭和25年政令334号）である。この政令には、銃砲刀剣類の所持禁止の例外の一つとして、文化財保護委員会の登録を受けた場合が規定され（第2条第4号）、「文化財保護委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄銃式火器又は美術品として価値のある刀剣類の登録をすることを。」（第7条第1項）と規定されていた。

この規定は、当時としては画期的なものであった。すなわち、旧銃砲所持禁止令においては、公安委員会の許可を受けた銃砲・刀剣類をその許可を受けた本人に限り所持することができたので

あるが、銃砲刀剣類所持等取締令においては、文化財に準ずるものとして、文化財保護委員会により登録された美術刀剣類及び火縄銃式火器は、所持禁止から除外され登録後は何人もこれを所持できることとされたからである。

また、この政令の附則により、旧銃砲所持禁止令において許可を受けていた者は、この政令において許可又は登録を受けた者とみなされ、昭和26年3月31日までに登録証への書換えを申請しなければならないとされた。

この政令の施行に伴い、文化財保護委員会により、昭和25年12月1日に「銃砲刀剣類所持等取締令第7条第1項に規定する火縄銃式火器及び刀剣類の登録に関する規則」（文化財保護委員会規則第6号）が制定された。この規則には、①登録の事務は都道府県の教育委員会が取り扱うこと、②登録するか否かの審査を行う刀剣審査委員は、学識経験のある者のうちから、260人以内で文化財保護委員会が任命すること、③鑑定基準、④手数料の額、⑤各種様式等が規定された。

##### （3）法律の制定

昭和33年3月10日に公布、同年4月1日施行された「銃砲刀剣類所持等取締法」（昭和33年法律第6号）においては、基本的には「銃砲刀剣類所持等取締令」の規定がそのまま引き継がれ（同政令は廃止）、携帯、発射の制限が新たに加えられた。また、関連する制度として、銃砲刀剣類を所持して我が国に上陸しようとする場合に、上陸地を管轄する警察署長が銃砲刀剣類の提出を命じ、仮領置する制度等が新たに設けられた。この法律の制定に伴い、「銃砲刀剣類所持等取締令第7条第1項に規定する火縄銃式火器及び刀剣類の登録に関する規則」を廃止するとともに、新たに「銃砲刀剣類登録規則」（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）が制定され、旧規則の内容を継承するとともに、①刀剣審査委員の名称を登録審査委員に改め、任期を2年とすること、②登録証の発行名義を文化財保護委員会から都道府県の教育委員会とすること、③鑑定基準等について整備が図られた。

##### （4）登録範囲の拡大

昭和40年に、法律名が現行の「銃砲刀剣類所持等取締法」に改められるとともに、登録制度については、登録銃砲の範囲が火縄銃以外の古式銃砲にも拡大され、「銃砲刀剣類登録規則」の鑑定基準に、火縄銃以外の火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式（かに目）の銃砲が新たに追加された。また、この法改正により、登録を受けた銃砲刀剣類を他人に移転する場合は、登録証とともに移転することが義務付けられるとともに、登録を受けた銃砲刀剣類と関係なく登録証のみを移転することを禁止する条項等も追加され、規制が強化された。

また、昭和43年には、文部省の機構改革に伴い、条文中の「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に改める旨の改正が行われた（昭和43年法律第99号、昭和43年文部省令第31号）。

さらに、昭和50年には、火縄銃等の古式銃砲についての鑑定基準を明確にするため、「銃砲刀剣類登録規則」の一部が改正（昭和50年3月17日文部省令第4号）され、鑑定基準に「おお

むね慶応三年以前に製造され、かつ、外国製銃砲にあつては、おおむね同年以前に我が国に伝来したものと、製造又は伝来の時期を明記した。この省令改正は、昭和40年代に不適切な登録が行われたことに起因するものである。この製造・伝来時期を基準に加えたことについては、法律の委任の範囲を超え法律の趣旨を逸脱した違法なものであるとして裁判上争われたことがあるが、東京高等裁判所判決（昭和58年10月27日判決、昭和55年（行コ）第107号）において、「旧規則4条1項において伝来時期を明示する規定を設けなかったのは、昭和40年当時外国製古式銃砲が我が国に新たに輸入されるというような事態は全く予想されなかったことによるもの」であり、基準に伝来等の時期を加えたことは、銃砲刀剣類所持等取締法第14条第1項の趣旨を逸脱するものではないとの判断が示されている。

昭和50年の改正以降、文化庁では、基準の明確化の観点から登録事務の手引の作成・改訂を行っているが、平成9年には客観的資料等により基準に該当することが確認できない限り登録できない旨の通知を各都道府県教育委員会あてに発し、銃砲刀剣類の登録事務の一層の適正化に努めている。

### （5）登録事務の地方への移譲

平成12年4月1日から「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）等が施行され、銃砲刀剣類の登録事務は、都道府県の教育委員会の自治事務とされ、「銃砲刀剣類所持等取締法」の規定上の「文化庁長官」が「都道府県の教育委員会」等に改められるとともに、都道府県の教育委員会が行う登録の事務についての文化庁長官の指揮監督権も削除された。また、「銃砲刀剣類登録規則」についても所要の改正を行い（平成12年3月15日文部省令第15号）、従来通知等により指導してきた内容を基準の明確化の観点から省令上明示するとともに、地方分権の趣旨を踏まえつつ危害予防上必要な基準を設定した。具体的には、①明治19年以降実用に供されている実包を使用できるもの（銃砲）を除くこと、②銃砲の登録原票に写真を貼り付けること、などである。

### （6）登録件数

以上、銃砲刀剣類の登録制度の変遷について記述したが、銃砲刀剣類は平成11年3月31日までに累計で約240万件登録されており、そのうち、刀剣類が約232万件、古式銃砲が8万6千件に達している。（なお、これらの件数は登録の累計件数であり、輸出等により登録が抹消されたものも含まれている。）

## 2 美術刀剣類の製作承認

刀剣の製作については、昭和20年9月22日に連合国最高司令官から日本政府あて発せられた指令「兵器・航空機等ノ生産制限ニ関スル件」の中に「兵器・航空機・戦闘用艦艇・弾薬等の生産または加工を禁止する」旨が規定されていて、銃砲刀剣類もこの兵器に含まれたため、製作はもちろん加

工さえも禁止されていた。しかし、昭和28年8月1日新たに「武器等製造法」（昭和28年法律第145号）が制定され、ようやく刀剣類の製作が許可されるようになった。この法律の制定に伴って、「銃砲刀剣類所持取締令」が一部改正され、「文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類を製作する者がその製作をしたものを研磨の完了の日から30日間所持するとき」が所持禁止の例外事項として新たに規定され、同年9月1日制定の「美術刀剣類製作承認規程」により承認手続等が規定された。美術刀剣類の製作が文化財保護委員会の承認を受けることにより可能となったことは、敗戦後長い間その途を閉ざされていた刀工に対して大きな光を与えるものであった。

昭和30年の新春、（財）日本美術刀剣保存協会主催で新作刀展覧会が行われたが、全国各地の刀工から出品参加があり、その結果は、製作禁止期間が長期にわたったにもかかわらず、技術にはさほどの低下がみられず、予想以上の好成績で関係者を喜ばせた。

昭和33年の「銃砲刀剣類所持取締法」においては、旧銃砲刀剣類所持取締令で「研まの完了の日から30日間所持するとき」とされていたのが、「製作の目的に従って所持する場合」となり、「美術刀剣類製作承認規則」においても、承認の基準を明記するなどの整備が図られた。

昭和50年には、それまでの間の製作の状況を踏まえ、規制の見直しを行い、「美術刀剣類製作承認規則」が一部改正された。改正内容は、製作担当者の承認基準のうち、戦後製作を一時中断していた刀匠を専ら対象として設けられた「又はこれと同程度以上の技術を有する者と認められる刀匠」の文言を削除するとともに、新規の製作申請者の修業期間・内容について明確にするため、「5年以上向槌をつとめて」を「引き続き5年以上技術の錬まに専念し、刀剣類の製作担当者として十分な」に改めたものである。

平成3年5月の「銃砲刀剣類所持等取締法」の一部改正により、美術刀剣類の製作承認事務を都道府県の教育委員会が行うこととされ（同法施行令で定める第1回目を除く）、平成4年3月1日から施行されることとなった。これに伴い、平成4年2月27日に美術刀剣類製作承認規則の全部を改正する省令が公布され、承認の申請手続が規定された。

## 3 接収刀剣類（赤羽刀）

### （1）「接収刀剣類の処理に関する法律」の成立・施行までの経緯

昭和20年8月15日、我が国はポツダム宣言を受諾し連合国軍に無条件降伏をしたが、その後の9月2日に、日本を占領した連合国最高司令官の名により、一般国民の所有する武器の引渡しの命令があり、直ちに刀剣類を主とした膨大な数の武器が接収された。

これらの多くは廃棄されたり海外に流出したが、昭和22年になって、本間順治（当時の国立博物館調査課長）・佐藤貫一（当時国立博物館調査課調査員）を中心とする刀剣関係者の尽力により、連合国軍は、東京都北区赤羽にある米第八軍兵器補給廠に集積されていた未処理分の刀剣（数十万本とも言われる）のうち、美術的価値があるものについては、旧所有者への返還を条件に日本側に引渡しを許可し、返還までの間の保管場所を東京国立博物館と定め、昭和22年12月1日に同博物館へ搬入した。また、昭和23年2月には、千葉県及び茨城県で接収された刀剣類約200本も東京国立

博物館に搬入されたが、これらの刀剣は、その経緯から「赤羽刀」と称されるようになった。

その後、これらの刀剣類のうち昭和30年代までに旧所有者が判明したもの約1,100本が旧所有者へ返還されたが、昭和40年代以降は、所有権を認めるに足る客観的資料が提出されないうえ、返還されるものはなかった。

東京国立博物館では、分類カードを作成するとともに、これまで裸身であった刀剣類を1本ずつ防錆紙に包み、木箱に収納するなどの保存対策を実施してきたが、ほとんどの刀剣類は錆びた状態にあった。

### (2) 「接収刀剣類の処理に関する法律」の成立

戦後50年を迎えた平成7年、赤羽刀の状況を憂えた山中貞則衆議院議員の尽力により、「接収刀剣類の処理に関する法律」(平成7年法律第133号)が議員立法により成立し、平成8年2月1日から施行された。これにより、接収された刀剣類の旧所有者は、文化庁長官が官報に公示する接収刀剣類について返還の請求をすることができることとされ、また、この手続きを経ても返還することのできない接収刀剣類の所有権は国に帰属することとされた。

### (3) 返還請求の受付・審査及び返還

文化庁は、東京国立博物館に保管されていた4,576本を対象に官報に公示し、平成8年8月29日から翌9年8月28日までの間返還請求の受付を行ったところ、674件について請求があった。これらについて、刀剣の専門家等により構成する「接収刀剣類処理検討会議」を設置し、厳正な審査を実施した結果、7本について旧所有者が特定され、同年12月17日に、約50年ぶりに返還された。

### (4) 国に帰属した接収刀剣類の活用方策

旧所有者が特定されなかった4,569本の接収刀剣は国に帰属することになり、前記の検討会議で協議された活用方策に従い、国が公開・活用を図るために確保する必要があると認められた60本並びに偽銘のもの及び美術刀剣としての価値がないとされたものは国が保管し、残りは全国の公立博物館等の希望に応じて無償譲与し公開・活用に供することとなった。

各都道府県を通じて譲与申請の受け付け等の手続きを進めた結果、平成11年12月までに3,209本の譲与が完了し、各公立博物館等において公開等を行うことが可能となった。

なお、文化庁では、赤羽刀の活用を推進するため、平成11年度から「赤羽刀の活用推進事業」として、全国の博物館・美術館の学芸員を対象とした美術刀剣類取扱講習会や赤羽刀の展覧会を開催している。

## 第2節 歴史的風土の保存

### 1 古都保存法

#### (1) 古都保存法の制定の経緯

京都、奈良、鎌倉などの古い歴史を持つ地域の歴史的な景観の保全については、文化財保護法、都市計画法、条例等に基づいて各種の施策が講じられてきたが、戦後の急速な国土開発の進展に伴って、都市化、宅地化の波はこれらの地域にも及ぶに至った。これに対応して、昭和40年前後には、これら古都の景観を守ろうとする世論が高まり、関係地方公共団体が京都・奈良・鎌倉三都市共通の緊急問題解決に資する「古都保存連絡協議会」を結成して、国会、政府に対し古都における歴史的風土の保存を目的とする総合的施策として特別の立法措置を講じるよう要望が行われた。

これを背景として、第51回国会において、議員提案による「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(昭和41年法律第1号。以下「古都保存法」という。)が成立し、昭和41年1月13日に公布、同年4月15日から施行された。

#### (2) 古都保存法による制度の概要

この法律は、「わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的としている(法第1条)。

古都保存法の適用対象となる「古都」とは、「わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」をいう(法第2条第1項)。「政令で定めるその他の市町村」としては、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村及び逗子市が指定されている。

本法により保存の対象とされる歴史的風土とは、「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」を言う(法第2条第2項)。

内閣総理大臣は、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定し(法第4条第1項)、指定をしたときは、当該歴史的風土保存区域について、歴史的風土の保存に関する計画(歴史的風土保存計画)を定めることとされている(法第5条第1項)。

歴史的風土保存計画に定めることとされている事項は、①行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項、②歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備に関する事項、③歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項、④行為の制限に伴う土地の買入れに関する事項、である(法第5条第2項)。

歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域については、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に「歴史的風土特別保存地区」を定めることができる（法第6条第1項）。

本法に基づく行為制限の方法は、行為の届出制及び許可制である。第一に、歴史的風土保存区域（特別保存地区を除く。）内において、一定の行為をしようとするときは、あらかじめ府県知事（京都市については、市長。以下同じ。）にその旨を届け出なければならない（法第7条）。第二に、歴史的風土特別保存地区内においては、①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、③木竹の伐採、④土石の類の採取、⑤建築物その他の工作物の色彩の変更、⑥屋外広告物の表示又は掲出、⑦前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものは、府県知事の許可を受けなければ行ることができない（法第8条第1項）。

府県（京都市については、同市。以下同じ。）は、法第8条第1項の許可を得ることができないため損失を受けた者に通常生ずべき損失を補償しなければならない（法第9条第1項）。また、歴史的風土特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについては、当該土地の所有者から法第8条第1項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を府県において買い入れるべき旨の申出があった場合においては、当該土地を買い入れるものとされている（法第11条第1項）。なお、国は、損失の補償及び土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する（法第14条第1項）。

歴史的風土審議会は、昭和41年4月、古都保存法の規定に基づき、総理府の附属機関として発足した。同審議会は、古都保存法及び明日香村特別措置法（後述）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議する（法第16条第2項）。なお、平成13年1月の中央省庁等改革により、従前総理府が所管していた部分を含め国土交通省において所管することとなり、内閣総理大臣の権限は国土交通大臣に移管し、歴史的風土審議会の機能は社会資本整備審議会（歴史的風土分科会）に引き継がれることとなっている。

### （3）古都保存法の果たしてきた役割

古都保存法に基づき、京都市、奈良市、鎌倉市等の古都において、歴史的風土保存区域の指定、歴史的風土保存計画の決定が順次行われ、歴史的風土保存区域内における重要な地域については都市計画に歴史的風土特別保存地区を定めることにより、一定の行為の規制による凍結的な保存が行われる一方、土地の買入れ、保存のための施設整備が実施されてきている。

昭和40年代の高度経済成長期には、都市化の進展に伴う開発の動きに対して、古都保存制度が歴史的風土の保存に大きな役割を発揮したほか、それ以降においても開発に対しては、歴史的風土保存区域の拡大指定、歴史的風土特別保存地区の拡大決定を行うなど、歴史的風土を守るための的確

な対応がなされている。

また、同制度により保存された歴史的風土は、国際化が進展する中で、それぞれの都市における歴史的・文化的資産として貢献するほか、世界遺産に登録された「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都京都の文化財」や「古都奈良の文化財」においてはバッファゾーン（緩衝地帯）に位置付けられ、それらと一体を成した歴史的風土の保全に大きな役割を果たしている。

さらに、歴史的風土の保存を図るための行為の規制、土地の買入れなど古都保存法の枠組みがその後の都市における緑地を保全するための各種法制度に取り入れられるなど、法制的にも大きな影響を及ぼしている。

文化財保護法は伝統的建造物群保存地区という地区保存の制度以外は不動産の個々単体での保存が中心となっているが、上記のように「古都保存法」は、建造物、遺跡等とその周囲の自然的環境を一体として保存し、我が国固有の文化的資産である古都における歴史的風土全体の保存という役割を果たしている。このように、古都地域においては、文化財保護法、古都保存法等に基づく各種施策が相まって大きな成果を上げているのであり、古都のみならず、歴史や文化に対する国民の関心の高まりの醸成にも寄与している。

## 2 明日香村特別措置法

### （1）明日香村特別措置法制定の経緯

明日香村では、昭和41年に制定された古都保存法に基づいて約391haの区域が歴史的風土保存区域の指定を受け、歴史的風土の保存が図られていたが、村の周辺に急速に開発の波が及ぶに至り、昭和45年12月15日に「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」閣議決定が行われ、歴史的風土保存区域の拡大及び史跡指定の推進、道路、河川等の整備、歴史資料館、歴史公園の設置等の施策を講ずることとされた。

その後、昭和53年8月に、明日香村の歴史的風土の現状等を踏まえ、奈良県知事及び明日香村長から、明日香村の全域を規制の対象とするともに、地域住民の理解と協力の下に歴史的風土の保存を図るための施策を特別の立法措置によって講じるよう、内閣総理大臣に対し要望書が提出され、翌54年3月には、内閣総理大臣から歴史的風土審議会に「明日香村における歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るための方策について」諮問が行われ、同年7月、明日香村における歴史的風土の保存のため、国として立法措置により講ずべき施策等を内容とする答申がなされた。

この答申を受け、昭和55年2月、第91回国会に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下「明日香村特別措置法」という。）案が提出された。同法案は、衆議院で一部修正された上で、参議院で全会一致をもって可決され、5月26日に公布、同日施行された（昭和55年法律第60号）。

### （2）明日香村特別措置法による制度の概要

この法律は、飛鳥地方の遺跡等の歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして、我が国の

律令国家体制が初めて形成された時代における政治及び文化の中心的地域であったことをしのばせる歴史的風土が、明日香村の全域にわたって良好に維持されていることにかんがみ、かつ、その歴史的風土の保存が国民の我が国の歴史に対する認識を深めることに配慮し、住民の理解と協力の下にこれを保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定めることを目的としている（法第1条）。

明日香村特別措置法では、明日香村における住民生活が、貴重な歴史的風土の環境の中で営まれており、その向上発展が種々の面で制約を受けざるを得ないことから、古都保存法による歴史的風土保存のための土地利用規制を行う一方で、歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るための整備計画を策定し、住民生活の安定及び農林業等産業の振興を図ることとしている。

内閣総理大臣は、古都保存法の歴史的風土保存計画として、明日香村の区域全部について、歴史的風土の保存に関する計画を定めなければならない（法第2条第1項）。また、同保存計画に基づき、都市計画に①歴史的風土の保存上重要な部分を構成していることにより、現状の変更を現に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図るべき地域（第一種歴史的風土保存地区）及び②著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図るべき地域（第二種歴史的風土保存地区）の二つに区分して歴史的風土保存地区を定める（法第3条）。

また、内閣総理大臣は、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針（明日香村整備基本方針）を定め（法第4条第1項）、この方針に基づき、奈良県知事は、明日香村の意見を聴いて内閣総理大臣の同意を得て、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（明日香村整備計画）を作成することができる（法第4条第2項）。

明日香村整備計画に定める事項は、文化財の保護に関する事項のほか、道路、河川、下水道、都市公園、住宅、教育施設、厚生施設、消防施設、農地・農業用施設・林業施設の整備に関する事項、さらに明日香村における生活環境及び産業基盤の整備その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものである。

明日香村整備計画に基づいて行われる道路、下水道、都市公園、教育施設、厚生施設等の整備に関する一定の事業について、その実施に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例が定められ（法第5条）、計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債についても特別の配慮がなされる（法第6条）。また、明日香村が行う一定の事業に要する経費を支弁するため、基金を設けることとされ（法第8条）、昭和55年度から同59年度までに国24億円、県6億円、村1億円の総額31億円の基金の造成が行われた。この運用益により、①歴史的風土の保存を図るために行われる事業、②土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を歴史的風土と調和させるために行われる事業、③住民の生活の安定向上を図り、又は住民の利便を進進させるために行われるもので歴史的風土の保存に関連して必要とされる事業が行われている。なお、中央省庁等改革により、平成13年1月からは、内閣総理大臣の権限は国土交通大臣に移管されることとなっている。

### （3） 明日香村特別措置法の果たしてきた役割

明日香村特別措置法の施行に伴い、昭和55年8月、内閣総理大臣は、明日香村歴史的風土保存計画を決定するとともに「明日香村整備基本方針」を定めた。これを受けて、奈良県知事が「明日香村整備計画」（計画期間：昭和55～平成元年度）を策定した。この第1次整備計画は、計画の基本的方向において、農林業を主体とした「歴史と文化のむらづくり」を目指している。

さらに、明日香村特別措置法で規定されている明日香村整備計画に基づく事業に対する国の財政措置の特例（国庫補助率等のかさ上げ）の適用期限が平成元年度で終了することを踏まえ、第1次整備計画の進捗状況や、明日香村を取り巻く社会情勢の著しい変化等を踏まえ、平成2年3月、第118回国会において、上記特例措置の適用期限を平成11年度まで10年間延長することを内容とする明日香村特別措置法の一部改正が行われた。この改正を受けて、平成2年6月、内閣総理大臣が新たな明日香村整備基本方針を定め、これを受けて奈良県知事が第2次の明日香村整備計画（計画期間：平成2～11年度）を策定した。

第2次整備計画では、「明日香村の将来像」が示され、21世紀へ向けた村づくりにおいては、村の地理的条件と資源を活用した農林業等の産業の振興を図るとともに、村を訪れる人々が、歴史的風土に触れながら歴史や文化への認識を深めることのできるような「歴史的風土を生かした村づくり」と、住民が明日香村に住んでいることの誇りを持てるような「健康で住みよい村づくり」を進めることとされた。

このように、昭和55年の明日香村特別措置法の制定以降20年間、村全域にわたる行為規制と2次にわたる整備計画に基づく生活環境及び産業基盤等の整備の推進、明日香村整備基金による事業の実施等各種の施策が講じられてきたことにより、明日香村は近隣地域の開発の波から護られ文化的資産に加え、田園風景等の自然的環境が一体となった歴史的風土の良好な保存が図られてきている。

### （4） 明日香村における歴史的風土の創造的活用の推進

第2次整備計画の終期を平成11年度末に控え、平成10年3月、歴史的風土審議会は、「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」の意見具申において、歴史的風土の保存と、その前提となる農林業等や住民生活との一層の調和を図るため、行為の規制に基づく凍結的保存から、地域の特性に応じたきめ細かな維持保全活用への展開の必要性を指摘し、その上で、「特に、全村が特別保存地区に定められている明日香村については、住まいながら歴史的風土を保存するという特別な状況を勘案し、住民生活のより一層の安定が図られるよう検討を進める必要がある」とした。

また、同審議会は、平成11年3月に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策について」の答申において、明日香村の総人口の減少、高齢化の進展等による地域活力の減退、担い手不足等による農業の衰退、耕作放棄地の増大等の新たな課題が浮

上してきていることや、上記意見具申の指摘などを踏まえ、明日香村の将来像及び明日香村整備計画等の施策の基本的方向性を改めて取りまとめ、平成12年度以降についても引き続き明日香村整備計画（第3次計画）を策定していくことが必要であるとした。

また答申では、「明日香村の将来像」において、「明日香村の歴史的風土は、そこに暮らす人々が生き生きと暮らすことができることによって初めて成り立ちうるものであることにかんがみ、保存と利活用が両立できるよう、今後、これを創造的に維持保全活用して行くべきである」とも指摘している。

これらを踏まえ、平成12年3月、明日香村整備計画に基づく事業に対する国の財政措置の特例措置の適用期限を平成21年度まで10年間再度延長することを内容とする明日香村特別措置法の一部改正が行われるとともに、今後、上記の歴史的風土審議会の答申を踏まえ、新たな明日香村整備基本方針及び第3次の明日香村整備計画（計画期間：平成12年度～21年度）が策定される予定である。

### 第3節 アイヌ文化の保護と振興

#### 1 アイヌ文化の保護

アイヌの人びとは、狩猟、漁撈、採集を主とする生活を営む中で、恵まれた自然を大切に、自然と共存する豊かな生活文化・技術を発展させるとともに、アイヌ語という独自の言語を持ち、ユーカラなどの口承文芸や様々な信仰儀礼など固有の文化を創造、継承、発展させてきた。

しかしながら、明治以降の社会の近代化や北海道開拓の影響、更には近年の急激な社会変化による価値観や生活様式の変化などにより、今日アイヌ語を話す話者やアイヌ文化の継承者は高齢化し、その数も極めて限られたものになっている。このようにアイヌの文化的発展基盤は大きく損なわれてきており、アイヌ文化は存続の危機にあると言っても過言ではない。一方、このような厳しい状況の中で、アイヌとしての民族的な誇りや尊敬の下に、個人として、あるいは団体を構成してアイヌ語や伝統文化の保持、継承、研究に努力している人びとも少なくない。

これに対して、文化庁ではこれまで専ら文化財保護の立場に立ってアイヌの伝統文化の保護を図ってきた。具体的には、文化財保護法に基づき、「アイヌの生活用具コレクション」（函館市）などを重要有形民俗文化財に、「アイヌ古式舞踊」を重要無形民俗文化財に、「オタフンベチャシ跡」（十勝郡浦幌町）などを史跡に指定して、保存を図るとともに、「アイヌのユーカラ」や「アイヌの建築技術及び儀礼」などを記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定している。また、北海道教育委員会が行うアイヌ民俗文化財調査、アイヌ映像記録作成、アイヌ文化採録テープ保存、アイヌ無形民俗文化財記録刊行の事業をはじめ、アイヌ細工や刺繍などの伝統的な生活文化・技術や古式舞踊の伝承、更にはアイヌ用語の学習等を行うアイヌ民俗文化財保存伝承活動事業に対し助成を行ってきている。

北海道や道内の市町村においては、それぞれの地域にとって重要なアイヌの文化財を道指定、市町村指定するとともに、様々な博物館施設（道立2館、市町村立53館）において民俗文化財等の収

集、保存、展示や調査研究を行っている。また、北海道は、道立アイヌ民族文化研究センターを設置し、アイヌの歴史、芸術、生活技術等の調査研究などを行い成果を上げている。

このような努力はなされているが、アイヌ文化をアイヌの人びとが望むような方向で、しかも生きた文化として継承、発展を図っていくためには、様々な困難があるのが現状である。

#### 2 新法への動きと成立

これまでのアイヌに関する政府の総合的な施策としては、北海道が生活実態調査を基に取り組んできたウタリ福祉対策に対する支援がある。昭和49年から今日まで4次にわたって、教育文化の振興等の必要な施策が実施されてきた。これらの施策の推進によって、アイヌの人びとの経済状況や生活環境等については着実な改善が図られてきたが、その一方で、昭和50年代に入るとアイヌの人びとや関係団体からは、「北海道旧土人保護法」の廃止や新たな立法措置を求める声が高まり、北海道もそれらの要望を踏まえ、昭和63年、国に対してアイヌに関する新たな法律の制定等を正式に要請した。

これらの動きを受け、政府においても、北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議の下に新法問題検討委員会を設けて検討を進めたが、十分な結論を得るには至らなかった。そのため、平成7年3月に内閣官房長官の下に「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方を検討することとなり、同懇談会は、約1年にわたり、我が国におけるアイヌの人びとの位置付けについて、自然人類学、歴史学、民族学、国際法等の学問的立場も含め幅広く検討を重ね、平成8年4月に報告書を取りまとめた。

報告書は、①アイヌの人びとは、中世末期以降の歴史の中でみると当時の「和人」との関係において北海道に先住していたこと、②今日においても民族としての独自性を有していること、③アイヌの文化は歴史的遺産として貴重であるにとどまらず、これを現代に生かし、発展させることは、我が国の文化の多様さや豊かさの証しとなること、④明治以降の近代化の中でアイヌの社会や文化の破壊が進出し、アイヌの人びとは差別や貧窮を余儀なくされたことなどの事実認識を述べた後に、次のような提言を行った。

- ①新たな施策の基本理念は、今日存立の危機にあるアイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興及びアイヌの人びとに対する理解の促進を通じて、アイヌの人びとの民族的な誇りが尊重される社会の実現と国民文化の一層の発展に資するものであること
- ②新しい施策は、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、アイヌ語をも含むアイヌ文化の振興、伝統的生活空間の再生、理解の促進を柱として展開すべきこと
- ③所要の施策に関し、可能な限り新たな立法措置をもって実施を図ることが望まれること
- ④「北海道旧土人保護法」及び「旭川市旧土人保護地処分法」は、アイヌの人びとに関する諸施策の新たな展開に伴い、廃止のための措置を講ずることが適当であること

なお、同報告書は、アイヌ（アイヌ語で「人間」を示す言葉）という呼称については、歴史的に差別的な響きのある言葉として使用された経緯の中で関係者の要望も踏まえ従来行政施策において

もウタリ（アイヌ語で同胞の意味）という言葉が使用されてきたが、民族的な誇りの尊重という基本理念に基づく新たな施策の展開に当たっては、アイヌという呼称に統一するのが適当としている。

有識者懇談会報告を受けて、平成8年5月、内閣にアイヌ関連施策関係省庁連絡会議（議長＝内閣内政審議室長、関係13省庁で構成）が設置され、新たな施策を実施するために必要となる法律の主務省庁については、同年12月、北海道開発庁を中心に文部省及び総理府が共管することとされた。また、新たな施策を実施するために必要な予算については、平成9年度政府予算案にアイヌ関連施策推進経費として、北海道開発庁に5,521万円、文部省（文化庁）に9,272万円、総額1億4,794万円の予算が計上された。

その後、主務省庁間で新たな施策を実施するために必要な法律案の作成が鋭意進められ、関係省庁との調整を経て、平成9年3月21日に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案」が閣議決定され、第140回国会に提案された。同法案は、平成9年4月9日に参議院本会議において、同5月8日には衆議院本会議において全会一致で可決され、成立した。その後、同5月14日に平成9年法律第52号として公布（平成9年7月1日施行）された。

### 3 アイヌ新法とアイヌ文化の振興

#### （1）アイヌ新法の目的

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイヌ新法」という。）第1条において、「この法律は、アイヌの人びとの誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせてわが国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定している。

民族の概念については、独自の文化を持っていることなどの客観的観点と人びとの間に主体的な帰属意識があるという主観的観点の両面から説明されるのが一般的である。アイヌは、日本語と異なる言語系統のアイヌ語や独自の風俗習慣など固有の文化を有するとともに、人びとの間に民族としての帰属意識が脈々と流れていることから、アイヌ新法は、アイヌが独自の民族であることを当然の前提としている。

長い歴史の中で育まれてきた文化や伝統はそれぞれの民族の精神的基盤を形成する大きな要素であり、そのアイデンティティーの核を成すものである。このような文脈の中でアイヌの伝統や文化をとらえ、民族の誇りの源泉と位置付けたところにアイヌ新法の大きな特色がある。

「アイヌの人びとの民族としての誇り」とは、文字どおりアイヌの人びとが自らアイヌであることを誇りに思うことであり、民族の誇りの源であるアイヌの伝統及び文化が存続の危機にあるとともに国民一般に十分理解されていないなどの社会的な状況の改善が、アイヌ新法の立法動機であり立法目的であるといえることができる。

#### （2）アイヌ文化の振興策

近年、ユネスコの文化政策等の会議をはじめ様々な機会に、「文化の多様性」の重要性が強調されるようになった。この背景として、東西冷戦終結後も世界各地でなお民族紛争が絶えないこと等から、民族的対立の和解には文化的多様性を前提とした上での相互理解と尊重が欠かせないとの認識や、さらには様々な民族の文化は、世界遺産の保護の考え方にも現れているように、民族固有の資産であるのみならず、それぞれが人類共通の普遍的文化的資産としての価値があるとの認識が広がりがつつあることが挙げられる。そして、このような観点から、アイヌ文化を日本の文化をより多様で豊かにするものとして積極的に位置付けて、多様な文化の発展を図っていくことが重要である。

アイヌ新法第2条では、アイヌ文化を「アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産」と定義し、本法に基づく文化振興施策の対象範囲を明確にしている。

民族としての誇りの源泉となる文化を振興対象とする本法による施策推進に当たっては、アイヌ文化の発展基盤を将来にわたって再形成していく観点から、アイヌ文化を幅広くとらえることが必要であり、そのため、①言語としてのアイヌ語、②アイヌの人びとによって継承されてきた音楽、舞踊、工芸など有形無形の様々な伝統文化、③伝統文化に新しい工夫や表現を加えた文化活動（たとえばユーカラを題材とした演劇やアイヌ文様を生かした新しい素材を使った工芸品など）を対象としている。新法以前にもアイヌ語の収集、録音による記録などの研究が行われてきたが、新法によって体系的な保護が図られることとなったのである。

従来、文化財保護法の体系では、ユーカラなどアイヌ語を表現手段として生み出された文化的所産を文化財としてとらえることはあっても、言語そのものを文化財として扱っていなかったが、このことに関してもアイヌ新法の特色が見られる。

アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会の実現は、我が国社会の全体の問題として取り組む必要がある。そのため、アイヌ新法は第3条から第6条までの規定において、国及び地方公共団体にはアイヌ文化の振興等に係る施策を推進する上で、重要な役割と責任があることを示している。

#### 4 アイヌ新法における国と地方公共団体の役割

アイヌ新法は、国に対しアイヌ文化を継承する者の育成やアイヌの伝統等に関する広報活動などアイヌ文化の振興等の施策を推進するとともに、地方公共団体に対し必要な助言等を行うよう努力義務を課している（法第3条）。

また、アイヌ文化の振興等を図るための施策の円滑かつ一体的な実施を確保するため、内閣総理大臣は、基本方針を定めなければならないが、その策定に当たって、内閣総理大臣は、北海道開発庁長官及び文部大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、基本計画を定める関係都道府県の意

見を聴かなければならないとされている（法第5条）。

この基本方針は、アイヌ新法の施行を受けて平成9年9月に策定、公表されている（9月18日総理府告示第25号）。また、地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならないが、総合的に施策を実施することが相当であると認められる都道府県は、国の基本方針に即し基本計画を定めなければならない。これは、アイヌの人びとが多数居住し、新たな施策を展開する行政需要が多い都道府県については、国の基本方針に即し、効果的な施策を計画的かつ総合的に実施することが法律の目的実現のためには必要不可欠であるとの考えからであり、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第6条第1項の都道府県を定める政令」（平成9年政令第219号）により、北海道が指定されている。

今日、アイヌの人びとは自らの意思に基づき一人一人が様々な生活を選択している状況にあり、アイヌ文化の振興や一般国民に対する理解の促進を図る場合、本人の意思に関わらず一律に施策の対象にすることは必ずしも適当でない。また、具体的な施策の内容や実施方法についても、アイヌ文化の担い手であるアイヌの人びと自身の考え方や自発性を尊重しつつ、その活動を支援する必要がある。そのため、アイヌ新法では、国及び地方公共団体が必要な施策を実施するに当たってアイヌの人びとの自発的意思や民族としての誇りを尊重して行うよう配慮規定を置いている（法第4条）。

## 5 指定法人

アイヌ新法に基づき国が必要な施策を推進するに当たっては、アイヌの人びとを中心に組み立てられている民間レベルの自主的な活動を尊重しこれを適切に支援していく観点に立って、国自らが事業主体となり直接事業を行うのではなく、アイヌ振興等を設立目的とする民法第34条に基づく法人を指定して当該法人を通じて必要な業務を行うこととしている。そのため、第7条から第13条にかけて指定法人に係る所要の規定が置かれている。指定法人が行う業務は、アイヌ文化の振興、普及啓発、調査研究、助言、助成その他の援助等である。指定法人の性質上、全国的見地から統一的、専門的かつ機動的に業務を行う必要があることから、指定法人は全国を通じて一つの団体としている。

平成9年6月27日に、（財）アイヌ文化振興・研究推進機構の設立が北海道開発庁長官及び文部大臣によって許可された。同推進機構は、指定法人となることを予定して設立されたものであり、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進し、もって、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて我が国の多様な文化の一層の発展に寄与することを設立目的として、北海道及び道内の関係市町村の出捐により基本財産1億円でスタートした。同推進機構は、平成9年11月に指定法人としての指定を受けており、運営費及び事業費の財源は、文化庁、北海道開発庁及び北海道の補助金により賄われる。

北海道開発庁は「アイヌの伝統等に関する普及啓発」として普及啓発リーフレット等の発行など

を、文部省（文化庁）は「アイヌ語の振興」としてアイヌ語の指導者育成事業などと、「アイヌ文化の振興」としてアイヌ口承文芸伝承（語り部）育成事業、アイヌ文化フェスティバルの開催事業などをそれぞれ担当するとともに、「アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進」としてアイヌ関連総合研究等助成事業などを共管し、これらに関する事業に対して補助金を交付している。

このほかに、同推進機構は、東京周辺に居住するアイヌの人びとが文化交流や伝承活動を行うための場として、また、法人が実施する事業を円滑に行うため、アイヌ文化交流センター（東京都中央区）を設置している。

## 6 今後の施策

アイヌ新法の施行による具体的なアイヌ文化の振興は、その緒に就いたところであり、成果を上げるためには、今後とも長期間にわたる多くの関係者の協力と地道な努力が必要である。文化振興に対し責任を有する文化庁として、アイヌ語の普及振興、アイヌ文化の振興、これらに関連する実践的研究の推進を中心に、関係施策の推進に積極的に取り組むこととしている。

（なお、平成13年1月の中央省庁等再編に伴い、北海道開発庁は国土交通省として統合された。）

## 第12章 国立博物館、国立劇場、国立文化財研究所の沿革と事業

### 第1節 国立博物館の沿革と事業

#### 1 東京国立博物館

東京国立博物館は、総合的な博物館として、日本を中心に広く東洋諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保管して公衆の観覧に供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研究者に公開し、併せてこれらに関する調査研究及び出版物の刊行を行っている。

##### (1) 博物館創設の事情

我が国の博物館は、幕末から明治初頭の時期、西欧の文物が取り入れられる中で、欧米の博物館に対する知見を基にして、国内の実状に即して設けられた。

欧米の博物館事情については幕末開国のころから知られていたが、英国で開かれた第3回万国博覧会(1862年)、さらにはフランスのパリで開かれた第4回万国博覧会(1867年)等により、直接、具体的に知る機会を得て博物館建設の気運が高まった。

その後、オーストリアのウィーンで明治6(1873)年に第5回万国博覧会を催す計画があり、この博覧会に我が国も参加・出品をすることになったが、明治の新政府として国際事業へ正式に参加するのは初めてであった。このため、明治4(1871)年5月に大学南校物産局による物産会を開催し、また同年7月には従来の大学に代わって設置され、大学南校物産局を引き継いだ文部省博物館により東京湯島の聖堂内の大成殿を博物館展覧場と定めて博物館を設置する準備を開始し、明治5(1872)年3月に万国博覧会出品の予備事業として「文部省博物館」の名の下に大成殿において最初の博覧会を開催することとなった。ここにおいて、我が国最初の博物館が発足することになり、この年をもって東京国立博物館の創立の年とされている。

この博物館は、明治6年に太政官正院に置かれた博覧会事務局に合併され、その所在地である内山下町(現 東京都千代田区内幸町1-1)に移転された。施設は旧島津藩邸等の建物を改修したもので約1万7,000坪の敷地があった。

これより先、博物館は、明治6年に内務省が設けられたころから博物館事業と博覧会事業の性質についての分離、合併の議論の中で制度の改正が要望され、明治8年に博覧会事務局を博物館と改称し、内務省に属することに改められた。

博物館の当時の建物は、日本式家屋9棟に新たに3棟を増築したものであり、この12棟の建物を陳列場としていたことから、将来的には欧米のような博物館を本建築することの必要性が痛切に感じられていたが、明治15年、上野寛永寺本坊跡地の現在地に第2回内閣勸業博覧会美術館として使

用された建物(旧本館。明治14年1月に竣工)に移転した。この建物は、階上16室、階下14室、合計30室の煉瓦石造の二階建て総面積1,400坪余りに75坪余りの1棟を附属とする赤い煉瓦造りで、上野公園の緑樹の中の偉観であり、明治初期の洋風建築の代表的なものであった。

##### (2) 宮内省時代の博物館

博物館の所管は、明治14年に内務省から農商務省に移り、さらに明治19年には宮内省となり、名称も明治22年に「帝国博物館」、明治33年に「帝室博物館」と改められた。この時代は、事業の性格も非常に変化した時期であった。帝室博物館になってからは、殖産興業に関する部門やそれに関連する事業を縮小して、歴史・美術・工芸の部門を基本とすることとなり、以前のような各地方機関との連絡や博覧会事務局との協力事業など政府と関係する事業は次第に減少していった。また、帝室博物館は、大正3年に大正博覧会から引き継いだ教育学芸館を文部省へ譲渡し(大正6年)、上野公園・動物園を東京都へ下賜(大正13年)、京都帝室博物館を京都市へ下賜(大正13年)、明治40年に東京府勸業博覧会から引き継いだ竹の台陳列館を文部省へ譲渡し(大正15年)、さらには、動物・植物・鉱物等の収蔵陳列品を文部省、学習院及び東京大学等に譲渡(大正14年)するなど、土地・建物・収蔵品等を分割することで、総合博物館の形態が美術歴史博物館へと変わっていった。また、博物館の収蔵する展示資料については、典籍文書類が宮内省に保管される一方で、重要物件は皇室宝物類に登録されその取扱いを厳に制限される制度が定められるなど、いわゆる宮廷博物館的な性格を帯びていった。

帝室博物館は、殖産部門、自然科学の部門が軽減されたため、美術・歴史に関する部門の事業を活発にする転換期となり、宮内省に臨時全国宝物取調局が設置(明治21年)されると博物館の職員が多くが調査を担当することとなった。このことは、長年の懸案となっていた収蔵品の調査事業にも反映され、宝物の調査活動は本格的に展開されることとなり、各府県・地域・所蔵者別に目録を作成し、古文書、絵画、彫刻、工芸品等の種目ごとにそれぞれの重要度を8等級に区分・登録することとし、品物に鑑査状を添える等により、特に重要品については写真撮影をし保存を行った。明治21年から明治30年までの9か年にわたり調査した宝物は21万点に及び、このうち歴史上、美術工芸上で優れたものなどは約8,000点にも上るものと見られる。明治30年の古社寺保存法の制定は、この調査によるところが大きい。その後、取調局の調査は帝室博物館に正式に引き継がれたが、宝物取調事業当時の、社寺の建造物・宝物類に関しての歴史の証徴、美術の模範となるべきものを評価の基準とする考え方は踏襲された。

帝室博物館は日本美術史の編纂を考慮し、全国の宝物取調調査事業と関連して資料を整え、明治33年にフランスのパリで万国大博覧会が催されるに当たって美術史の編纂を優先して行い、フランス語に翻訳するなどの後に「日本帝国美術略史」として刊行した。この書は我が国の総合的な美術史を概観する研究資料として注目されている。

施設の整備については、明治33年2月11日の大正天皇御成婚の大典盛事を記念して、東京府知事、市長を中心とする東京市民が祝意を表すために美術館を建てて献納することを立案し、東宮御

慶事奉祝会を組織して、各府県、米国など多くの募金・賛助を得て博物館構内に新陳列館を建設することとなった。この建物は、明治41年9月に竣工し、同年10月10日には献納されて「表慶館」と命名された。

大正12年9月1日に関東地方を襲った関東大震災は、東京帝室博物館の赤煉瓦の本館等を大破させたが、表慶館は幸いにも破損を免れたため、同館において、従来の本館で行っていた各部門の陳列を縮小したり、室数が少なく陳列を十分に行うことができないために適時陳列替を行ったりするなどの工夫を行うとともに、春秋の季節には特別展覧会を開催し、博物館が収蔵している品物以外に社寺その他所蔵家の出品を要請したりする等により、陳列品を充実するための努力が図られた。

宮内省では、東京帝室博物館の旧本館に代えて再び陳列館を建設する計画があったが、昭和3年、天皇陛下の即位大典が行われたのを機会に大礼記念帝室博物館復興賛賞会が設けられ、国内外の有識者に呼びかけて東洋古美術館を建てて献納する事業が企画され、昭和12年にこれが旧本館の位置に完成した。この東洋古美術館（現在の東京国立博物館の本館）は陳列室25、収蔵庫6、収蔵を兼ねた陳列室3のほか、団体休憩室、特別観覧室、カタログ室、写真室、修理室が設けられており、特に、陳列室の採光、収蔵庫の温湿度の調整装置は、当時の美術館・博物館として我が国で最初に導入された設備として一躍脚光を浴びるなど、東京帝室博物館の特色となった。また、附属して建てられた別館には、研究や普及活動に役立てるために、講堂、図書館が設けられた。

昭和16年頃、戦時情勢の緊迫により東京帝室博物館の収蔵品の疎開が行われ、一時期閉館したが、幸いにして被害は建造物の一部に留まり、戦争終了に伴って、疎開先から一部運送された美術品を陳列して、昭和21年3月24日、「日本風俗展」をもって観覧を再開した。

### （3）文化財保護委員会時代の博物館

昭和22年5月に、東京帝室博物館は、文部省社会教育局文化課国宝調査室と国宝保存修理室及び文部省附属美術研究所と合併して、文部省所管の国立博物館として新たに発足することとなった。また、その組織は陳列、事業、調査、保存修理、資料、監理の6課と附属研究所とされるとともに、奈良帝室博物館を国立博物館奈良分館とした。

国立博物館が行うこととされた国宝調査、保存修理の事業は、昭和25年の文化財保護法の制定により、国立博物館から分離し文化財保護委員会の取り扱うところとなり、また、国立博物館附属美術研究所は美術研究所として独立することとなった。このように国立博物館は僅か4年を経ずに文化財を保管し展示する事業を行うための文化財保護委員会の附属機関となり、昭和27年には、奈良分館も奈良国立博物館として独立し、同委員会に属することになった。

文化財保護委員会は、文化財保護法の目的を達成するために、文化財の保存及び活用、文化財に関する調査研究その他必要な事務を行うこととなり、事務局として総務部、保存部の2部が置かれ、附属機関として文化財専門審議会、国立博物館、研究所が設置された。昭和26年12月24日の文化財保護法の一部改正により、昭和27年4月から国立博物館は東京国立博物館と改称され、また、大正13年に宮内省から京都市へ下賜された京都帝室博物館は国立に移管されることとなり、文化財

保護委員会傘下に現在の3館2所（東京・京都・奈良の3国立博物館及び東京・奈良の2国立文化財研究所）の組織が確立された。

また、従来国立博物館以外には美術品を展示する国立の施設はなかったため、東京国立博物館は、明治以来、当時のいわゆる現代美術をも収蔵展示するとともに、外国の美術作品についても数や質はともかくとして収蔵し展示していたが、国立近代美術館（昭和27年6月）と国立西洋美術館（昭和34年4月）の二つの国立美術館が設置されたことにより、これ以降、東京国立博物館の展示はアジア地域の古美術中心になり、ヨーロッパの近・現代絵画の特別展は国立西洋美術館で実施されるようになるなど、事業内容に変化が生じることとなった。

このころの東京国立博物館の本館は古美術を取り扱い、表慶館は明治以降の美術を中心に事業を行うという建前をとっていたが、表慶館は、昭和29年にフランスから松方コレクション返還のための臨時の受入れ施設とするために閉館し、昭和31年には考古の展示場となった。表慶館が考古の展示場となった背景には、やはり戦後の考古や歴史に対する国民の関心の高まりや、考古の列品の数の多さに対応する十分な展示場の確保の考慮があったものと考えられる。

東京国立博物館の展示活動は、平常陳列のほかに特別展・特別展観ものも頻繁に行われるようになり、文化財保護委員会が行った海外における日本古美術の展覧会に協力するなど、自らが主体になった展覧会以外の活動にも積極的に参画した。

昭和26（1951）年に講和条約記念「日本古美術展」がサンフランシスコのデ・ヤング記念博物館（現東洋美術館）で開催され、昭和28（1953）年にワシントンの国立美術館を最初の会場として開催された「アメリカ巡回日本古美術展」は、ニューヨーク、シアトル、シカゴ、ボストンにおいて、約1年間の年月を掛けて行われ、仏画、絵巻物、水墨画、屏風、襖絵等の絵画や彫刻の計91件が出品された。この巡回展は、その当時数回行われていた日本美術の海外展示の規模及び作品のレベルにおいてこれまでにないものとなり、また、米国内で日本に対する関心が高まりつつあった時期でもあったため極めて効果的であった。しかし他方では、日本古美術品が脆弱な性質のものであるため、このような長期の海外展がその保存に与える影響を案じる声も相当にあった。しかしながら日本古美術展の開催の要請は、米国における反響により、英国、フランス、オランダ、西ドイツ等のヨーロッパ各国までに及び、昭和33年の「ヨーロッパ巡回日本古美術展」へとつながった。

東京国立博物館の陳列は、昭和39年10月に「法隆寺宝物館」が開館し、さらには昭和43年10月に「東洋館」が開館したことにより、陳列面積が大幅に増加し、本館の日本美術、表慶館の日本の考古遺物と併せて平常陳列が著しく充実し、また、各陳列別に体系的な整備ができるようになった。この両館の新設により、法隆寺献納宝物や東洋の古美術・考古遺品の陳列が十分に可能なものとなるだけでなく、今まで本館に陳列されていたものが移ったことにより、その後の本館の日本美術陳列面積も著しく増加するに至った。時に本館において開催された特別展は東洋館地階の専用展示室で行うことが可能となり、これによって本館の日本美術品陳列館としての体系的な陳列ができることになったのである。しかし、一方において、法隆寺宝物館と表慶館の考古陳列は例外としても、本館と東洋館は、この増加した陳列室での鑑賞に耐え得る優れた美術品等を陳列するために、陳列

品の増加や他からの優れたものの出品の増加への努力がより一層求められた。

#### (4) 東京国立博物館の現況

東京国立博物館は、昭和43年6月の文化財保護委員会の廃止と文化庁の発足により同庁の所管となり、その後組織の整備を行うとともに、展示・資料の収集、組織の拡充、施設整備の充実を図ってきている。

東京国立博物館の展観事業は、平常展（常設展）と特別展があり、平常展においては日本の古美術、考古資料をはじめ東洋諸地域の美術品を常時展示するとともに、特別展では、館独自の企画で行うもの、文化庁等の諸機関や新聞社等との共催による共催展、文化庁や各種の文化施設との共催による巡回展、また海外博物館・美術館と交互に行う展覧会等様々な形態による展示を行っている。

これまで東京国立博物館での特別展の開催は、主に本館で行われてきたが、本館の特別展示用のスペースがごくわずかであり、質・量ともに充実した特別展においては常設展示室を一時転用せざるを得ない状況であった。このことは、来館者が快適に特別展を観覧できないばかりでなく、東京国立博物館の最も重要な事業の一つである日本の古美術の常設展示が一時的に縮小あるいは中断することにより、常設展示の陳列体系が組めず、日本の古美術の全分野にわたる展望を得ることができないなどの支障を来していた。このため、東京国立博物館では、早くからこれらの現状と課題を踏まえた上で将来の在り方について構想をまとめ、その実現に係る基本的な問題について検討してきた。平成4年に至り、東京国立博物館評議員、学識経験者、関係機関職員による「東京国立博物館中長期構内整備計画に関する調査会」が設置され、構内の中長期的な整備計画の方針について熱心に審議が行われ、平成5年にまとめられた調査会報告を基に、東京国立博物館の最優先課題であった新しい展示棟の新営計画に早期に取り組むこととなった。

このような経緯を経て、平成5年度第1次補正予算において、皇太子殿下御成婚記念として平成館の新営に着手することとなった。平成11年10月に閉館した「平成館」は、これまで東京国立博物館が日本の考古資料の常設展示室、寄贈品展示室、収蔵庫に関して抱えていた多くの課題と併せ、上記の諸問題を解消すべく、企画展のための専用の特別展示場等を整備するために建てられたものである（延床面積17,981㎡、展示室4,554㎡、収蔵庫2,119㎡、SRC、地上4階、地下1階）。これにより、本館は日本美術の常設展示専用となり、また、表慶館に展示されていた考古資料は平成館1階に移設された。表慶館は、生涯学習関連施設として活用する計画が検討されている。

なお、法隆寺宝物館は、正倉院宝物と並ぶ古代美術の宝庫として知られる法隆寺献納宝物をまとめて保存する建物として昭和39年に閉館したが、これらの宝物は製作されてから1,300年以上を経た作品が多いため、保存を第一に考えて公開日を週1日に限り、しかも、悪天候の日は公開されなかった。平成11年7月に閉館した現在の宝物館は、公開日の増加を強く求める声に対応し、これまでの保存中心であった施設を、保存機能を高めながら広く一般公開の可能な施設とするために建てられたものである（延床面積3,980㎡、地上4階、地下1階）。

東京国立博物館の収蔵品は、日本及び東洋諸地域の美術工芸品、考古資料等が89,800件あり、このうち国宝は89件、重要文化財は578件である。

これらの収蔵品は、館で購入したもののほか、篤志家によるコレクションの寄贈等によるものも多く、これ以外に陳列のために社寺や個人から寄託を受けたものが2,400件ある。

資料及び情報の提供については、昭和59年の資料館閉館が設けられ、それを機に研究用写真資料、美術史・歴史等の刊行物、全国の博物館・美術館から寄せられた各種資料等の有形文化財の情報資料を、研究者を中心に広く一般に公開してきている。また、陳列品等の写真撮影、模写、模造、熟覧及び東京国立博物館所有の写真原板の使用等を認める特別観覧制度を設けて、学術研究、教育等の一助としている。

平成12年3月末現在での主な図書・資料の数は、図書（和書、漢籍、洋書）が13万8,599冊、国内埋蔵文化財発掘調査報告書が2万2,067件、国内展覧会目録が9,234件、写真原板は25万5,730枚、マイクロフィルムが2,866巻等となっている。

情報化の進展への対応としては、平成7年度から文化庁が進めている各機関のインターネットを利用しての情報を国内外に提供する文化財情報システム構想により、東京国立博物館が中心となって、全国の博物館・美術館がそれぞれ独自に作成した情報提供システムを相互に結び合わせることで、各館の収蔵品を一元的に検索・利用できる分散型の情報ネットワークシステムを構築し、全国文化財情報システムとして、平成8年度に運用を開始した。

特に、博物館・美術館等の収蔵品に対する情報を一元的に検索できる「共通索引システム」は、それぞれの機関がインターネットで公開している文化財情報について、作品名等の見出しに含まれるキーワード、つまり作品名、作者名、製作時代及び収蔵者等の基本索引情報を東京国立博物館の同システムに登録してもらうことによって、一般の愛好者や研究者がキーワードを入力するだけで、該当する文化財情報を検索することができるものであり、同システムへの参加を国立博物館・美術館だけでなく、公私の博物館・美術館や地方公共団体に広く呼び掛けている。

また、博物館・美術館の情報システムに関心のある文化財・美術関係者に「共通索引システム」への参加を求めるとともに、同システム等の内容の啓発を行い、インターネット等によりデジタル化された情報をより良く国民に提供するための方法等について広く話し合うための場として「文化財情報システムフォーラム」を設けている。

さらに、平成11年10月に東京国立博物館ホームページ正式版を立ち上げ、従来のサービスに加えて、カラーフィルム検索、ガラス乾板の検索、図書検索、施設の案内、平常陳列及び特別展の案内等を英語版と共に掲載している。

東京国立博物館の行っている普及事業としては、文化財について広く一般に周知、啓発を図るため、月例講演会、記念講演会等を広く開催する一方、国内外の公立博物館・美術館等の展覧会等への収蔵品の貸与を行っており、また、「国立博物館ニュース」等の定期刊行物をはじめ、展覧会に関する解説図録、研究図録等も刊行している。

調査研究等については、有形文化財に関する特別調査・研究の面でも、館研究員や客員研究員に

よって数多くの優れた実績を上げている。

東京国立博物館は、現在に至るまでには、国の制度の改廃に伴ってその時々には主管官庁が替わり、また、社会の流れに対応するために事業活動を変革してきたが、終始一貫博物館事業を通して、社会教育・生涯学習等のために尽くしてきたといえる。

今後においても、国民の価値観の多様化、高度化した学習意欲等にこたえるために、学校教育との連携や情報機器による解説等の教育活動や普及広報活動の充実を一層図る必要がある。

## 2 京都国立博物館

京都国立博物館は、古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍社寺等の美術全般にわたる文化財を収集・保管して公衆の観覧に供し、併せてこれに関する調査研究及び事業を行っている。また、文化財保存修理所において、国宝や重要文化財等の修理、保存処理及び模写等を行っている。

### (1) 博物館創設の事情

明治初年の天皇の車駕東幸（東京遷都）は京都府民に反発と不安を与えた。これを解消するために下付された産業起立金は、京都府による勸業政策の実現に利用され、舎密局、勸業場などが設けられた。明治4年、日本で最初の博覧会、京都博覧会が開催され成功を収めたが、その成功により、以後、博覧会は毎年開催され、京都府ではここで蒐集された多くの古物、天産物を恒久的に展示し、教育的な効用をあげることを期待して博物館の設置を構想した。

明治8年、京都府は博物館告諭を出し、恒久施設としての博物館（京都博物館）の設置を提唱し、市民に所蔵品の提供を呼び掛けた。一説には、この京都博物館は京都御所内の旧米倉を借りて公開されたと言われている。しかし、列品蒐集は進められたが、建物自体は建設されず、博覧会場での陳列を行うなどしていたが、京都府の勸業政策の転換もあって、明治15年廃止が決定された。ただ、京都博物館の設置は古器旧物への関心を高めることに一定の寄与をした。

明治維新後の欧化主義の風潮と折からの廃仏毀釈の波につれ、伝統的な古器旧物の軽視、破壊が盛んに行われていた。明治18年、内閣制度の発足に伴う機構整備に際し、博物館行政の勸業政策と文化財保存の分離が行われ、博物館は宮内省に移管された。明治21年、臨時全国宝物調査によって京都・奈良を中心に多くの優れた美術品、歴史遺産があることが再確認され、その保存のために関西に博物館を設置する構想が計画された。このような状況の中で、明治22年5月宮内省図書寮附属博物館が改組され帝国博物館となり、同時に帝国京都博物館が設置された。

帝国京都博物館用地には七条御料地（旧恭明宮跡地）が選ばれ、明治25年に建物の建設工事に着手した。建設に先立つ明治24年、京都博物館の収集品1,076点が博物館に寄贈され、これらが帝国京都博物館の最初の館蔵品となった。

そして明治29年、社寺所有の文化財の寄託が始まり、それに伴い関係者に博物館の意義・建物の堅牢性等について実地説明が行われた。こうした博物館と所蔵者との相互理解を基にした列品収集

活動は、現在も京都国立博物館の基本精神として受け継がれている。当時の陳列品には社寺文化財以外に、個人出品の物も含まれていた。

このような経緯を経て、明治30年5月、帝国京都博物館は開館した。当日の参観者は1,928人を数え、皇太后服喪期間中のため、ごく簡素な開館式であったにもかかわらず、これだけの入場者を数えたことはこの地における博物館への関心の高さを物語っている。

陳列は毎月10日、20日、月末の休日に陳列替えを行い、その陳列品は必ず地元新聞に掲載されていた。この平常陳列以外にもテーマを設定した陳列なども行われ、開館年の翌正月には特別陳列「雪と松竹梅」、春には特別展覧会「豊臣時代品陳列」が行われた。これ以後、正月の特別陳列は干支や歌会始の御題にちなんだものとして恒例となり、春の特別展も続けられていくこととなる。

### (2) 京都帝室博物館・恩賜京都博物館の時代

明治33年7月に帝室博物館官制が施行され、京都帝室博物館と改称された。その際に部課分掌が若干変わったが特に大きな変化はなく、帝国京都博物館と同じく10日ごとに陳列替を行う平常陳列のほか、特別展覧会や特別陳列を実施し積極的な活動を行った。明治34年には初めて陳列品目録を発行し、大正2年には英語版絵画目録も刊行した。明治40年、開館10周年記念事業として特別展覧会「開館十年記念和漢名画展覧会」を行い、絵葉書やリーフレットの発行、記念スタンプの作成等も行った。

大正13年2月、皇太子殿下（昭和天皇）の御成婚を機に京都市に下賜され、恩賜京都博物館として新しい道を歩むことになる。この時代には独自性豊かな活動が見られ、現在まで引き継がれている「夏期講座」もこの年に初めて実施された。「仏像供養会」も恩賜京都博物館時代に始められ、継続していたかは不明だが現在も執り行われている。また、戦後の混乱が続く中でいち早く特別展覧会を行うなど、常に積極的に活動し続けてきた。

### (3) 文化財保護委員会の時代

昭和26年に文化財保護法が改正され、恩賜京都博物館は国（文化財保護委員会）に移管することとなり、昭和27年4月に京都国立博物館として再出発するが、この国立移管で恩賜京都博物館から引き継がれたものは、館蔵品の列品831件及び参考品486件、寄託品2,501件、図書7,287冊、写真5,510枚等である。

しかし、この館蔵品数では質量ともに不十分であり、館蔵品の充実が当面の課題となった。当時の購入予算では十分な収集が不可能であり、東京国立博物館から100点余が管理換えされるが根本的解決とはならなかったため、購入予算の増額が強く求められていた。昭和35年頃から少しずつではあるが予算も増額され、館蔵品の充実が図られるようになってきた。

また、館内施設の充実を図るため、開館10年後から既に問題となっていた本館の修理を昭和28年から実施し、さらに31年に新収蔵庫を建設、38年には事務庁舎と講堂、それに引き続き昭和41年に新陳列館が完成した。これ以後は、新陳列館で平常陳列を行いながら、本館で特別展覧会を開催す

ることが可能になったのである。

国立移管後の博物館を側面から支えるため、昭和28年、博物館の事業を協賛援助し、会員のための文化財鑑賞会・見学会等を通じて美術知識を普及するという趣旨に賛同した美術愛好家が集まって清風会が設立され、現在も支援関係が続いている。

#### (4) 京都国立博物館の現状

昭和43年6月、文化財保護委員会の廃止と文化庁の発足によって、京都国立博物館は文化庁の附属機関となった。

博物館事業のうち調査研究分野が重視されていく中で、京都国立博物館では、文化財の集中する京都においていまだに重要な作品が十分な評価を受けないまま埋もれていることを重視し、昭和54年度から、組織的な調査として京都社寺の文化財の悉皆的調査を実施した。初年度は、京都市伏見区を対象に調査し、その結果を「京都社寺調査報告Ⅰ」として刊行した。翌年度は、「地域寺院調査」として伏見区から京都府南部地域を調査したほか、「特定社寺及び遺跡調査」をはじめ、この伏見区を中心とした調査は昭和60年度まで続けられた。昭和55年度から4年間かけての文化庁と京都府教育委員会が行った京都市内の社寺の悉皆調査（文化財集中地区特別総合調査）との重複を避けるため、昭和61年度からは、多くの文化財を抱える特定社寺の調査に絞って実施することになった。この特定社寺調査は、智積院、仁和寺、万福寺、清水寺等々を実施し、これらの成果はその都度報告書として刊行され集積されているほか、特別陳列や特別展覧会にも反映されている。特別陳列として実施した「京洛仏像の新資料」は、館員の個人的な調査による成果と、京都国立博物館として行った「地域寺院調査」及び「特定社寺調査（壬生寺・檀王法林寺）」の成果を公開展示したものであった。また、社寺調査の成果を大いに取り入れて実施した特別展覧会として「仁和寺の名宝」がある。これは、昭和62年に実施した社寺調査に基づいて実施したもので、この調査に際して、その美術史的価値が初めて認識された薬師如来坐像等、従来一般に知られなかったいわゆる新資料が多く展示された。

さらに、文化財保護への理解が高まりその要望が強まる中、国宝や重要文化財を安全な環境で、しかも設備の完備した施設で修理及び模写・模造等を行うことを目的として、昭和55年に文化財保存修理所が開設された。京都国立博物館では、帝国京都博物館として開館して以来文化財の修理を実施してきており、博物館設立当初からの基本的な運営方針として、受託規則第2条の「帝国京都博物館へ寄託した社寺什宝の修繕費は当館に於いて之を負担すべし」との規定が設けられていた。これに基づいて、受託を受ける際には、修理を条件にしていたことが記録されている。我が国最初の総合的文化財修理専用施設としての文化財保存修理所は、京都に修理技術者の多くが集まっており、また、京都国立博物館が従来から修理所を持っていたという歴史的な経過等から、京都国立博物館に修理所を置くことが最もふさわしいと考えられたもので、彫刻室、漆工室及び染色室等を有する延べ面積2,786㎡（地上3階、地下1階）の施設を開所し、毎年200件前後の文化財の修理を行っている。

これを契機にして、これらの修復文化財に関する諸資料の収集、調査研究や修復に関する技術的な情報の提供等の機能の充実と、新たな社会的要請にこたえる博物館事業の一層の飛躍を図るために、昭和56年に京都文化資料研究センターが設置され、博物館の学術研究機関及び情報資料センターとしての役割を明確に位置付けることとなった。京都文化資料研究センターには、資料調査研究室、資料管理研究室及び文化財保存修理管理指導室の3室が置かれ、資料調査研究室では、主として、京都文化に関する調査研究の企画及び調査研究結果の公表を担当し、資料管理研究室では、京都文化に関する写真資料の作成・収集・保管・提供等及び写真資料データ・ベースの作成を担当し、文化財保存修理管理指導室では、文化財の保存修理に関する専門的・技術的な指導と資料の収集及び調査研究等を担当している。

また、京都国立博物館では、調査研究の成果を外部の研究交流に役立てることはもちろん、さらに高等教育における研究指導にも協力している。平成6年度から京都大学大学院、平成11年度からは京都橘女子大学と提携し、講義を受け持ち後進の指導に当たっている。

京都国立博物館は、文化財の収集保管、陳列、調査研究以外にも、情報発信の場としての役割を担っている。夏期講座（大正13年～）、土曜講座（昭和48年～）の開催、研究紀要「学叢」（昭和54年～）の発行等は、京都国立博物館の調査研究の成果を市民に公開するものである。ハイビジョンによる国宝、重要文化財などの名品解説は文化財をわかりやすく、より深く鑑賞してもらうに役立っている。また、子供達向けの解説シート「博物館Dictionary」は、陳列品をわかりやすく解説し、子供達の文化財に対する興味を深めるという教育的役割も有している。

一方、京都国立博物館が集積してきた収藏品調書・写真資料等の文化財情報のデジタル化も進められている。これは、平成8年にホームページが開設されて以来、京都国立博物館の情報システムによってインターネットを利用し、集積した情報の一部を来館者及び国の内外に広く公開するという目的の下に進められており、順次その情報は公開され、日本国内だけではなく外国からもアクセスされている。

このように京都国立博物館は、明治30年の開館以来、時代の流れや参観者のニーズに応えるために可能な限りの変貌を遂げてきた。しかし、移り変わる時代に即応するには様々な困難がある。陳列品についても、購入費の増額、文化庁の購入した文化財の管理換えや篤志の寄贈等により質量ともに充実してきているが、それらを保存管理していくためには施設や体制も同様に充実させなければならない。また、博物館そのものの役割や在り方が大きく変化してきている現在、より優れたサービスを行うためにも、新たな展示場として準備が進められている「百年記念館（仮称）」の完成が待たれている。

### 3 奈良国立博物館

奈良国立博物館は、仏教美術を中心とした有形文化財について、収集・保管して公衆の観覧に供し、併せてこれに関する調査研究及び事業を行っている。

### (1) 博物館創設の事情

明治22年5月16日の宮内省告示により、帝国博物館（東京）及び帝國京都博物館（京都）とともに、帝國奈良博物館（奈良）の設立が公布され、官制が定められた。帝國奈良博物館は、敷地を奈良御料地と定められ、明治25年2月29日に本館建築に着手し、明治28年4月29日に開館した。

帝國奈良博物館の建物及び敷地は、現在の奈良国立博物館が継承しており、土地は登大路の道路に沿った2万3,996坪（79,426㎡）にわたるもので、東は東大寺の南大門から南に通じる道路に接し、西は春日大社の一の鳥居から北へ押上町に通じる道路を隔てて旧興福寺の東大門に相対する地域であり、元来は興福寺の寺地で、登大路に面した北半分には塔頭の建物が建ち並んでいたところである。開館における最初の展覧会の出陳品は、御物11点、宸翰22点、歴史関係品38点、美術品91点、美術工芸品91点等であった。

宮内省では、明治33年6月26日の官制の改正により、帝国博物館（東京）の名称を改めて帝室博物館とし、同時に京都、奈良の帝国博物館も改名し、奈良は奈良帝室博物館と称することとなった。

明治41年1月に宮内省は正倉院を帝室博物館の主管としたことから、東京帝室博物館と密接な関係に置かれることとなり、大正3年には、奈良帝室博物館に正倉院掛が移された。このため奈良帝室博物館では、別に瓦葺平屋木造の建物を新築して古裂類の修理作業室に充てた。

その後、各社寺からの寄託品が次第に増加し、従来の本館内に附属する列品収蔵庫が狭隘となったので、昭和11年9月に本館南側の土地に総建坪622㎡（鉄筋コンクリート造、地上2階）の陳列品収蔵庫を建設すべく起工式を行い、翌年の秋に完成を見た。

### (2) 正倉院展の開始

正倉院に伝わる正倉院宝物（昭和22年に国有になるまでは皇室財産で、正倉院御物と呼ばれていた）は、昭和15年の「皇紀紀元二千六百年記念」に際して、東京で一部が公開されたことはあるが、通常は一般に公開されることがなかった。しかし、終戦の翌昭和21年の春になると、正倉院宝物を一般に公開して欲しいという声次第が高まってきた。その背景には、当時、疎開のため梱包されていた正倉院宝物が、終戦によって解梱されることになり、戦時中に一時中止されていた曝涼が再開されるとの観測により、その節には一般公開をしてほしいとの強い願いとなったものと考えられる。このように地元の要望と宮内省の努力もあって、正倉院宝物の奈良帝室博物館における一般公開は、昭和21年10月19日から開催されることとなり、会期中には、第2会場として正倉院校舎も軒下まで開放して公開された。

出陳された宝物の内容は、北倉から8点、中倉から14点、南倉から11点であった。初めて行われた正倉院宝物の一般公開は全国的な話題となり、正倉院展を観覧しようとする人々が各地から奈良に集まり、この間の入館者は招待者を含め21日間で15万人に達し、奈良帝室博物館の過去10年間の入館者の総数に匹敵すると評された。このように正倉院展に対する国民の期待が高まるにつれて、

奈良の諸神社・寺院も正倉院展会期に合わせて神宝、寺宝の特別公開を行うようになった。

正倉院展は本館で行われていたが、昭和47年に陳列新館（現在の西新館）が完成すると昭和48年からは新館2階の陳列場が充てられ今日に至っている。入館者は、本館会場時代の第1回を除いて毎年4～5万人平均であったものの、新館会場となった昭和48年度以降は平均15万人前後となっている。これは正倉院宝物に対する国民の関心が年々高まっていることを示すとともに、入館者数には施設の改善も大きな影響を与えることを物語っている。

### (3) 宮内省から文部省への移管

昭和22年5月3日、新憲法が公布された日に、奈良帝室博物館は宮内省から文部省所管の博物館となり、国立博物館奈良分館として新たに発足することとなった。この機構改革は、美術品を中心とする文化財行政を一元化するために、保存と展示を一体化すべきであるという意見に基づいて行われたものであり、フランスの制度を参考にしたいわゆる大博物館構想の表れであった。

さらに、昭和25年に文化財保護法が施行されたことにより、国立博物館は文化財保護委員会の附属機関となった。また、昭和27年7月には文化財保護法の一部が改正され、同年8月1日から奈良国立博物館として独立した。

### (4) 奈良国立博物館の現状

昭和43年6月、文化財保護委員会に代わって文化庁が発足し、これに伴って奈良国立博物館は文化庁の附属機関として活動することになった。

奈良国立博物館の陳列館は、明治28年に本館が開館して以来、長らく唯一の陳列館であったため、展示活動が充実するのに伴いその狭隘さが指摘されていたが、昭和47年3月31日に延面積5,856㎡（鉄筋コンクリート造、地上2階、地下2階）の陳列新館が完成したことにより、展示面積2,174㎡、収蔵面積1,414㎡と改善された。

さらに、より一層充実した博物館活動を展開するために建設していた第2新館（現在の東新館）が平成9年10月に完成した。施設の増築・改築が実現したことによって、従来との比較で展示面積が約1.7倍となり、平常展示を充実するとともに各種の企画展示が円滑に行われ、長年の課題であった特別展の混雑が緩和された。

なお、奈良国立博物館は奈良公園の中にあることから、昭和56年に本館と東西新館を結ぶための通路を地下に設置した。また、新たに平成9年に完成した地下回廊は、本館と東西新館を結ぶ全長150mの連絡通路であり、憩いの空間として一般に無料開放している。この地下回廊には、ミュージアムショップと喫茶ラウンジがあり、通路壁面には陳列窓を設け、仏教美術を理解する上で参考となる仏像模型の陳列等を行っている。

また、昭和50年前後から学術研究面でコンピュータが利用されるようになると、国立博物館が所蔵する文化財情報資料を国公立の博物館相互で有効利用できるように、さらには研究機関、研究者及び市民に公開・活用できるように検討が進められ、昭和55年には仏教美術に関する調査研究資

料の作成、収集、整理、保管とその公開を目的とする施設として「仏教美術資料研究センター」が設置された。同センターの建物は、奈良県物産陳列所（明治35年、関野貞設計）として建設され、昭和20年代から奈良国立文化財研究所が庁舎として使用していたが、同研究所移転後奈良国立博物館所管となり、昭和58年に重要文化財に指定され、62年の修理後、仏教美術資料研究センターの庁舎及び書庫として活用されている。

平成の新時代を迎えると、生涯学習等の社会の進展に伴って、国立博物館の活動は、国民の要請を受けるなど様々な改善、見直しが行われるようになった。特に、平成4年から始まった義務教育における学校の第2土曜日の休校については、官公庁、銀行等の週休2日制の導入とあいまってこれに対する対応が求められ、奈良国立博物館でも、展示、講座、普及、学習等の各分野の充実が図られることとなった。

平成9年には、解説ボランティア制度を創設し、平成12年4月1日現在69名のボランティアが展覧会の展示物の解説を中心に、施設案内、特別展期間中のインフォメーション、文化財教室等の学習普及活動の補助等を行っている。

平成10年には西新館に隣接した東新館が開館し、両館が一体となって展示活動のみならず、学習、普及等の国民から求められる博物館の在り方にこたえ得る機能を発揮することが期待されている。

また、平成11年度においては、本館免震装置付陳列ケース設置工事が完了し、平成12年度には、木工室や薫蒸室等、必要な設備を整えた文化財修理施設を整備している。

奈良国立博物館の展示は、長年にわたり調査研究を実施してきた仏教美術作品を中心としたものとなっている。本館は重要文化財に指定されている重厚な建造物で、これを彫刻展示館とし、我が国の上代から中世にかけての仏教彫刻の変遷を一通り理解できるように、選りすぐった作品を展観している。特に、彫刻部門の展示は、飛鳥時代から奈良時代の作品、あるいは平安時代から鎌倉時代の作品が質・量ともに優れており、他の博物館では見られない充実した展示になっている。西新館は、考古・絵画・書跡・工芸の各部門の文化財を展示しており、このうち材質の脆弱な絵画と書跡の部門は、ほぼ毎月一度の展示替えを行っている。

なお、東新館は、毎年春の特別展及び秋の正倉院展等の特別展の開催時には西新館と併せて使用しているほか、随時特別陳列を開催する会場としても利用している。

今後とも展示、普及・教育、調査研究、保存修理機能等の格段の充実を図るために、特に、文化財修理施設の設置、文化財保存科学の充実や国際交流について、展覧会協力や（財）仏教美術協会の研究助成金による調査研究の推進及び大学や公私立博物館等との連携協力を行うなど博物館機能の高度化を進めるとともに、展示の充実、わかりやすい展示、修学旅行生等のための文化財学習の実施や教育普及事業の充実及び関連施設の整備、更には、解説ボランティア活動の充実やインターネットによる広報・教育の充実等により開かれた親しみやすい博物館の実現を目指している。

#### 4 国立歴史民俗博物館

文化庁所管の博物館はいずれも明治時代に設置されており、その当時から既存の東京、京都、奈良の3館が設置されている地域以外においても国立の博物館を設置する要望が相次いでいた。

このような中で、昭和初期から東京帝室博物館とは別の国立博物館の建設構想があり、昭和11年に神武天皇紀元2,600（昭和15）年を奉祝するための「紀元二千六百年祝典評議委員会」が内閣に設置され、記念事業の一つとして国史館（仮称）の具体化が図られたが、紀元二千六百年祝典の終了や太平洋戦争の勃発に伴う経費・物資の不足等の理由で、国史館（仮称）の建設計画はついに実現されることなく終わった。

文化財保護法の制定により文化財保護委員会が誕生すると、歴史・文化の保存と活用の機運が高まり、昭和28年からの国立民俗博物館設立運動、36年からの国立文化史博物館構想が起り、39年には国立歴史博物館設立の要求が挙がったが、取り上げられるところとはならなかった。

昭和43年に迎える明治百年を記念するために、41年4月に総理府に明治百年記念準備会議が設置され、記念事業の一環として「歴史民族博物館の建設」を行うことが望ましいと決定された。この博物館建設を文化財保護委員会が担当することとなった。

昭和42年に「国立歴史博物館設立準備懇談会」が設けられ、同懇談会においては、先の明治百年記念準備会議では「歴史民族博物館」としているが民族博物館は性格上歴史博物館とは別途に建設することが適当であり、歴史博物館は古代から近代に至る日本の歴史の発展を有機的に展示するものとしそのため歴史資料を中心に民族など関係分野をも収集することが必要とされた。

昭和43年6月15日文化庁が発足すると、歴史博物館建設準備の事業は文化財保護委員会から文化庁に引き継がれ、建設用地の選定作業が本格化し、奈良県・山口県・福岡県等からも誘致の声があがったが、全国的な規模で資料を総合的・体系的に収集、保管、展示、調査研究を行う施設として、東京又はその周辺に建設することが適当との考えの下に、昭和44年に、「国立歴史民俗博物館（仮称）に関する懇談会」において、佐倉城跡（千葉県佐倉市）は建設候補地として最適であるから建設を急ぐ必要があるとされた。このように、当初国立歴史民俗博物館は文化庁所管の博物館として構想され、その下に設立準備が進められたが、その後設置形態が変更されるなどの経過を経て、昭和56年4月に国立大学共同利用機関として機関設置された。

国立歴史民俗博物館においては、歴史・考古・民俗資料等の収集・保管・展示、歴史・考古・民俗資料に関する調査研究等を行うとともに、文化庁の実施する全国の歴史民俗資料館等の職員を対象とした研修事業に協力するなど、各地の歴史民俗資料館の活動の支援の役割を担っている。

#### 5 国立博物館の独立行政法人化

中央省庁等改革の柱の一つである独立行政法人制度については、平成11年7月の第145回通常国会で独立行政法人に適用する共通の原則を定めた「独立行政法人通則法」が成立し、平成11年12月の臨時国会（第146回）で個別の独立行政法人の設立に必要な事項を定めた独立行政法人個別法が

成立した。

国立博物館も平成13年4月から独立行政法人に移行し、東京、京都、奈良の3国立博物館は、独立行政法人国立博物館により設置運営されることとなる。

国立博物館の役割・使命を踏まえ、職員の意識改革・組織体制の変革はもとより、これまでの博物館事務・事業を着実に推進するとともに、独立行政法人の特性を生かした柔軟かつ弾力的な運営を行い、博物館活動の更なる充実を図る必要がある。特に、これまで博物館が積み重ねてきた特色と独自性を最大限発揮しつつ、博物館統合のメリットを生かしていく必要がある。

なお、文化庁では、独立行政法人への移行を控え、平成10～12年度において、学識経験者、博物館・美術館関係者による「国立博物館・美術館に関する懇談会」を設け、幅広い観点から国立博物館・美術館の効果的な運営の在り方等について意見を伺ったところである。

## 第2節 国立劇場の沿革と事業

### 1 国立劇場の沿革

#### (1) 設立の経緯

国立劇場は、昭和41年7月1日に、「国立劇場法」(昭和41年法律第88号、昭和41年6月27日公布)によって設立された特殊法人であり、主として我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図り、もって文化の向上に寄与することを目的(同法第1条)としており、東京都千代田区隼町にある本館及び演芸資料館、渋谷区千駄ヶ谷にある能楽堂並びに大阪府中央区日本橋にある文楽劇場において業務を行っている。

#### ア 国立劇場(本館)の設立

国立劇場設立の発端は、明治維新直後の明治6、7年ごろ、十二世守田勘弥がヨーロッパから帰国した岩倉具視らから西欧諸国の宮廷劇場の事情を聞いて刺激を受け、国立劇場設立の計画を立てたときに始まる。

折からの文明開化・欧化主義等の風潮の中で、明治19年10月、伊藤博文、井上馨、末松謙澄らの政府関係者、外山正一、穂積陳重らの学者、福地源一郎(桜痴)等の新聞人たちによって、演劇改良会が組織され、国立劇場設立運動が推進された。末松謙澄の仲介によって、同月19日東京で劇場建設案討議会が開催され、建築設計に着手したが、翌年に内閣が更迭されたため進展を見なかった。

明治20年4月の井上馨邸における初めての天覧歌舞伎の挙行、また22年11月の福地、千葉勝五郎らによる改良劇実現を目指した歌舞伎座の開場等は、演劇改良運動の産み落とした成果といえる。

明治39年には、伊藤博文を中心とした政財界の名士が集まり国立劇場設立発起人会が開かれ、建築主任に横河民輔を当て、洋風大劇場建築の検討に着手したが、渋沢栄一、大倉喜八郎、福沢桃介らによる帝国劇場建設(44年3月開場)計画と重なったため、1回の会合だけで挫折した。

大正期には、同10年に新劇俳優笹本甲午が、「営利を目的としない国立劇場の建設」を主張し、

衆議院の鳩山一郎、貴族院の柳原義光らが呼応して、国立劇場設置論が展開されたが、提唱者笹本の死によって頓挫した。

昭和に入ると再び運動が盛り上がり、11年4月に五世中村歌右衛門、岡本綺堂、池田大伍、河竹繁俊らが中心となって国立劇場設置案委員会を設けて政財界に働き掛け「国立劇場設置に関する建議案」を国会に提出した。この議案は可決されたが、翌12年に日華事変が勃発して暗礁に乗り上げ、戦乱の中に消滅した。

昭和20年、第2次世界大戦は終わり、社会秩序の回復とともに文化国家の建設が叫ばれ、芸能界も次第に活況を呈し始めた。

昭和22年には、片山哲総理(当時)の委嘱により、当時、国立劇場設置運動などを行っていた河竹繁俊、山本久三郎、田村道美、森岩雄、藤原義江ら芸能、文化関係の学識経験者30人で構成する演劇文化委員会が設置された。そして討議の結果、国立劇場及び国立演劇学校の設置に関する意見書を提出したが、翌年2月に片山内閣が総辞職したため日の目を見るに至らなかった。

一方、文部省は、昭和21年9月に第1回芸術祭を実施したが、回を重ねるに従い、国立劇場を持つことの必要性を痛感し、23年以降、毎年度、その予算化を図ったにもかかわらず、時期尚早論に押されその実現を見るに至らなかった。

昭和30年7月に文化財保護委員会は芸能施設調査研究協議会を設置し、「芸能の保存発展の基本方策はいかにあるべきか」について諮問した。これに対し同協議会は同年12月に「国立劇場を早急に設置すべき」旨の中間答申を行い、31年3月には、国立劇場構想の内容について「芸能に関する諸種資料の収集・保存・展覧、芸能に関する調査・研究・考証並びに記録の作成、芸能伝承者の養成並びに一般芸能基礎教育の実施、芸能の公開等の諸事業を総合的に推進実施し、もって日本民族の文化遺産である古典芸能を正しく保存するとともに新しい世代の芸能の創造発展を図ることを目的として国立劇場を設置する」とし、この実施に必要な資料収集機関、後継者の養成機関とともに、主な公開施設として古典芸能のための「大劇場(2,500人収容)、小劇場(1,000人収容)、音楽大ホール(2,500人収容)、音楽小ホール(700人収容)、オペラ劇場(2,000人収容)、能楽堂(500人収容)」の六つを設立するという最終答申を行った。これを受けた委員会は、この答申を尊重して直ちに「国立劇場設立基本要綱」を決定した。同年4月、閣議決定に基づき国立劇場設立準備協議会を設置し、委員会は、先の「国立劇場設立基本要綱」の適否及び細部の具体的構想について諮問を行った。一方、ほぼ同時期に国会でも国立劇場促進議員連盟が結成されて、積極的に促進運動を展開した。昭和33年11月には、三宅坂パレスハイッ跡(東京都千代田区隼町)が艦艇の末に敷地として決定され、翌年6月には設立準備協議会の最終答申がなされた。

その答申には、「日本芸能の伝統を正しく保存するとともに、新しい芸能の創造発展をはかること」という目的と、公開施設として、第1劇場(伝統芸能、約1,500人収容)、第2劇場(現代芸能、約2,000人収容)、第3劇場(文楽・邦楽・邦舞等の芸能、約800人収容)及び能楽堂(約700人収容)を設立するという案が記載されている。

しかし、決定した敷地内に四つの劇場を建てるには建築基準法上の問題があり、引き続き検討が

加えられた結果、昭和37年7月に伝統芸能を中心とする大・小2劇場（約1,800人収容と約700人収容）を建築する「建設規模実施要項概要」が内定された。その上で同年9月、「劇場設計公募要項」が発表され、建築の具体的な第一歩を踏み出した。その後、昭和39年8月8日に起工式を行い41年10月31日竣工（鉄筋鉄骨コンクリート造、地上3階、地下2階、建築延面積約2万7千㎡）した。組織としては、41年6月22日に「国立劇場法」案が可決成立、7月1日に特殊法人国立劇場として発足し、11月1日に開場式を挙げるに至った。

#### イ 国立劇場演芸資料館（通称国立演芸場）の開場

昭和54年3月、国立劇場本館と同じ敷地内に演芸資料館が開場した。これは、落語、講談、浪曲、漫才、奇術等話芸を中心とする大衆芸能の公開と、その調査研究及び資料の収集・利用並びに寄席囃子の後継者の養成の場として設けられたものである。

演芸資料館は、日本演芸家連合（日芸連、後に演芸連と呼称）の国立演芸資料館（演芸場）設立運動の結果として生まれた。演芸連合は、昭和46年4月に加盟8団体すなわち落語協会・落語芸術協会・講談協会・日本浪曲協会・太神楽曲芸協会・日本奇術協会・漫才協団及び東京演芸協会の会員の地位向上や福祉の増大を目的として創立された。翌47年には、戦後減少が続けた東京の寄席や演芸場の行先を憂え、我が国独自の伝統的な大衆芸能の継承保持と、その振興発展を図るために「国立演芸場設立に関する請願」が国会に提出され採択された。

文化庁では昭和49年4月、演芸資料館設立準備調査会を設置して検討を進め、51年国立劇場隣接地の買収を終えて、52年12月起工、54年2月竣工（鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上4階、地下1階、建築延面積約2,800㎡）、同年3月に開場の運びとなった。

#### ウ 国立劇場能楽堂（通称国立能楽堂）の開場

昭和58年9月には、東京都千駄ヶ谷に能楽堂が開場した。前述のように34年の国立劇場設立準備協議会の答申には、能楽堂の設置が含まれていたため、国立劇場の発足後、能楽関係者からは、その早期実現が要望されていた。昭和49年7月には文化庁に芸術文化専門調査会（能楽部門）が発足し、51年5月には国立能楽堂設立準備調査会が設置された。昭和52年7月、同調査会から「能楽堂の基本構想（中間まとめ）」が報告され、建物の基本設計、土地購入と計画が進み、54年3月には千駄ヶ谷の現在地が能楽堂の敷地として決定された。そして、翌年5月に起工式を終え、58年8月に竣工（鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階、建築延面積約1万㎡）、9月に開場の運びとなった。

#### エ 国立劇場文楽劇場（通称国立文楽劇場）の開場

昭和59年3月には、人形浄瑠璃発祥の地、大阪に文楽劇場が開場した。文楽については、昭和38年、大阪に財団法人文楽協会が設立され、国、大阪府、大阪市、放送文化基金（当初は日本放送協会（NHK）等の援助の下に、その保存振興が図られてきた。国立劇場としてもその発足以来、毎年本館の小劇場において東京公演を行い、同時に技芸員の養成を行ってきたが、文楽の本拠となる専門の劇場であるとともに後継者の養成等の事業も行う国立の文楽劇場を大阪に建設することが地元から強く要望されるようになった。これに応じ、昭和52年4月文化庁に国立文楽劇場設立準備

調査会が設置され、翌年7月「基本構想（中間まとめ）」が報告されたのち、同年10月には建設用地として大阪市南区日本橋の旧高津小学校跡地が決定された。さらに昭和56年4月に起工式を終え、59年1月に竣工（鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上5階、地下2階、建築延面積約1万3千㎡）、同年3月開場の運びとなった。

文楽劇場の開場によって、国立劇場設立構想のうち伝統芸能に関する分野について議論されたものについてはすべて実現された。

#### オ 新国立劇場の開場

我が国のオペラ、バレエ、現代舞踊、現代演劇等の現代舞台芸術振興の拠点となる新国立劇場は、平成9年10月、東京都渋谷区本町に開場した。新国立劇場設立のきっかけとなったのは、昭和41年4月の衆議院文教委員会の「国立劇場法」案可決の際、「伝統芸能以外の芸能の振興を図るため、施設その他につき、必要な措置を講ずべきである」と附帯決議されたことによる。これを契機に音楽、舞踊、演劇関係者による新国立劇場の早期実現についての関係方面への要望が盛んになり、昭和47年12月には、文化庁に「第二国立劇場設立準備協議会」が設置された。昭和51年5月には「第二国立劇場（仮称）の基本構想」が、54年3月には「初台用地に適用する建築案」が、平成2年11月には現在においても管理運営の基本指針となっている「第二国立劇場（仮称）管理運営の基本的在り方」が決定された。また、平成3年4月には、協議会を発展させた「第二国立劇場開設準備推進会議」が文化庁に設けられ、平成4年10月に起工式を終え9年2月に竣工（鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上5階、地下4階、建築延面積約6万9,500㎡、オペラ劇場、中劇場、小劇場を有す）、10月に開場した。なお、新国立劇場の管理運営は、芸術家等の創意による弾力的な運営を図るため、新たに財団法人を設立し、包括的に委託することとされた。平成5年4月に（財）第二国立劇場運営財団（7年4月に（財）新国立劇場運営財団に名称変更）が設立され、6年7月、設置者である日本芸術文化振興会は財団と業務委託契約を締結した。

#### カ 芸術文化振興基金の創設

平成2年3月30日「国立劇場法」の一部改正により、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動や、文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行うことを目的として、芸術文化振興基金が創設され、同時に名称も特殊法人国立劇場から特殊法人日本芸術文化振興会へと改称された（詳細は第14章第1節参照）。

## 2 国立劇場の事業

### (1) 伝統芸能の公開

国立劇場における伝統芸能の自主公演は、歌舞伎以外のものを含め、努めて古典伝承のままの姿で、なるべく広く各種の伝統芸能の演出や技法を尊重しながらその正しい維持と保存を心掛け研究と準備を重ねて行ってきた。

#### ア 歌舞伎公演及び文楽公演

歌舞伎や文楽については、上演は古典を主とし、その代表的な演目につき、初演当時の作品の構

想を今日の制作状況に合わせ筋を通して上演するいわゆる通し狂言を建前としてきた。上演時間の制約等から全段にわたる通し狂言を行わない場合にも、筋を理解してもらうため、必要に応じ端場（段の始めの発端となる場面）を付けるなどの配慮も払っている。また状況に応じ、見せ場を中心とする有名な狂言の1幕（時に数幕）を数本並べ、いわゆる見取り狂言を上演する方針も採ってきた。これは伝統芸能の保存と振興という国立劇場設置の目的に沿いながら、今日の観客の多様な要望にも応じるという配慮に基づくものであるが、演目自体を見ても、貴重でかつ魅力のある歌舞伎十八番や歌舞伎舞踊など、通し狂言ではとらえきれない分野が存在するためである。

このほか基本的な考え方としては、研究と準備を重ね優れた作品で中絶したものの復活を企画し演目の拡充に努めたこと、復活狂言にとどまらず、伝統的な演出及び技法を基盤にした新作（歌舞伎については、明治以後の評価のあるいわゆる新歌舞伎作品や、現代の作家によるいわゆる新作歌舞伎作品）の上演を推進したこと、さらに若手俳優や技芸員、文芸者、技術者等の育成を心掛けたことなどを挙げることができる。

#### イ 能楽公演

能楽については、その普及と新しい観客層の開拓を目指して、能一番、狂言一番による番組を原則とし、初めての人にも鑑賞しやすく、しかも能楽の魅力を発見できるようにしてきた。また、出演者は一流一派に偏することなく全国的視野で人材を選び、日本能楽会員を中心として適材適所の配役に努めてきた。さらに、年間を通じて鑑賞すれば、能・狂言の世界を概観することができるようにも配慮している。

#### ウ 鑑賞教室

伝統芸能を将来に向けて保存・振興していくため、それを支える若い観客層を意識的に開拓していくことを目的に、廉価で伝統芸能鑑賞の場を提供する鑑賞教室を実施してきた。歌舞伎は、昭和42年7月から1か月公演を行ってきたが、解説と代表的名作の実演を組み合わせるという企画が好評を得て盛況だったため、昭和53年から2か月の公演に拡大した。同様の企画で、文楽鑑賞教室を、本館小劇場（昭和44年9月開始）及び文楽劇場（昭和59年6月開始）において、また、能楽鑑賞教室（昭和59年6月開始）を能楽堂において実施している。

#### エ 舞踊公演

舞踊の公演では、古典的な歌舞伎舞踊、素踊り、京阪の座敷舞、伝統的な技法に基づいた新作舞踊、舞踊鑑賞教室、創作のための習作試演会、重要無形文化財保持者（いわゆる人間国宝）による舞踊鑑賞会など、多様な公演を行ってきた。

#### オ 邦楽公演

近世邦楽は、当然のことながら古代、中世からの先行芸能と脈絡を持っており、また近世以降、時流を反映しながら様々な種目、流派を生み出した。さらに洋楽が移植され、これが主導的な地位を占めた近現代にかけての音楽文化の状況下にあっても、いろいろな変遷、隆替があった。

国立劇場では、日本音楽のそうした動向を概観しながら、取り上げる種目の成立の背景、演奏される曲の由来及び相互の関連性が明らかになるように配慮して公演を行ってきた。

#### カ 舞踊・邦楽公演

昭和55年から始まった舞踊と邦楽合同の公演「明日をに成る新進の舞踊・邦楽鑑賞会」は、将来を嘱望される斯界の中堅若手を奨励する目的で、実力を持ちながら普段、活躍の場に恵まれない人、あるいは地方在住者を含め、競演、研鑽の場として計画された。舞踊は歌舞伎舞踊と座敷舞、邦楽は演奏人口の多い三曲、長唄のみならず、現在細々と伝承されているジャンルも対象としている。

#### キ 雅楽公演

雅楽は古代アジア大陸から8世紀ないし10世紀にかけて日本に伝来した芸能で、舞を伴う舞楽と、音楽だけの管絃に大別される。国立劇場では大劇場で舞楽を、小劇場で管絃の開催を続けてきている。

国立劇場では雅楽の楽器を用いた現代作品の委嘱を前記の公演と並行して行ってきた。また、古代楽器の復元と古譜の解読による演奏の公演も行ってきた。

#### ク 聲明公演

聲明は古代インドの美しい言葉を話すための学問であったが、転じて仏典の朗唱の仕方となり、中国を経由して8～10世紀に日本に伝えられた。この聲明が世間に知られるようになった一つの契機は、昭和41年の国立劇場開場記念の聲明公演である。この公演によって世間は聲明の芸術性を認識し、音楽として評価されるようになったと言える。昭和59年以降、聲明本来の目的である美しい言葉を話す学問という性格に立ち返り、この目的を現代の日本語に適應することを試みている。これは、伝統的な聲明の演奏とともに、日本の現代詩を聲明語法によってうたうことによって、日本語と声楽との問題に一石を投じるという試みである。

#### ケ 中世芸能公演

中世芸能は、発生が中世にさかのぼる伝統芸能で、今は衰亡してほとんど一つのジャンルをなさないものであり、「平曲」、「荒神琵琶」、「幸若舞」、「鄙舞楽」等が代表的なものである。

昭和48年以降、芸能史的考察を行うには、現在伝承されているものだけでは余りにも少なすぎて歴史的事実がでないため、古文献、古譜などにより復活した中世芸能の上演を試みるようになった。これによって扱う芸能の範囲は広くなり、中世歌謡という副題で「梁塵秘抄をめぐって」、「狂言の歌謡」を行うなど新しい世界が拓かれた。

#### コ 音楽公演

発生は中世といいながら、近世を経由して現代に伝承された芸能には近世的な要素が混入していて、中世と規定することが難しいものも多い。代表的なものとしては「木遣」、「宴曲」、「唱歌」、「御神楽」等がある。

昭和58年以降は、ウタの根底にある声の問題に焦点を合わせ、音曲公演として「音聲」、「木遣」等、音楽公演としては「聲明の打楽器」、「箜篌」、「伶楽」等を行ってきた。

#### サ 民俗芸能公演

民俗芸能については、その種類の多様性と全国的な広がりに対応しつつ、芸能史上意義が深く内

容が優れているもの、新しい展開を窺わせるもの、資料的価値の高いものなどを基準として公演を行ってきた。

公演の形態は、主に系譜的な取上げ方で、「日本の民俗劇と人形芝居の系譜」において、「おしら様あそび」のような人形芝居の原点を窺わせるものから、地方人形芝居として高度に発達した「淡路人形芝居」や「車人形」に至る公演を行った。これらの公演の中には評価の高かった「カラクリ人形」もある。

民俗劇は、一部人形劇と同一公演で行われたこともあるが、「にわか」、「面淨瑠璃芝居」などの公演を行った。これらの中には、「淡路人形芝居」のように衰退に歯止めをかけ得たものや、「播州歌舞伎と大阪俄」のように最後の姿を記録に留めることができたものなどもある。また、「車人形」や「千本閻魔堂狂言」のように地域において発展を見たものもある。

昭和42年～48年にかけての「日本の民謡」は、祝いのうた、仕事のうた、酒盛りのうたや「ハイヤ節」の様々などで、民謡の発生と流布の状況に焦点を当てて特集をした。

そのほか保存に緊急を要するもの、あるいは公開して広く認識を求めるとして、「沖縄・宮古・八重山の唄と踊り」、「アイヌ・オロッコ・ギリヤークの芸能」、「綾子舞と小河内の鹿島踊」などを取り上げた。

昭和52年からは分野を広げて、「獅子舞の系譜」のタイトルの元に「鹿踊と獅子舞」、「曲獅子」、「獅子芝居」などを公演した。

#### シ 琉球芸能公演

琉球芸能公演は、独自の文化を豊かに育ててきた沖縄（琉球）の伝統的芸能の正しい姿を紹介して、広く理解と認識を深めるとともに、日本の芸能の広がりを探ることを意図して計画されたものである。女流の時代に移りつつあり、新作、創作も盛んである。

#### ス 特別企画公演

特別企画公演は、現代の複雑な社会情勢が価値の多様化を促し、あらゆる面での従来の価値観に修正を迫られている中で、国立劇場の主体となる公演の基本方針が従来の価値観を踏襲していく傍らで、それとは別の視点によって実施する公演である。視点は多岐にわたり、様々な問題意識の持ち方によってテーマが立てられ、他の公演のようにジャンル別の特質ではなく、一つのテーマで貫かれた複数のジャンルにわたって共通する伝統芸能の特質がタローズアップされる。

### (2) 伝統芸能等の公開状況

#### ア 本館

大劇場（客席数1,616席）においては、主として歌舞伎が上演される。その他、舞踊、邦楽、雅楽、民俗芸能等も行われる。

平成11年度においては、4月に花形若手歌舞伎公演を行い、6月及び7月に主に高校生を対象とする歌舞伎鑑賞教室が開催され、6月には引き続き山梨県立県民文化ホールで、7月には神奈川県立青少年センター及び静岡県磐田市市民文化会館で同じ鑑賞教室が開催された。そして大劇場にお

る本格的な歌舞伎の上演は、10月から翌年正月までの4か月、4回にわたって行われた。これに4月の花形若手歌舞伎、6月及び7月の歌舞伎鑑賞教室及び3月の新派公演を加え、8回の歌舞伎及び新派の公演が行われた。

小劇場（客席数594席）においては、文楽を中心とし、これと並んで舞踊、邦楽、雅楽、聲明、民俗芸能等の1日又は2日間の短期公演が行われる。文楽は、5月、9月、12月（若手、鑑賞教室の2回）；及び2月の5回にわたって公演が行われた。

平成11年度における大劇場及び小劇場の公演回数としては、演劇関係（歌舞伎・新派・文楽）を13回、舞踊関係を4回、音楽関係を9回、民俗芸能関係を3回、その他の公演を2回、合計31回の公演を行った。

#### イ 演芸資料館

演芸場（客席数300席）では大衆芸能の公演が行われる。ここでは、定席公演、企画公演及び若手新人公演の三つを柱とする公演が行われている。

定席公演は、従来の寄席形式によるもので、おおむね各月の上旬（1日から10日まで）に行われる公演を上席、中旬（11日から20日まで）に行われる公演を中席と称している。下旬には、企画公演や若手新人公演が行われる。

平成11年度においては、定席公演を5月と翌年1月に1回（中席のみ。1月は上旬に企画公演として新春国立名人会を行っている）、その他の月には2回（上席及び中席）で合計22回、企画公演は年間を通して25回、若手新人公演は12回、合計で59回の公演を行った。

#### ウ 能楽堂

能楽の公演は、本舞台（客席数591席）において、定例公演（月2回）及び普及公演（月1回）のほか、企画公演、狂言公演、特別公演、能楽鑑賞教室等を行っている。これらの公演には、能や狂言の各流派が参加している。

平成11年度においては、定例公演については、昼公演を12回、夜公演を12回、計24回行った。また普及公演を12回、狂言の会を6回、能楽鑑賞教室を1回、企画公演を3回、特別公演を3回、特別企画公演を3回行い、合計で52回の公演を行った。

#### エ 文楽劇場

文楽劇場（客席数753席）及び3階小ホール（客席数159席）において主として文楽の公演を行っている。

文楽の公演は、本公演及び文楽鑑賞教室を年間を通じ5回程度行っている。また、このほかに邦楽や舞踊、民俗芸能、大衆芸能等の公演が行われる。

平成11年度においては、演劇（文楽）関係5回、音楽関係2回、舞踊関係2回、民俗芸能関係1回、大衆芸能関係2回、合計12回の公演を行った。

### (3) 伝統芸能伝承者の養成

我が国の文化的財産である歌舞伎、文楽、能楽等の伝統芸能を保存育成するための伝承者の養成

は、国立劇場設立の大きな目的の一つであり、設立の当初からこれに取り組み、順次事業の拡大充実を図ってきている。

#### ア 歌舞伎俳優研修

歌舞伎俳優全体の高齢化が進み、特に若年層の名題下俳優の減少が際立った昭和45年に、(社)伝統歌舞伎保存会の協力を得て、俳優の養成研修を開始した。

養成に当たっては、人材を広く一般から求めるという趣旨の下に、義務教育修了以上で23歳以下の者を対象として公募、研修期間は2年間で、歌舞伎の実技及び日本舞踊、義太夫、長唄、三味線、鳴物等技芸の基本となる基礎的実技、演劇論、歌舞伎や古典芸能に対する講義科目等を履修させ、研修修了後は1年以内の間、伝統歌舞伎保存会預かりとし、その間に幹部俳優に入門、技芸の向上を目指すことを基本方針としている。

昭和47年に第1期生10名全員が研修を終了した後、平成12年3月末までの15期にわたる研修修了生は、延べ119人に達し、うち81人が就業している。

演劇の世界では、専任講師を確保することが困難であり、第一線の舞台実務者に教えを請うことで研修が成り立つという実行上の制約があるために、発足当初は研修過程の計画的な編成が十分行えないという状況もあったが、試行錯誤を重ねた結果、現在では定着してきた課程によって研修を実施している。

講師については、人材の確保と講師間における指導方針の調整ということが懸案であった。当初は、研修の主催団体である伝統歌舞伎保存会の幹部俳優が交代で指導に当たったが、やがて、幹部俳優全体の信望もあって伝統歌舞伎保存会の推す長老や中堅の俳優、専門技芸分野の第一人者からなる講師陣が構成されるようになった。

一方、新人の養成研修と並行して、既成の演技者を対象に技芸の向上を目指す研修が各分野でも考えられているが、特に歌舞伎俳優については中堅から名題下の俳優による「歌舞伎会」と、研修修了生による「稚魚の会」がいずれも古典演目の勉強会として組織され、国立劇場は伝統歌舞伎保存会と協力して毎年主として8月にそれらの発表公演を催している。

#### イ 竹本研修

歌舞伎の音楽部門の一つである竹本(太夫、三味線演奏者)についても、戦後、演奏者の減少と高齢化が著しくなった。そこで事態の打開を図るため、松竹株式会社、伝統歌舞伎保存会及び義太夫協会の協力を得て、昭和50年、第1期竹本研修を開始した。研修期間は1期2年で、当初は人材確保が難しかったが、逐年応募者が増加し、その成果として平成12年3月末までの16期の研修により研修修了生は34名となった。うち23名が就業し、竹本総数の約8割に達するに至る。引き続き研修の充実が努めるとともに、技芸水準の向上を図るため、機会あるごとに既成者の研修にも配慮を加えている。

#### ウ 鳴物研修

歌舞伎の音楽部門の一つである鳴物(歌舞伎囃子)の後継者についても、将来の人材不足が予測されたことから、昭和56年、松竹株式会社、伝統歌舞伎保存会及び歌舞伎囃子協会の協力を得て、

第1期研修を開始した。研修期間は2年で、平成12年3月末までに11期17名の研修生を送り出した。

#### エ 長唄研修

歌舞伎の音楽部門の一つである長唄の専従者についても、高齢化と後継者難による演奏者不足が確実に予測され、養成は緊急を要するとの歌舞伎長唄協議会からの要望を受けて、平成11年から第1期長唄研修を開始した。研修期間は2年間、研修科目は長唄(唄・三味線)、鳴物(小鼓・太鼓・大太鼓・笛)、日本舞踊、謡曲、講義(歌舞伎概論・曲目解説)、体操、作法である。平成12年3月末現在、第1期生3名が2年次目を研修中である。

#### オ 寄席囃子研修

国立劇場に演芸場が設置されてから斯界で懸案となっていた寄席囃子演奏者の後継者養成についても、落語協会及び落語芸術家協会の協力を得て、昭和55年から研修を開始した。研修期間は1期2年で平成7年3月末までに9期21名の修了生を送り、うち15名が就業している。

#### カ 太神楽研修

寄席演芸を構成する演芸種目の一つとして太神楽は極めて重要であるが、伝承者の減少と高齢化及び後継者難により、寄席においても満足な上演を行うことができなくなり、それが寄席の質的变化を招き、ひいては伝統的寄席演芸の存続を危うくしている。このため、速やかに後継者を養成する必要が生じ、平成7年から第1期研修を開始した。研修期間は3年間で、「江戸太神楽十三番」と称される主要演目(曲押、曲穂、傘之曲、長杵之曲、五階茶碗之曲・獅子舞等)の研修を行い、平成10年3月末までに1期3名の修了生を送り出した。

#### キ 文楽研修

人形浄瑠璃文楽も、技芸員(大夫、三味線及び人形)の高齢化とともに後継者難が表面化し、伝承者の養成が急務とされたため、昭和47年から文楽協会の協力を得て養成研修が開始された。歌舞伎研修と同様の基本方針により研修生を一般から公募し、研修期間は2年で1教科1講師を基本としている。研修科目は三業各部門の実技のほか、謡曲、狂言、琴、胡弓、舞、茶道等の実習と、人形浄瑠璃に関する各種の講義である。研修修了後は、それぞれ幹部技芸員に入門した上で文楽協会に所属し、実地の修業を重ねて技芸の向上を目指す。

平成12年3月末までに18期54名が研修を修了したが、就業者は39人(大夫9、三味線11、人形19)で文楽協会に所属する技芸員の約4割を占めている。今後は新人研修による後継者の養成にとどまらず、これまで以上に既成者研修の機会を設け、技芸水準の向上に努める必要がある。

#### ク 能楽研修

能楽界では、かねてからワキ方、囃子方、狂言方の伝承者養成が望まれており、国立能楽堂設立の目的の一つとして、養成研修が待望されていた。

昭和58年の能楽堂発足と同時に研修実施に向けて準備段階の検討が進められ、基本方針を決定した。すなわち、研修生は公募により広く一般に人材を求め、研修期間は3年とする。研修対象とする各役の流儀は各期ごとに特定するとともに、各流儀からの指導者を確保し、流儀ごとに研修修了

後の就業措置と直結した方向で研修を行う等である。これにより、日本能楽会、能楽協会の協力を得て、昭和59年に第1期能楽新人研修が開始された。

能楽既成者研修は、昭和62年に第1期の研修を開始した。これは新人研修の修了生を対象として、更に3年間専門の芸芸の向上を図るための研修である。この既成者研修中のしかるべき時期に能楽協会加入を認められ、能楽師として舞台に出演することになっている。平成11年3月末までに4期21名が研修を修了し、17名が就業している。

#### (4) 伝統芸能の調査研究、資料の収集・利用

##### ア 調査研究

###### (ア) 公演に関する調査・研究

本館では、歌舞伎及び文楽の自主公演の演目を対象とする「上演資料集」を編集・刊行している。上演に際し、出演者及び舞台関係者、さらに研究者などの参考に供するため、初演以来の上演年表、演劇雑誌や単行本から抜粋した「解説・梗概」、「型・演出」、「芸談」、「劇評」、「研究・考証」等の記事を収録し、開場直後から刊行している。また、平成10年度から国立劇場委嘱作品シリーズ「現代の日本音楽」として、開場以来、雅楽・声明・邦楽等の音楽関係の委嘱作品の中から、楽曲を作曲家別に編集し、年間2集ずつ出版を始めた。

公演記録の作成も重要な仕事であり、伝統芸能の分野において演出や演技の記録を整備することは国立劇場の使命の一つであることから、開場以来の自主公演の録画及び録音を実施してきている。

このほか、自主公演は全演目の舞台記録写真の撮影を行い、このうち歌舞伎公演については主な役の扮装（鬘・衣裳・小道具等）を撮影し、「扮装図鑑」として保存している。また、文楽についても毎公演、役ごとに人形のかしら・衣裳・小道具の記録を作成している。

能楽堂での舞台記録は、開場以来の全自主公演を対象とし、録画、録音及び写真の各分野にわたって行っているが、自主公演以外でも秘曲、特殊演出、復活上演などで資料的価値の高いものは努めて記録している。

文楽劇場では、文楽公演について開場以来上演資料集を刊行しており、録画、録音及び写真についても、全自主公演を通じて実施してきている。特に毎回の文楽公演では、役ごとに人形と小道具を撮影している。

###### (イ) 公演関係以外の調査研究

調査研究の事業は、公演に関する調査研究以外に、広く伝統芸能の保存・振興に資する調査研究の面にも重点を置いてきた。

この分野に関しては、調査研究の成果を公表するために多くの出版物を編集している。その主要なシリーズとして「演劇書索引」、「歌舞伎の文献」、「未翻刻戯曲集」、「歌舞伎資料選書」、「浄瑠璃作品要説」、「演芸資料選書」等があり、単発的に刊行したものに「歌舞伎俳優名跡便覧」、「歌舞伎作品要説」、「演藝画報総索引」等がある。そのほかに歌舞伎及び文楽の戦後50年の演目別上演カー

ドを作成している。また、文楽劇場では、上演資料集とは別に「文楽資料叢書」を作成している。伝統芸能に対する意識と実態の調査については、昭和60年からアンケート調査を実施している。

###### (ウ) 近代歌舞伎年表

明治以降80年にわたる全国各地の歌舞伎を主とした演劇興行に関する「近代歌舞伎年表」を作成している。昭和48年度から上演記録等を調査し、昭和60年度以降毎年一巻ずつ刊行している。大阪篇（全9巻）が完結し、京都篇を刊行中であり、引き続き名古屋篇、東京篇を刊行する予定である。

###### イ 資料の収集・利用

国立劇場は、伝統芸能の理解及び啓発普及を図る目的の一環として、伝統芸能に関する各種の芸能資料の収集を行い、図書室、資料展示室の常時公開、公演記録等の映画会、公開講座などの定期的開催を通じて広く一般の利用に供している。

###### (ア) 収集

芸能資料については、図書部門（単行本、逐次刊行物、筋書等）と資料部門（版画、番付、面、装束、かしら、人形、楽器、小道具、録画・録音テープ、レコード、写真等）とに分けられる。これらの資料は、開場以来、政府出資を元に購入、寄贈及び劇場作製により収集、整理、保存を行い、利用の便を図っている。

(参考) 図書・資料収集 (平成11年度末現在)

区分	本館	演芸資料館	能楽堂	文楽劇場
図書	194,533冊	32,741冊	28,051冊	24,969冊
資料	301,747点	22,721点	64,643点	21,072点

###### (イ) 展示

展示は、収集した資料の公開の一環として、常設展及び企画展を開催し、伝統芸能への理解と啓発を図っている。

本館では、歌舞伎を中心として伝統芸能に関する様々な展示を開催している。

演芸資料館においては、演芸場開場と同時にオープンし、演芸の各分野を個別に特集した展示を行う一方、庶民の生活文化をテーマにした展示、さらに落語や江戸風俗を題材にした絵画、切り絵、和紙人形などの作品展など幅広い庶民文化を取り上げた展示を行っている。

能楽堂では、能楽の紹介・普及を目的に、収集資料を中心とした入門展示、様々な角度から能楽への理解を深める企画展示を行い、さらに、各地に伝わる重要文化財を含む名品を鑑賞する特別展示を実施している。

文楽劇場においては、文楽を中心とした常設展示と、博物館、図書館をはじめ各種資料の所蔵者の協力を得て行う企画展示を実施し、一般への鑑賞に供している。

###### (ウ) 映画会

本館の映画会は、開場15周年記念行事の一端として、公演記録の16ミリ映画フィルムの中から上映番組を編成し、「公演記録映画会」として一般に初めて公開した。以後、映画会は、歌舞伎を主

として文楽、新派、舞踊、雅楽、民俗芸能、演芸などに自主制作映画を加えた番組で、毎月一回実施している。

文楽劇場の公演記録映画会は、自主公演の記録を中心に本館の公演記録も加えながら番組を編成し、毎月一回の上映を重ねている。

#### (エ) 伝統芸能情報システム

国立劇場では、開場から現在までに収集・蓄積した公演記録資料、各種芸能図書・資料、並びに公開に関する情報は膨大な量にのぼるが、施設設備の不足、及び著作隣接権等についての制約もあって、資料や情報の公開については十分とは言えない状況にあった。

今日、「情報公開」という時代の要請に対応し、その第一歩として伝統芸能上演情報をデータベース化することを目標とした「伝統芸能情報システム」の作成を平成2年度から開始した。7年度には本館、演芸資料館、能楽堂及び文楽劇場の自主公演情報について開場当初からのデータ整備を済ませ、パソコン通信等によるデータベースの公開に向けて準備を進めている。

また、国立劇場の公演案内や伝統芸能伝承者の養成事業、調査研究事業について、インターネット利用により国民が情報を瞬時に知ることができるようにするため、ホームページを開設し、伝統芸能の普及奨励に努めている。

### 第3節 国立文化財研究所の沿革と事業

#### 1 東京国立文化財研究所

東京国立文化財研究所には、美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部、情報資料部、国際文化財保存修復協力センターが置かれ、美術、芸能、文化財の保存及び修復技術に関する科学的な調査研究を行うとともに、これらの文化財の調査研究に関する情報資料の収集、保管、公表等を行っている。

国際文化財保存修復協力センターでは、在外日本古美術品保存修復協力事業、国際シンポジウム及びアジア諸国を対象とした文化財保存セミナー等の国際修復事業や国際的な研究交流を推進している。

##### (1) 設立の経緯

東京国立文化財研究所は、昭和5年に創設された帝国美術院附属美術研究所を前身母体とし、昭和27年4月1日に発足した。同美術研究所の設立は、日本洋画壇の元老で帝国美術院長でもあった黒田清輝（大正13年没）の遺言によるものであった。

遺言により、美術奨励事業のために寄附された資金によって、①美術に関する基礎的調査機関としての美術研究所を設けること、②同氏の作品を陳列して功績を記念すること、③①及び②の目的達成のため、適当な建物を造営すること、④事業成立の上は一切これを政府に寄附すること、という事業が実施されることとされた。

昭和2年10月に上野公園内で建物造営工事が着手され、翌年9月竣工した。鉄筋コンクリート造、半地階2階建、延面積1,192㎡の建物は、黒田清輝に因んで黒田記念館と名付けられ、同美術研究所開設のために必要な備品、図書、写真等の研究資料も整備され、館内には黒田記念室が設けられ、黒田清輝の作品が陳列された。

昭和4年5月に美術研究所としての整備が完了したため、遺言執行人代表から建物、設備、研究資料等のはかに金15万円を添えて帝国美術院長に寄附され、昭和5年6月28日勅令第125号により帝国美術院に附属美術研究所が設置された。

昭和10年6月1日には帝国美術院の改革に伴い、新たに美術研究所の官制が定められて文部省所管帝国美術院に附置され、さらに、昭和12年6月24日に官制が改正されて文部大臣の直轄となった。

昭和22年5月3日に、皇室博物館が宮内省から文部省に移管され、それに伴い名称も国立博物館と改称されたが、同時に文部大臣の直轄であった美術研究所は同館の附属となった。さらに、昭和25年の文化財保護法の制定により、文化財保護委員会が設立されたことから、美術研究所は国立博物館から分離され、同委員会の附属研究所となった。昭和27年の文化財保護法の改正では文化財保護委員会に文化財研究所が設置されることになり、同年7月1日、美術研究所は東京文化財研究所となった。従来の美術研究所は美術部となり、これに新たに芸能部と保存科学部の2部が加えられ、庶務室と併せて3部1室の体制で発足した。

その後、昭和29年の文化財保護法の改正で、名称を東京文化財研究所から東京国立文化財研究所へ改称した。文化財研究所に国立を冠したのは、民間の研究所との混同を避けるためであった。また、同法の改正により従来有形文化財に含まれていた民俗資料が有形文化財から切り離されその保護に関する制度が確立したため、民俗資料を従来どおり研究所の研究対象とする必要があったこと、さらに国立文化財研究所において記念物に関する調査研究等を行うことができるようになる必要があったことから、研究所の研究対象を有形文化財及び無形文化財から拡張、広く文化財と規定し、業務内容の充実が図られた。

##### (2) 組織・事業の変遷

###### ア 美術部

昭和52年に資料室が情報資料部として美術部から独立し、美術部は2研究室体制となった。

美術部は、日本・東洋の古美術に関する調査研究を行う第一研究室と近代・現代美術の調査研究を行う第二研究室から成り、前身の昭和5年の帝国美術院附属美術研究所創設当初から行ってきた美術に関する調査研究を継続的に発展させてきた。主な収集資料には、日本画・中国画索引、日本現代美術作家資料及び美術団体資料等がある。

また、美術史関係の論文を分類・整理する作業も行われ、その成果は「日本・東洋古美術文献目録」として刊行され、現在、その業務は情報資料部に引き継がれてデータベース化されている。古代から近代に至る間の美術の研究には、密教の曼荼羅と平安・鎌倉時代の世俗画・物語絵巻の

研究、戦前から続けられてきた室町時代の画家研究の一環として狩野元信一派の研究、障壁画研究、関東・東北地方の仏像彫刻の研究などがあり、これらの研究は美術史研究において常に指導的役割を果たすとともに、文化財を評価するための基準の確立に貢献した。

美術部の特徴的調査研究は、光学的方法による古美術品の研究の推進を挙げることができる。既に戦前、美術研究所写真部でX線、紫外線、赤外線等による撮影が行われた経緯があるが、戦争のため中断し、戦後改めて本格的な研究に着手し、絵画、彫刻、工芸、書跡等の各部門の研究者と部外の科学者で共同研究を行い、文化財の材質、内部構造、制作技法等を解明し、美術史研究に多大な成果をあげてきた。また、このような斬新な手法を取り入れた研究成果は、次々に「美術研究」（昭和7年創刊）に発表され斯界の注目を浴びたが、この研究法は、今日にも継承され新たな成果をあげつつある。近現代の美術に関する資料の収集と整理は、昭和5年帝国美術院附属美術研究所設立当初からの調査研究を継承しており、近代の美術雑誌や展覧会、美術団体、作家に関する集積は膨大なものがある。

日本現代美術に関する「日本美術年鑑」は、主要美術展覧会、美術文献目録・美術界物故者等で構成され、昭和11年以来現在まで刊行しており、我が国の美術界の動向に関する基礎資料となる極めて信頼性の高い文献として美術研究者を始め美術関係者から高い評価を得ている。

また、設立目的の一つであった黒田清輝の作品を陳列して功績を記念する事業としては、黒田家その他から寄贈された作品及び関係資料を保管し、毎週木曜日、黒田記念室においてそれらを公開し、さらに昭和52年以降は、毎年1回、他の美術館との共催で地方巡回展を開催している。また、近年はインターネットのホームページに「黒田清輝記念室」を設け、その芸術の理解が深められるように、同氏に関する研究情報の公開を積極的に進めている。

#### イ 芸能部

昭和27年10月、日本の伝統芸能の調査研究を行うことを目的として、演劇研究室・音楽舞踊研究室・郷土芸能研究室（後に民俗芸能研究室に改称）の3研究室体制で芸能部が設置された。これは、文化財保護委員会事務局無形文化課の発案とされている。

芸能部では、発足以来、現地調査を主体に全国の伝統芸能の調査を実施し、その成果を機関誌等で広く発表している。さらに、昭和32年以降3年間にわたり実施した分解写真に付合せた日本舞踊譜の記録方法に関する研究は、昭和35年に「日本舞踊譜」として刊行され、当時関係方面から画期的労作として大きな評価が寄せられた。また、同年に邦楽レコードの一大宝庫であった安原コレクションを購入し、長期にわたる整理分類作業を経て「音盤目録」5巻を刊行した。

芸能の研究は、施設内の舞台における実演や録音・録画によって実証的に進められている。それらの研究には、東大寺の修二会、延暦寺の天台宗法花大会等を対象とした寺院行事の研究、能・歌舞伎等の中・近世芸能の展開過程の分析研究、民俗芸能の各種伝承に関する研究等が挙げられ、その成果は「芸能の科学」に逐次発表されている。

このように芸能部は、無形文化財という新しい分野の文化財保護の要請に基づいて設置され、様々な伝統芸能について実態調査を重ねており、とりわけ戦後の社会変革の中で変容ないし衰滅の

恐れのある芸能の保存伝承に関する手掛かりを求めて保存団体に関する調査並びに指導助言を行うなど、無形文化財の保護と継承に努力してきた。

#### ウ 保存科学部

昭和22年5月、帝室博物館は宮内省から文部省に移管され、名称も国立博物館と改称された。これに伴い、国立博物館は、従来文部省で行われてきた国宝・重要美術品の調査及び保存修理に関する事業を実施することになり、このため、同博物館に保存修理課が設置され、その中に保存科学部の前身に当たる保存技術研究室が設置された。その後、昭和25年8月29日の文化財保護法施行により文化財保護委員会事務局が設置された際、保存技術研究室は同事務局の建造物課に所管替えとなった。

この時期最も重点が置かれた事業は、それ以前から行っていた合成樹脂による二条城襖絵剥落止め等の実績を基に、昭和24年1月に火災にあった法隆寺金堂の焼損壁画面の硬化及び取外し処置に関する一連の基礎実験への協力と現地での施工、指導を行うことであった。

昭和27年4月1日に、東京文化財研究所の設置と文化財保護委員会事務局建造物課研究室の組織替えにより、東京文化財研究所に保存科学部が設置され、化学、物理、生物の3研究室が設けられ、文化財に関する保存科学の基本的な研究体制が整えられた。さらに、昭和37年7月1日には、保存科学部に伝統的な技法の科学的分析、保存修理における科学的な技術や材料の応用研究を目的とする修理技術研究室が新たに設置された。その後、昭和48年4月の修復技術部の設置に伴い修理技術研究室は廃止され、3研究室体制となった。

保存科学部は、文化財の材質・構造・技法やそれを取り巻く環境と材料の劣化の関係の様々な科学的方法で調査するとともに、文化財の保存現場に応用できる手法の開発を行うなど、この分野における指導的役割を果たしている。また、X線や赤外線を用いた文化財の新しい非破壊調査法の開発や、鉛同位体比測定による青銅器の産地推定など、その成果は美術史や考古学の分野でも広く利用されている。近年では、温湿度・照度・空気環境などに関する研究成果を基に、国指定文化財公開のため全国の博物館・美術館・資料館等の保存環境評価を行っている。また、従来殺虫剤として広く用いられてきた臭化メチルがオゾン層破壊物質として平成17年に全廃されることに伴い、環境や人間への影響が少ない生物被害防除法の開発を推進するなど、地域環境保護の視点も広く考慮に入れながら研究を進めている。

#### エ 修復技術部

科学技術の進展に伴い、文化財の保存修復の分野においても、最先端の科学技術を導入した修復技術の研究・開発が求められるようになったことから、昭和48年4月に保存科学部の修理技術研究室を廃止し、新たに修復技術部が設置された。設置当初は、第一修復技術研究室及び第二修復技術研究室の2室で構成されていたが、昭和53年4月に第三修復技術研究室が設置され3研究室体制となった。

修復技術部は、設置当初から文化財の伝統的な修理の材料及び技法の解明とそれを基盤とした新たな修理材料・技術の開発を大きな柱として研究を行ってきた。伝統材料については、古代中世漆

芸技法の解明、古代製紙技術の解明などの成果が工芸、絵画、文書等の修復技術に反映され、新素材開発では、人工木材の開発成果が桂離宮修復に利用されたり、合成樹脂導入による遺構保存によって横浜三殿台遺跡の維持に貢献したり、水性合成樹脂の利用によって土器表面の強化が効果的に行われるようになるなど、その成果は国指定文化財の修復現場からの要請に対応する形で利用されてきている。

しかしながら、近年は、文化財の積極的な活用に耐え得る保存・修復の開発、新たな保護対象である近代の文化遺産等の保存・修復の概念と技術の開発及び環境悪化による文化財への影響の評価と対策等、文化庁と共同で検討を要する課題も増え、新たな社会的課題への対応が強く求められるようになってきている。これらの新たな課題へ対応した研究開発は、国際的な保存修復協力等においても多大なる貢献を果たし、海外からも高く評価され広く注目を浴びている。

このように、修復技術部では、文化財における環境汚染物質の影響と修復技術の開発研究、近代の文化遺産の修復に関する調査研究、古糊の研究、野外文化財の環境観測と調査、発掘遺構の保存処理等、最先端の科学技術を生かした修復技術の研究開発を推進しているところである。

#### オ 情報資料部

昭和5年の帝国美術院附属美術研究所創設当初から行ってきた美術に関する研究資料の作成・収集・整理・保管・閲覧等の業務を拡充し発展させるため、昭和52年4月に美術部資料室を廃止し、文献資料研究室と写真資料研究室からなる情報資料部を新設した。

情報資料部は、当研究所の研究資料について、情報の統合化を図ることを研究活動の目標としており、これらの研究資料を広く内外の研究者に提供するとともに、文化財に関する研究活動に多大なる貢献を果たし、日本の文化財に関する中心的な研究資料センターとして発展してきた。

近年、学術情報の増大と多様化に伴い、資料の効率的活用を図ることが新たな課題となっており、この課題に対応するために、情報資料部ではいち早くコンピュータを導入し、研究データの作成・蓄積・活用を一貫したシステムの下で行う体制の整備を行ってきた。また、逐次当研究所で所蔵する研究資料の電子情報化を進め、その活用の質的向上を図るとともに、出版物とインターネットのホームページ等を活用した研究資料の公開に努めてきた。さらに、客員研究員や外部から招へいた研究者を交えた研究会や協議会を開催して、文化財に関する研究情報の共有化を推進している。

情報資料部では、日本・東洋古美術関係の文献目録の作成と文献データベースの開発や当研究所の前身である美術研究所の創設以来、60年以上にわたって蓄積されてきた写真原版のデジタル化を進め、デジタル画像データの蓄積と活用に関する研究を行い、画像データベースの実用化を目指した実験を行っているほか、赤外線やX線等を駆使した特殊な撮影を実施するなど着実にその成果をあげている。

#### カ 国際文化財保存修復協力センター

東京国立文化財研究所は、日本国内における文化財の保護に関する先端的な研究を行う中心的機関としてその組織の整備・充実に努めてきたが、近年の社会情勢の変化は著しく、特に文化財保護

の分野における国際的な広がりや顕著になり、アジア地域を中心とする共同研究・協力支援の要請に対応する必要が生じたため、平成2年10月1日にアジア文化財保存研究室が新たに設置された。

その後、文化財保護に係る国内外の調査・研究事業は、国際的に高く評価され、アジア地域にとどまらず世界的規模での調査・研究を担う研究機関として広く求められるようになったことから、平成5年10月にアジア文化財保存研究室を国際文化財保存修復協力室に改組した。この組織の改正により、これまで主にアジア諸国を中心としていた国際的な調査・研究活動が世界的規模に拡大されるとともに、従前まで実質的に実施してきた欧州・北米地域等における調査・研究を当研究所の事業として明確に位置付けられることになった。

こうした国際協力事業の評価が更に高まるに伴って、国際的な貢献が一層期待されることとなり、国内外からの要請にこたえるべく、平成7年4月1日に国際文化財保存修復協力室を廃止し、新たに国際文化財保存修復協力センターが設置された。同センターには、企画室及び環境解析研究指導室が、その後平成9年には保存計画研究指導室が置かれ、日本における国際的な文化財の保存・修復に関する中心的な研究機関としての一応の組織整備が完了した。

同センターの主な活動内容は、国際共同研究・研究交流、専門家育成事業、保存修復協力事業、情報収集・発信等に分けられる。具体的な実施事業の主要なものは以下のとおりである。

#### (ア) 国際共同研究・研究交流

敦煌莫高窟に関する敦煌研究院保護研究所との共同研究は、平成12年現在で既に14年目に入っている。この間、窟内環境の調査、カビ等の病害原因の究明と処置、剥落・崩壊する壁画のための修復材料の検討等を行い、現在は壁画の画像情報処理システムの開発に研究の中心が移っている。また、この事業では、毎年、中国の専門家を招へいし、保存科学・修復技術等に関する研修を行っている。

このほかに、タイ国政府芸術総局との文化財の保存を目的としたレンガの劣化現象と保存対策に関する調査研究、日独科学技術協定に基づく保存科学及び歴史的建造物の分野における共同研究、環境汚染問題に関する日韓共同研究、米国スミソニアン研究機構との研究交流等が進められている。

「文化財の保存に関する国際研究集会」は、平成12年度で23回を数える。この間に「伝統芸能の保存と発展」、「各種文化財に関する専門家の養成」など、その時々状況に応じたテーマを設定し、専門家の研究交流の場としてきた。

「アジア文化財保存セミナー」は平成3年度から始められ、平成12年度で9回目となる。これはアジア地域の文化財の問題に焦点を絞ったアジア諸国の専門家によるワークショップ的な会議であり、この会議を通して各国の経験を共有することができると同時に、参加者の人的ネットワークの広がりがアジア地域での国際協力の促進につながっている。このセミナーに寄せる各国からの期待は大きい。

#### (イ) 専門家育成事業

文化財の保存を目的とした国際機関イクロム（文化財保存修復研究国際センター）との共催事業

として、平成4年度から国際研修を行っている。「紙の保存修復」として、表具技術や紙漉技法の研修を実施し、また、「漆の保存修復」として、漆の基礎知識、蒔絵や螺鈿の技法の研修を実施している。研修内容の性格上、研修生の数は限定されるが、毎回、世界各国から多くの研修希望が寄せられている。

#### (ウ) 保存修復協力事業

在外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品で価値の高い作品の修理に協力し、併せて所蔵先の博物館等と共同して修理対象作品に関する研究を行う「在外日本古美術品保存修復協力事業」を平成3年度から行っている。当初は絵画のみを対象としていたが、平成9年度からは工芸品も対象に含めている。

#### (=) 情報収集と発信

外国の文化財の調査研究や保存修復にかかわっている国内の専門家・研究者を招き、具体的な事例を通して様々な問題について討議しその解決に向けた方策を探ることを目的に、「国際文化財保存修復研究会」を平成8年度から毎年2回開催し、その報告書を関係する機関等に配布している。この研究会は情報収集の場でもあり、また、同時に関連する専門家のネットワークの構築と維持のための重要な場ともなっている。

世界の文化財に関する情報の収集と研究は機会あるごとに行っているほか、センターにかかわる諸事業等の情報はインターネットを通じて常時世界に発信している。

### (3) 大学院との連携協力

文化財保護の分野における後継者の育成は従前から大きな問題であった。特に東京芸術大学においては、従来からその卒業生が保存修復や保存科学の分野で活躍してきたとはいえ、親方と弟子の関係の中で教えられてきた修復の経験や技術の伝達を教育制度として確立し、一層充実させることが課題であった。そこで東京芸術大学においては、平成7年度に大学院を改組することとなり、文化財の保存に関し「技術、科学、理論」の三つの側面で「文化財保存学」専攻を設立することとなった。またこの専攻においては、総合的かつ専門的能力を備えた多様な人材の育成を目的としているので、修復技術だけでなく、文化財保存に必要な自然科学の知識の涵養、さらには保存修復の世界に自然科学をどのようにして適用していくべきか、その姿勢も含めて教えることが要請された。しかしこれらについての教育を大学内だけで行うことは困難であったために、東京国立文化財研究所に連携の依頼がなされた。他方、東京国立文化財研究所にとっても、研究所で行っている先端の研究を、自分たちで選抜した優秀な大学院生に時間をかけて教え、高度な専門家を育てていくことができる機会を持つことは、今後の研究機関の在り方を考えたときに大変有益であると判断し、双方協議の上、平成7年4月1日に「東京芸術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻の教育研究に対する連携・協力に関する協定書」が交わされ、東京国立文化財研究所は東京芸術大学大学院と連携して大学院教育に従事するようになった。

平成7年度から発足した大学院文化財保存学専攻は、大学の専任教官で構成された基幹講座（保

存修復、保存科学）と、東京国立文化財研究所が協力する連携併任研究分野（システム保存学）から成る。保存修復はさらに、日本画、油画、彫刻、工芸、建造物の実技を主体とした研究室からなり、保存科学は文化財測定学と美術工芸材科学の研究室から成る。連携分野であるシステム保存学講座は、「保存環境学」と「修復材料学」の二つの研究室から構成される。連携に当たっては東京国立文化財研究所保存科学部・修復技術部からそれぞれ3名（教授2、助教授1）計6名の研究員が併任教官として任命され、研究室の指導に当たっている。学生の受入定員は修士課程（2年）、博士後期課程（3年）とも、それぞれ毎年2名ずつである。このように東京芸術大学との連携においては、他の多くの機関の連携協力とは違って、東京国立文化財研究所が一つの講座を担当し、教育の場も提供する形になっているので、大変責任が重い、それだけ大学側が研究所に期待するところが大きいと言える。

平成11年までの修了者は4名であり、それぞれ国立歴史民俗博物館などの研究機関や文化財修復のための機関に就職したり、あるいは東京大学大学院などで更に研究を継続したりして、まだまだ限られた人数ではあるが、高度な専門家の育成の成果は上がっていると考えられる。しかし将来の発展を図るためには今後考慮していかなければならない問題も数多い。連携大学院はほかにも東京大学と国立科学博物館など数多くあるが、現状では大学教官以外の者が教育に当たる上での制度等が未整備であったり、受入機関の中での学生の身分が不安定であったりする。大学と研究機関との連携協力を更に推進していくためには、これらの問題を解決し、連携協力の制度を整備していく必要がある。いずれにせよ、大学等における文化財関係の教育・研究の充実が望まれているところであり、東京国立文化財研究所の果たす役割は今後ますます期待されるところである。

### (4) 東京国立文化財研究所の現況

東京国立文化財研究所の文化財に関する調査研究活動は、昭和27年4月1日の設置以来、約半世紀の歳月を迎える。この間、日本及び東洋の美術・伝統芸能・文化財の保存科学と修復技術等に関する基礎的研究を幅広く行うだけでなく、博物館・美術館や修理施設等からの要請に応じた調査・研究を展開してきた。また、文化財に係る国際的な要請にこたえるため、組織体制の整備が行われ、日本における文化財の国際研究・協力の中心的機関としての役割も担ってきた。

時代の要請にこたえるべく組織・事業を展開し、平成12年度においては主に次のような事業を推進している。

#### ア 美術部

日本における美術史学の成立と展開に関する研究、日本における外来美術の受容についての研究、科学的方法による美術作品の材料の同定と表現の復元、大正期美術展覧会関係資料の収集・調査、中国・河南省洛陽の龍門石窟に関する調査研究等を推進している。

#### イ 芸能部

浄瑠璃・歌舞伎の演技演出の伝承に関する研究と歴史的考察、古典音楽や能・狂言の伝承に関する研究、民俗芸能の国際的比較研究、民俗芸能の変容に関する調査研究等を推進している。

## ウ 保存科学部

材料の組成や原料産地に関する研究、文化財の環境と劣化に関する研究、生物被害防除に関する研究、X線・赤外線を使った非接触調査手法の開発等を推進している。

## エ 修復技術部

木造文化財や漆工芸品の伝統技法に関する調査と新しい修復技法の開発、紙や布を素材とする文化財の製作技術に関する調査、石造・金属品等を対象とした科学的な修復技法の研究開発等を推進している。

## オ 情報資料部

文献資料のデジタルデータベース化、デジタルアーカイブによる資料の保存方法の調査研究、インターネット等を活用した研究成果の公開等を推進している。

## カ 国際文化財保存修復協力センター

「漆の保存修復」国際研修、在外日本古美術品保存修復協力事業、文化財の保存及び修復に関する国際シンポジウム、文化財の保存修復に関する国際共同研究、スミソニアン研究機構との研究交流等を推進している。

## キ 特別推進調査研究

無形文化財の伝承に関する研究、現代環境下における文化財の保存・修復処置方法に関する調査研究、近代文化遺産の保存・修復に関する調査研究等を行っている。

このように、組織・事業を拡充するとともに、念願であった庁舎の新営を平成7年度から着手し、平成12年3月に竣工し、同年5月11日には新庁舎の開所記念式典を挙行了。竣工後の研究所施設は、建物延床面積が約12,500㎡となったほか、研究設備等も格段の充実が図られた。伝統的で、かつ、人文科学的な文化財の研究はもとより、最先端技術を駆使した文化財の保存修復技術の研究開発を行う総合的な研究機関として、さらには文化財に関する研究活動の国際的な機関として、その活動の充実が広く国内外から期待されている。

## 2 奈良国立文化財研究所

奈良国立文化財研究所には、建造物研究室、歴史研究室、平城宮跡発掘調査部、飛鳥藤原宮跡発掘調査部及び飛鳥資料館と埋蔵文化財センターが置かれ、不動産文化財を中心に調査研究を行うとともに、これらの文化財の調査研究に関する情報資料の収集、保管、公表等を行っている。

飛鳥資料館では、飛鳥地域の歴史・文化に関する資料を公開展示し、また、埋蔵文化財センターでは、地方公共団体が行う発掘調査について専門的・技術的指導及び発掘調査員の研修等を行っている。

## (1) 設立の経緯

奈良国立文化財研究所の設立の発端は、吉田茂総理（当時）が奈良県視察の際、南都諸大寺に伝

わる文化遺産のすばらしさを目のあたりにし、現地における美術学校ないしは美術研究所設置の構想を持ったことによると伝えられている。

その後、昭和25年に当時の天野貞祐文部大臣は、奈良に美術研究所を設立することに努力すると発表し、奈良県議会、同県教育委員会の研究所誘致活動が活発化した。これにこたえて昭和26年4月、文化財保護委員会は文化財研究所設置の意向を明らかにした。さらに国会では、参議院文教委員会が文化財保護法一部改正案の中に研究所新設を含めるなど、研究所の設置構想が積極的に打ち出された。

昭和26年10月、文化財保護委員会に奈良文化財研究所設置準備規程に基づき設置準備会が発足し、文化財保護委員会は昭和27年度予算に定員と経費を要求し、美術工芸研究室（彫刻・工芸・絵画）、建造物研究室（建築・遺跡庭園）、歴史研究室（古文書・考古）、庶務室の4室15人の定員と824万円の予算が認められ、昭和27年4月1日に奈良文化財研究所が発足することとなった。

文化財保護委員会は、昭和26年4月に設立予定地を奈良市春日野町50番地の奈良県商工館所在地に決定し、同年12月に奈良県知事からその寄付を受けた。この建物は、平城京研究の先覚者関野貞氏の設計により明治35年に奈良県物産陳列場として開設されたものである。しかし、昭和27年4月の奈良文化財研究所発足当時は、商工館の移転先がまだ決まっていなかったため、研究所は国立博物館奈良分館に仮事務所を置き業務を開始し、同27年7月に商工館が移転したことから、旧商工館本館の改装を行い、昭和28年1月に事務室並びに研究室を旧商工館本館へ移転した。その後、昭和29年に、奈良文化財研究所から奈良国立文化財研究所へ改称した。

## (2) 組織・事業の変遷

## ア 南都諸大寺調査研究

奈良国立文化財研究所は、設立当初から、南都七大寺及び奈良・京都の社寺を中心とする調査研究を最も重要な研究課題として、建築史、美術史、歴史、考古学等の各分野が協力して総合的な調査を行うとともに、各分野において南都諸大寺及び近畿周辺の社寺の調査研究を進めてきた。総合調査としては、元興寺、唐招提寺、西大寺等があり、また、各分野の研究としては、建築史では桂離宮や東大寺転害門等の調査、書跡資料では東大寺・興福寺・薬師寺・法隆寺等の調査、考古では薬師寺・興福寺の発掘調査等がある。

しかし、昭和39年以降は、歴史研究室及び建造物研究室の研究員の大多数が平城宮跡の発掘調査に当たることになり、また、昭和55年には、奈良国立博物館の仏教美術研究センター設置に伴って、美術工芸研究室が奈良国立博物館に移管されたため、従来からの南都諸大寺の総合的調査は困難な状況となった。そのため、各分野がそれぞれ諸大寺の調査研究を進めるとともに、研究成果の一部をデータベース化することにより各分野の研究成果を総合的に把握することに努めている。

## イ 平城宮跡発掘調査部

昭和28年11月、平城宮跡の特別史跡指定地の北部を東西に通じる県道奈良谷田線（通称一条通）の拡幅工事の際、奈良県教育委員会が掘立柱の遺構を発見したことにより、文化財保護委員会が平

城宮跡発掘調査会を組織し、文部省科学研究費補助金により発掘調査を行った結果、大規模な回廊が発見され、遺跡が大規模な広がりや複雑性を持っていることが確認された。

ちょうどこのころから、一条通沿いでの店舗等の増改築が増加し、申請に基づく発掘調査が相次いで実施されたが、部分的な小範囲の発掘調査では遺構の性格を判断することができないため、文化財保護委員会は5か年計画の大規模な発掘調査の実施を決定し、昭和34年から開始した。昭和35年10月には、現地の国有地内に発掘調査事務所を設置し、遺物の整理も進捗することとなった。

昭和37年には、当時は特別史跡指定されていなかった未指定の宮跡西南隅に鉄道検車庫の建設が計画されたが、発掘調査によって遺跡の重要性が明確になっていたため、衆議院文教委員会でもこの問題が取り上げられるなど、学会や一般市民による遺跡保存の運動が展開された。自由民主党文教部会では、平城宮跡の民有地買上げ予算の計上を決議するとともに、特別史跡指定地全域の買上げ方針を決定し、ついに鉄道検車庫の建設計画も変更された。これに応じて文化財保護委員会も特別史跡指定地内の民有地の国による全域買上げの方針を決定し、それに伴い増加が予想される発掘調査に対応するため、昭和38年4月、研究所に平城宮跡発掘調査部が設置された。

昭和40年には、国道24号線の奈良バイパスが宮跡東脇の東一坊大路推定地に計画されたことから、予定地の調査を実施したところ、大路の遺構ではなく宮内と同様の遺構が発見された。このことにより、宮は正方形ではなく、東辺の北部4分の3が東に張り出していること、したがって、予定されているバイパスは宮跡内を通過することになることが確認されたため、バイパス問題も国会で取り上げられて、最終的には路線は迂回されることになった。

昭和43、44年度には宮跡西辺沿いの旧馬寮推定地区に収蔵庫・研究室を新営して発掘調査部はここに移転した。翌昭和45年4月には、同地区に平城宮跡資料館を開館して調査研究成果の公開を開始した。その後も組織体制や施設等の整備を逐次進めるとともに、平城宮跡の調査・研究等の事業を着実に推進している。平城宮跡発掘調査部では、平成12年現在で平城宮跡指定地約131haのうち約30%の発掘調査を完了し、古代史研究上、多くの重要な成果をあげている。また、朱雀門や東院庭園をはじめとする建物や遺構を復元するなど、史跡の整備活用事業の推進やそのために必要な調査研究を実施している。

#### ウ 飛鳥藤原宮跡発掘調査部

昭和29年、紀ノ川総合開発の一環として農林省の大和平野農業用水路工事が実施されることになり、研究所がその事前調査として飛鳥寺等の発掘調査を実施した。昭和30年には、飛鳥地方の航空測量を行い、飛鳥寺周辺の千分の一の地図を作成した。昭和31～32年は飛鳥寺、昭和32～33年は川原寺の発掘調査を行い、また、昭和34年には飛鳥板蓋宮伝承地の調査を行ったが、これらの調査は奈良県立橿原考古学研究所に引き継いで、研究所はその後しばらく平城宮跡の発掘調査に専念することになる。

昭和30年代後半からの日本経済の高度成長の時期は、飛鳥及び藤原宮跡地域においても都市化の波が押し寄せ、その対応が否応なく迫られることになるとともに、ちょうど「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が飛鳥藤原地域にも適用されようとする時期でもあった。そのよ

うな昭和40年に国道165号線バイパスが藤原宮内裏地域を斜めに横断する計画のあることが判明したことから、奈良県教育委員会は昭和41～43年にかけて路線敷の発掘調査を実施し、その結果、道路線が藤原宮跡の中心部を通過することが明らかとなったため、路線は変更された。

住宅開発を主体とする都市化が飛鳥地方の隣接地域に及んだことは、国を挙げての大きな問題となり、佐藤栄作総理大臣以下各閣僚の現地視察、文化財保護審議会及び歴史的風土審議会の保存対策の集中審議を経て、昭和45年12月には、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財保存等に関する方策について」の閣議決定が行われて、政府、地方公共団体全体として飛鳥地方（藤原京跡の所在地を含む。）の調査、保存、整備に取り組むこととされた。具体的な施策としては、主要遺跡の発掘調査、史跡指定、整備、国営公園の設置、周遊道路・宿泊施設設置等が挙げられる。

このような状況に対応して、奈良国立文化財研究所では、飛鳥藤原地域の発掘調査のための人員と予算の確保に努め、昭和45年4月には、平城宮跡発掘調査部に飛鳥藤原宮跡調査室を設け、現地の橿原市に仮の発掘調査事務所を設置するなど、調査体制の整備を進めるとともに、藤原宮跡の南面中門の調査、藤原宮跡大極殿跡東南地区と宮城西辺橿原市営住宅建設地、鴨公小学校移転地の発掘調査等、飛鳥藤原地区の継続的な調査を実施した。昭和47年に高松塚古墳の極彩色壁画が発見されてから、更に広く飛鳥地域の埋蔵文化財に対する関心が高まり、昭和48年4月に飛鳥藤原宮跡発掘調査部を新設し、飛鳥藤原地域の発掘調査体制が整うことになる。

その後、昭和55年には、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」が制定に伴って、遺跡の分布調査及び緊急発掘調査が速やかに行えるよう、政府は財政、技術及び体制の上で十分な援助を行うべき旨の附帯決議がなされ、これを踏まえて、発掘調査部の定員や予算の拡充を図り、飛鳥藤原地区の発掘調査の体制整備に努めてきている。

飛鳥藤原宮跡発掘調査部では、飛鳥藤原地域の発掘調査を通じて、古代国家についての学際的な研究を進めるとともに、その成果は遺跡説明会や報告書類、後述の飛鳥資料館の展示室等で公開している。また、遺跡の整備も進めており、総合的な文化財の保存と活用を推進しているところである。

#### エ 平城宮跡・飛鳥藤原宮跡の整備

昭和38年度から始まった平城宮跡内の民有地買上げが進むにつれて、史跡の整備、公開といった活用事業が重視されるようになってきた。そのため昭和40年度以降は、発掘調査についても第二次朝堂院・内裏一郭の整備、遺構の覆屋・資料館の建設等が整備計画と不可分な関係で実施されてきた。昭和38年度からは、奈良県が国庫補助金を受け整地、芝張、石敷、植樹等の整備事業を行い、昭和40年度から文化財保護委員会が国の予算で、発掘された遺構を出土した状況のままでも保存展示することを目的とする覆屋や展示棟を順次建設した。一方、研究室・倉庫が余りにも狭く、乱雑な状況となってきたため、展示室・収蔵庫・研究室を一体とした庁舎の建設が進められ、昭和43年度に収蔵庫、昭和44年度に展示室、研究室の順で建設が行われ、昭和45年には、平城宮跡資料館として完成した。そして昭和45年度からは従来文化庁及び奈良県教育委員会が行っていた宮内の整備・管理全般を研究所が担当することとなった。

平城宮跡の整備は、昭和53年に文化庁が策定した「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」に基づいて実施されてきた。発掘調査によって明らかになった遺構を植栽・盛り土によって表示する整備のほか、建物の実物大復元も進められている。宮内省跡地区では昭和47～48年度に復元した南殿に引き続き、南殿第二殿（昭和60年度）、北面築地及び北門（昭和61年度）、西南殿（平成元～2年度）、西北殿（平成3～4年度）等の整備が行われた。平成2～3年度に行われた兵部省跡の整備では、建物等の半立体復元という新しい手法を用いた。これは従来の平面表示ではなく、柱や壁体等を地上0.8mから1.2m立ち上げることによって、視覚的な効果をねらった手法である。

近年では、朱雀門・東院庭園の寺物及び庭園遺構の復元整備が行われ、ともに平成9年度末に一応の竣工を見た。

現在、第一次大極院殿地区の復元整備事業が進められており、正殿復元の実施設計は平成12年度中に完了し、平成13年度から復元工事に着工の予定である。また、第一次大極院殿地区の復元整備に関しても平成11年度から復元準備調査を開始したところである。

一方、藤原宮跡では、大垣等の遺構表示とともに、多目的広場・園路・案内広場等の整備が進められている。

また、藤原宮跡の整備基本構想については、文化庁が、昭和61年2月に「藤原宮跡保存整備懇談会」を設置し、その後、奈良国立文化財研究所において基礎資料等の作成を進めているところである。大和三山をはじめとする豊かな自然に囲まれた立地環境を生かして、水と万葉植物を主体とする整備の基本方針が検討されており、平成12年度中には最終的な構想案が取りまとめられる予定である。

#### オ 飛鳥資料館

飛鳥藤原地域への開発の波及に対応する昭和45年12月の「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策について」の閣議決定により、藤原宮跡を含む飛鳥地域の遺跡の調査・保存を国家的事業として進められることとなったが、このような施策の一環として、明日香村大字奥山に飛鳥資料館が設置されることとなった。

昭和46年4月には、文化庁に国立飛鳥資料館（仮称）設置準備会議が置かれ、設置の準備が進められ、昭和47年度から工事に着手、昭和48年には本館建物が竣工した。昭和48年、飛鳥資料館は庶務室、学芸室の組織体制で発足し、昭和50年3月15日に開館した。昭和50年には開館記念展として「仏教伝来飛鳥への道」展を開催し、また、昭和56年には奈良国立文化財研究所が昭和51年から継続調査している山田寺跡の発掘調査を基に「山田寺」展を開催した。

飛鳥資料館は、古代の姿を来館者に生き生きと伝えることを目指し、研究的復元と野外展示の充実にも努めてきている。昭和60年には、古代の石造物である酒船石を実物大で製作し、これを8個の車石で結ぶ導水施設を前庭に復元した。平成5年12月から同6年6月までは増築工事のため閉館するが、その後、常設展示・企画展示を再開するとともに、特別講演会、陳列品等の充実を進めてきた。

#### カ 埋蔵文化財センター

国土の開発が進むにつれて、昭和30年代後半から、開発に対する埋蔵文化財や史跡等の保存が社会的にも大きな問題となり、それに伴い全国各地で発掘調査を円滑に実施する必要性が高まった。破壊に対処するため、このような状況の中で、都道府県、市町村における調査関係職員は増加する傾向にあったが、これらに対し、発掘調査技術の向上を図るための専門的な研修の実施、調査の指導助言、情報収集、整理や公表等、埋蔵文化財に関する調査研究の中心となる国の機関の設置が重要な課題となっていた。

昭和48年度に、文化庁は、学識経験者と地方公共団体関係者からなる埋蔵文化財対策調査会を設け、埋蔵文化財の調査と保護の問題への対応について検討を行った。同年10月に同調査会が取りまとめた「埋蔵文化財に関する当面の方策について」の報告書の中で、当面の課題として、①埋蔵文化財の周知徹底とその保護と調査の水準を高く維持するための埋蔵文化財関係の情報資料の収集調査、②埋蔵文化財保護担当の専門家の確保、③発掘調査体制の充実と優れた発掘調査の実施、④発掘調査成果の整理・保存・公開の4点が指摘された。この報告書では、これらの諸問題に対処する方策の一つとして国立埋蔵文化財センターの設置が提案されており、このセンターの機能として次の4点が挙げられた。

- ①地方公共団体の行う埋蔵文化財調査に関する専門的な指導助言
- ②地方公共団体の専門職員等に対する研修
- ③埋蔵文化財に関する情報資料の収集・整理・提供
- ④埋蔵文化財調査技術の開発

この国立埋蔵文化財センターの設置は、昭和49年度予算に盛り込まれることとなり、その設置場所の検討を始めたが、機関の新設は困難との見通しから既設機関に附設する方針が採られ、奈良国立文化財研究所に設置することが決定され、昭和49年4月に、奈良国立文化財研究所の機関として埋蔵文化財センターが発足した。しかし、埋蔵文化財の保護をめぐる諸情勢は更に緊迫し、センターの強化は文化財保護施策上一層緊急度を増したことから、昭和50年に同センターに研究指導部を設置するなどの体制の整備が図られた。

埋蔵文化財センターでは、地方公共団体の埋蔵文化財担当職員を対象とした研修の実施、各地の埋蔵文化財調査に関する指導・助言、埋蔵文化財に関する情報資料の収集等の事業を推進し、全国の発掘調査の技術的水準の平均化と向上に努めてきた。調査研究活動では、遺跡の所在を探る遺跡探査方法の研究や木材の年輪幅を計測して木製遺物の製作年代を推定する研究等、遺物の整理・保存等に関する先駆的な研究を行い、各種研究活動においても着実に成果をあげている。また、全国不動産文化財情報システム（遺跡の名称、所在地、時代、種類や遺物、発掘調査報告書等に関するデータベースで、平成12年6月現在、22万2,223件を収録し、インターネットで公開中）の構築等の開発事業も推進している。

#### (3) 大学との連携協力

幅広い知識と高度な技術を兼ね備えた研究者及び技術者の育成を行うとともに相互の研究機能の

充実を図るため、奈良国立文化財研究所は京都大学大学院の人間・環境学研究所及び奈良女子大学大学院人間文化研究科と連携協力して文化財学に関する教育研究を実施している。前者は平成6年4月1日から、後者は平成11年3月から開講している。原則として講義は各大学で行われるが、演習、実習・実験及び研究指導は奈良国立文化財研究所で、研究所の持つ多様な文化財資料と学際的な文化財研究設備を活用した文化財教育研究を行っている。また、奈良は宮跡や寺院跡など文化遺産の宝庫であり、そうした歴史的環境を生かしたプログラムを組んでいる。

京都大学では、文化財の保存・継承の重要性にかんがみ、人間と環境、そしてそのあるべきかかわりについて教育研究しており、奈良国立文化財研究所からは文化・地域環境学専攻（第2専攻）環境保全発展論講座東洋文化財保全研究指導の客員分野に教授又は助教授6名を併任している。開設している授業科目は、住環境保全論・考古環境学論・文化財保存科学論・文化財保存調査法の4教科である。住環境保全論では古代の地方官衙・寺院・荘園・集落等の遺跡から律令国家の形成過程・変遷や歴史的特質を追求、考古環境学論では東アジアの古代都市の平面計画と規格性、建物構造と構成、道路計画と構造など都市遺跡の環境について考古学的に検討を、文化財保存科学論では文化財資料の製作年代、材質分析、生産地の推定、さらには保存修理のために自然科学的手法の開発研究を、そして文化財保存調査法では文化財資料の遺存状況は千差万別であり、未解決の事項が多く、これらの資料について様々の理化学的手法による文化財資料の精査、検討を行っている。平成11年度までの5年間に、カンボジアからの留学生1名を含む9名の学生が修了若しくは単位取得退学している。これらは、建設省、東京国立博物館、奈良国立文化財研究所、地方自治体の埋蔵文化財関係機関等に就職している。また、アメリカ・ゲッティ研究所の留学研究生として、最先端の文化財研究施設で研究している者もいる。

奈良女子大学大学院人間文化研究科では、同研究科博士後期課程比較文化学専攻文化史論講座指導の客員分野に、教授及び助教授として3名を併任している。授業科目の宗教考古学特論では、古代都城に特有な都宮祭祀の諸相と形成過程についての都城の発展段階からの検討、歴史資料論では、平城宮跡出土木管の実物についての再解説と内容の検討、歴史考古学特論では、発掘遺構・遺物と文献資料に基づく飛鳥地域の古代寺院の成立と発展、古代国家の成立過程の考察を行っている。

このような大学との連携協力は研究現場の第一線に携わる者の養成において重要な役割を果たしているが、アカデミックな教育研究と、即戦力の育成を目指す教育研究とのバランスの取り方が当面の課題の一つになっている。文化財に関する教育研究指導は歴史が浅く、必ずしも体系化されているとは言い難い。こうした現状にありながら、文化財教育関連の学科や講座を設置する大学が増えつつあり、大学等における文化財関係の教育や研究機能の充実が望まれているところであり、奈良国立文化財研究所の果たす役割がますます重要なものとなっている。また、大学との連携協力が推進され、文化財関係分野の研究者及び技術者の数が増え、教育研究内容も充実されて、いわゆる「文化財学」がいよいよ発展することが期待される。

#### （4）奈良国立文化財研究所の現況

文化財の集中する関西地域に設置された奈良国立文化財研究所は、実物資料によって文化財を総合的に調査研究することを目標としていた。しかしながら、国土開発の進行に伴い、遺跡の保存に関する調査研究が社会的な要請となったため、当研究所の調査研究は、土地に結び付いた文化財、特に遺跡関係の調査研究に重点を移してきた。また、その対象地域も近畿地方中心から全国へ広がり、さらに、地方公共団体等に対する指導・助言や埋蔵文化財関係職員の研修機関としての役割も担うことになった。

このような状況から、組織体制も幾多の変遷を経て、創設当時、美術工芸研究室、建造物研究室、歴史研究室、庶務室の4室15人であった組織が、平成12年度では、庶務部（2課）、建造物研究室、歴史研究室、平城宮跡発掘調査部（6室）、飛鳥藤原宮跡発掘調査部（4室）、飛鳥資料館（2室）、埋蔵文化財センター（1部、8室）、合計85人となり、次の事業等を推進している。

##### ア 建造物研究室

古代建築及び庭園遺跡等に関する調査研究を断続的に行っており、同研究の成果は、平城宮跡の整備活用における復元の基礎資料となっているほか、各地で行う遺跡整備の指標ともなっている。また、現在、プロジェクトとして行っている「木造建造物の保存修復のための調査研究」では、文化庁をはじめとする関係各機関の協力を得て、修復事業の体制、修復の考え方と手法、事業に伴い蓄積された学術資料の活用方法などの検討を行い、今後の文化財建造物の保存修復事業の在り方について研究を推進している。

##### イ 歴史研究室

南都諸社所蔵の典籍文書の調査研究とそのデータベース化や、畿内及びその周辺等諸社所蔵の典籍文書の調査研究を行い、その調査成果の一部は指定業務に活用されている。さらに、古文書料紙原本の形態と用法に関する調査研究、文献資料のデータベース作成とその活用システムの研究等を推進している。

##### ウ 平城宮跡発掘調査部

平城宮跡の発掘調査、第一次大極殿復元研究、東院地区出土遺物の研究、木簡の調査研究と文字・画像情報のデータベース化、奈良時代土器の生産と流通に関する研究、木簡に見える文字の形態に関する研究、古代以降の掘立柱建物の変遷に関する研究等を推進している。

##### エ 飛鳥藤原宮跡発掘調査部

藤原宮朝堂院の発掘調査、藤原京跡の発掘調査、飛鳥石神遺跡の発掘調査、山田寺発掘成果の総合研究、飛鳥時代の土器の編年の研究と産地同定研究、飛鳥藤原地域における遺構・遺物の保存科学的研究、飛鳥池遺跡における工房跡の総合研究等を推進している。

##### オ 飛鳥資料館

飛鳥資料館常設展示・企画展示、飛鳥基準資料の集成、アジア史の中の飛鳥文化の研究、飛鳥時代技術の研究（石像仏・鏡等の鑄造物など）等を推進している。

#### カ 埋蔵文化財センター

埋蔵文化財行政の一環である記録保存では、埋蔵文化財の調査と報告の迅速化、出土遺物の保存処理と公開が課題である。センターではこれらに対処するとともに、調査で出土した文化財を文化遺産として後世に伝えるために、埋蔵文化財発掘技術者等研修の強化に加えてセンターの研究項目を再編成し、遺物による考古学的研究、古代官衙遺跡等の調査研究、古代における在地支配の考古学的研究、文化財の自然科学的手法による保存修復に関する研究、遺物地図情報システムの開発研究等を推進している。

#### キ 国際共同研究

中国都城に関する調査研究、カンボジアにおける王宮の調査研究、唐代壁画の技法研究、陶磁器の文化的交流に関する研究等を行っている。

#### ク 特別推進調査研究

不動産文化財調査手法及び活用に関する研究、古代日本の都城遺跡形成過程等に関する調査研究、古社寺の所蔵歴史資料等に関する調査研究、不動産文化財の調査研究支援機器システムに関する調査研究等を行っている。

社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、独自の研究成果と調査方法を進展させるとともに、その成果を国内外へ積極的に公表して、それぞれの時期に一定の評価を得るなどの業績を上げてきた。しかし、近年、文化財を取り巻く社会情勢の変化は著しく、さらにその調査研究をめぐる情勢についても大きな変化が見られ、研究所が果たすべき役割はますます大きなものになると予想される。これまでの調査研究の成果を基盤として、我が国の文化財に関する研究の中心的機関として、更に一層の充実が必要となっている。

### 3 国立文化財研究所の独立行政法人化

中央省庁等改革における独立行政法人制度の創設に伴い、東京及び奈良の国立文化財研究所は、平成13年4月から独立行政法人に移行し、2研究所は、独立行政法人文化財研究所が設置・運営する研究所として位置付けられる。独立行政法人移行後もこれまでの国立文化財研究所としての実績とその役割・指名を踏まえ、文化財研究の一層の充実が図られることが求められている。

なお、独立行政法人化に当たり、平成11年12月に成立した独立行政法人個別法である「独立行政法人文化財研究所法」において、法人の名称は独立行政法人文化財研究所と定められ、国立の名称は用いられないこととなったが、文化財研究のナショナルセンターとしての役割に変わるところはなく、独立行政法人移行後もその活動の充実・発展が期待されている。

## 第4節 新たな文化財関係施設の設定準備

### 1 九州国立博物館（仮称）の設定準備

昭和43年4月に地元各界代表者による「九州国立博物館設置期成会」が発足し、昭和46年3月に

は、福岡県が太宰府市に博物館の建設用地として約14万㎡（現在においては約17万㎡となっている。）を確保するなど、福岡県を中心に具体的な国立の博物館誘致に向けての運動が展開されるようになった。

その後、昭和63年度には、福岡県に「九州国立博物館誘致促進対策室」が設けられ、また、「九州国立博物館誘致推進本部」が発足し、誘致活動が活発に展開されるようになった。また、平成4年12月には、博物館の設置及び運営についての支援を行うため、「九州国立博物館設置促進財団」が発足した。

文化庁では、こうした地元の要望等を踏まえ、平成元年度から新しい博物館構想について調査研究を進めてきたが、平成6年度には、文化庁に「新構想博物館の整備に関する調査研究委員会」を設け、平成7年度と同委員会「中間報告」を踏まえ、新構想博物館を「九州国立博物館（仮称）」とし、その設置候補地を福岡県太宰府市とすることを決定した。さらに、平成9年度には、同委員会が「九州国立博物館（仮称）基本構想」を取りまとめ、平成10年度に「九州国立博物館（仮称）基本計画」を策定し、文化庁長官に報告した。

この「基本計画」では、アジア諸国との相互理解を深めるための文化交流を盛んにし、アジアに対して貢献していくことが大切であるとの要請にこたえるため、我が国固有の文化は、近代以前においては主としてアジア諸地域との交流によって築かれてきたという歴史を認識し、「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しい視点を持った博物館を設置することが必要であるとしている。

これに基づき、平成11年度には、「建築基本設計」の実施及び「展示計画」の策定、建物建設及び主要機能の実現に向けた具体的な成果が取りまとめられ、平成12年度には「建築実施設計」が行われている。

九州国立博物館（仮称）の最も大きな特徴は、国と博物館の設置される地域が連携・協力し、博物館の設置・運営を行うことであり、既存の博物館にないアジア諸国との共同研究、交流展示等の人的交流のほか、教育普及、生涯学習活動及び情報発信の機能等、展示以外の新しい博物館機能を充実させ、かつてアジアとの交流の玄関口であった九州の地域性を生かした国際色豊かな博物館となることを目指して、国、福岡県及び九州国立博物館設置促進財団の三者の協力のもとに設立に向けた準備が進められている。

### 2 国立組踊劇場（仮称）の設定準備

文化庁では、平成10年度から、国の重要無形文化財「組踊」を中心とする沖縄伝統芸能の保存振興を図るとともに、沖縄の地理的・歴史的な特性を生かし、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となることを目的とした国立組踊劇場（仮称）の設定準備を進めている。

組踊は、18世紀初頭、琉球王国の最も華やかな時代、宮廷文化の精華として結実した舞台芸術で、その様式は内外に類例のない歌舞劇として誕生したものであり、文化庁では、昭和47年5月15日、組踊を重要無形文化財に指定するとともに、伝統組踊保存会を保持者の団体として認定し

(平成12年6月現在、同保存会会員は48人)、同保存会の行う伝承者養成事業に対する補助、組踊特別鑑賞会の実施等、その保存振興を図ってきている。

しかしながら、沖縄県に組踊の伝承活動や公開等を行う専用の施設がないために、①伝承者養成に支障があること、②形態の異なる舞台上演することにより技芸様式の変容が心配されること、③総合的・体系的な記録保存や調査研究が困難であること、④総合舞台芸術の重要無形文化財のうち国立の専用劇場が設置されていないのは組踊だけであることなど多くの課題等が指摘され、これまで沖縄県及び地元関係者から国立組踊劇場(仮称)の設立についての強い要望がなされていた。

こうした状況の中で、平成8年9月10日、「沖縄問題についての内閣総理大臣談話」が閣議決定され、これに基づき、平成8年9月17日に設置された「沖縄政策協議会」において、国立組踊劇場(仮称)の設立が、沖縄振興策の重要プロジェクトの一つに位置付けられた。

文化庁では、「国立組踊劇場(仮称)設立準備調査会」の開催等により、劇場の運営、施設等に関する検討や所要の調査、資料収集等の諸準備を実施してきたところであり、劇場建設に関しては、沖縄開発庁の予算計上により平成10年度に基本設計、平成11年度に実施設計を行い、平成12年度から3か年計画により建設工事を行い、平成15年度に開場予定となっている。

また、劇場の設置場所については、必要な用地面積の確保、交通の利便性等を勘案し、平成9年12月「浦添市小湾地区」に決定している。

なお、組踊は従来、その公開が主として沖縄県内で行われてきたこともあり、その魅力が必ずしも全国に広く知られているとは言い難い状況であったので、国立組踊劇場(仮称)の設立準備の開始に先立ち、平成7年度から、組踊を全国に公開しその一層の普及・振興を図るため、伝統組踊保存会が行う「組踊特別鑑賞会」が国庫補助事業により開始され、毎年各地において大きな成果を収め、組踊等沖縄伝統芸能への関心が深められている。

## 第13章 地方公共団体における文化財保護

### 第1節 地方公共団体における文化財保護の歩み

#### 1 地方公共団体における文化財保護行政の沿革

文化財保護法の前身である古社寺保存法、国宝保存法及び史蹟名勝天然記念物保存法においては、文化財保護行政はほとんどが国の事務とされており、地方公共団体が関与する事務は少なかった。それぞれの法律における地方公共団体に関連する規定をみると、古社寺保存法においては、①建造物及び宝物類の修理は地方長官が指揮監督をすること、②社寺に下付した保存金は地方長官が管理することのみであり、また、国宝保存法においては地方公共団体に関する規定自体がなかった。史蹟名勝天然記念物保存法においては、①史蹟名勝天然記念物の指定は内務大臣(昭和3年以降文部大臣。以下同じ。)が行うが、緊急の場合には地方長官(知事)が仮指定を行うことができること、②史蹟等の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、地方長官の許可を要すること、③内務大臣が地方公共団体を指定して史蹟名勝天然記念物の管理を行わせることができること、④この場合の管理の費用は、当該地方公共団体の負担であり、国はその費用の一部を補助することができること、が規定されていた。

古社寺保存法、国宝保存法において地方公共団体に関する制度が少ないのは、沿革として古社寺保存法などが対象とする文化財が主として社寺の所有するものであり、保護の措置も社寺を主体とするものが中心であったため、保護行政における地方公共団体の位置付けは明確に認識されなかったことによるものと考えられる。これに対して史蹟名勝天然記念物保存法の場合は、対象とする史蹟等が土地と密接不可分の関係にあり、その所有は社寺に限らず個人等にまで及ぶため、その保護に際してはより広い行政的対応が必要であることから、地方公共団体が事務の相当部分を担うこととされていたものである。

文化財保護法制定に向けての制度の検討に際しては、文化財の範囲として無形文化財や民俗資料など新たなものを取り入れることとしたこと、古社寺保存法以来採ってきた文化財保護における社寺の制度的特別扱いを廃し、文化財をその所有の個人、法人の別なく平等に取り扱うこととしたこと、国宝保存法、史蹟名勝天然記念物保存法を統合し、保護に関する制度を詳細に定めることとしたことから、必然的に文化財は極めて数が多く、広く全国に所在し、かつ、その保護には日常的な周到な注意をもって当たる必要があるため、具体的な措置や事務手続きも膨大なものとなることが想定された。そもそも文化財は、その所在する地域の文化や歴史と密接な関連を有し、その保存及び活用は地方文化の振興・発展にとって極めて重要であることから、関係の地方公共団体は、その区域内にある文化財の保護について積極的に関与していくことが必要と考えられる。これらのことから、文化財保護の施策は、そのすべてを国で行うことは適切でなく、実際上も地方公共団体の関

与がなければ保護の万全を期することは難しいため、文化財保護法においては、まず総則において文化財保護に関する地方公共団体の任務、心構えが明記されるとともに、国で指定した文化財に係る国（文化財保護委員会）の権限の委任、重要文化財の管理等の委任、史跡等の管理団体としての保護の実施、国へ提出される文書等の経由、保護事業に対する地方公共団体独自の補助等文化財保護に地方公共団体を位置付ける規定が設けられた。

その後、地方公共団体の組織体制が次第に整備されてきたことや文化財の範囲や保護手法が拡大されてきたことを背景として、文化財保護法の数次にわたる改正の都度、地方公共団体の役割を拡大・強化する方向での制度整備が行われ、これに対応して地方公共団体の文化財保護のための体制の整備が図られてきた。このような制度的な整備の概況は次に示すとおりであるが、これらにより文化財保護行政において地方公共団体の果たす役割は一層拡大し、国と地方公共団体とが一体となって総合的な文化財保護行政の展開していく体制となってきているものである。

## 2 文化財保護法による地方公共団体の位置付け

先に述べたように文化財保護法制定前の制度では、国宝の保護等に関して地方の関与は極めて薄かったが、本来、文化財の保存・活用は地域及び住民の理解と協力なくしては実効をあげることは困難なものであることから、文化財保護法の制定により、文化財保護行政における地方公共団体の役割を重視しその位置付けが明確にされた。しかし、制定当初の制度では地方公共団体の権限の範囲、国の権限との関係等に関する制度的位置付けは十分でないところがあったため、次のような経過で改善が図られた。

### (1) 昭和29年の改正

昭和29年の法改正においては、文化財の種類としての民俗資料の有形文化財からの独立、重要無形文化財指定制度の新設、埋蔵文化財関係制度の有形文化財制度からの独立と埋蔵文化財所在地における工事等の届出制度の新設等、様々な制度的充実が図られたが、地方公共団体に関しても次のような制度の整備が行われた。

- ア 従来から史跡名勝天然記念物について置かれていた管理団体の制度を重要文化財及び重要民俗資料についても新設し、所有者による管理が困難な場合等に文化財保護委員会により管理団体に指定された地方公共団体が、所有者に代わって当該重要文化財等の保存のために必要な管理及び修理を行うことができることとされた。
- イ 当時既に相当数の地方公共団体で制定され、それに即して各地方公共団体にとって重要な文化財の保護が行われていた文化財保護に関する条例について、文化財保護法上に根拠規定が与えられ、これを含めて地方公共団体関係の規定が、新たな1節を設けてまとめられた。

### (2) 昭和50年の改正

昭和50年の法改正においては、文化財の種類としての伝統的建造物群の追加、埋蔵文化財の保護

の充実、無形の民俗文化財の指定制度の新設、文化財の保存技術保護制度の新設等重要な制度改正が行われたが、地方公共団体の役割・機能の強化についても、都道府県の教育委員会における文化財専門委員制度に代わる文化財保護審議会制度、文化財保護指導委員制度の導入や地方公共団体が文化財の保存・活用のために行う事業に要する経費に充当するための起債について配慮規定の新設などの整備が行われた。

### (3) 平成8年の改正

平成8年の法改正は、有形文化財である建造物に関する登録有形文化財制度の新設を主な内容とするが、地方公共団体の関係では、次のような点に関する指定都市及び中核市（以下この章において「指定都市等」という。）の教育委員会の権限拡大等が図られた。

- ア 従来都道府県の教育委員会についてのみ認められていた、発掘調査により発見した文化財の所有者への返還、所有者から返還請求があった場合の警察署長への引渡し等を、指定都市等の教育委員会が行った発掘調査に係る出土文化財については、当該指定都市等の教育委員会が行うこととされた。
- イ 従来都道府県の教育委員会に対してのみ委任することが認められていた、文化庁長官の①国が補助金を交付した重要文化財等の管理・修理等の指揮監督、②重要文化財等の現状変更等の許可、許可の取消し、現状変更行為等の禁止命令、③所有者等による重要文化財等の公開の停止命令、④所有者等以外の者による重要文化財等の公開の許可、許可の取消し、公開の停止命令、⑤重要文化財等の保存のための調査、史跡等の調査のため必要な措置の施行、⑥発掘調査の停止命令、⑦埋蔵物として提出された物件の鑑査等の権限・事務について、指定都市等に対しても委任することができることとされた。
- ウ 従来都道府県の教育委員会についてのみ置かれていた国に対する意見具申や文化財保護審議会の設置に関する規定が、市（区）町村の教育委員会についても設けられた。

### (4) 平成11年の改正

平成11年の法改正は、平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」に基づき、平成11年7月に公布され、同12年4月1日から施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」によって行われた。「地方分権推進計画」は、国の制度全体にわたって国と地方公共団体の役割分担の明確化、機関委任事務の廃止、国の関与の縮減、権限移譲の推進等を行い、地方分権を推進しようというものであり、これに基づく文化財保護法の改正もこの基本的方向に沿ったものとなっている。

内容の詳細は第3節で述べるが、この改正によって、都道府県を中心とする地方公共団体の権限は、範囲として拡大されたのみならず質的に大きく変容した。その概要は次のとおりである。

- ア 機関委任事務制度の廃止に伴い、従来文化庁長官から都道府県又は指定都市等の教育委員会に委任することができることとされていた埋蔵物が文化財であるかどうかの鑑査等の事務は、

都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととされ、また、従来都道府県又は指定都市等の教育委員会に委任することができることとされていた重要文化財、史跡等の現状変更の許可その他の文化庁長官の権限並びに埋蔵文化財の発掘調査、周知の埋蔵文化財包蔵地における工事等及び遺跡発見に関する文化庁長官の権限は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会に委譲することができることとされた。

イ 従来国庫に帰属することとされていた出土文化財は、国の機関による発掘調査により発見されたものを除き、発見地の都道府県に帰属することとされた。

ウ 機関委任事務の廃止に伴い、これに関する文化庁長官の地方公共団体に対する指揮監督及び当該事務処理に要する経費の国庫負担制度が廃止された。

これらのことにより、地方公共団体は文化財保護に関し大きな権限と責任を持つこととなり、特に埋蔵文化財に関する行政はほとんど全面的に地方公共団体の責任で行われることとなった。

## 第2節 地方公共団体等における文化財保護の現状

### 1 地方公共団体における文化財保護の推進

地方公共団体においては、その区域内に存する文化財の保護を図るため、文化財保護に関する条例を定め、それに基づきその地方公共団体にとって価値のある文化財を指定しその保存と活用を行うほか、文化財保護法に基づく制度により、国と密接な連携の下に、国が指定している重要文化財、重要無形文化財、史跡等、あるいは埋蔵文化財に関し、調査・管理・修理・公開、文化財に係る開発事業等に関する調整、文化財の所有者等が行う管理・修理・公開等の事業に対する指導・援助等広範な事務・事業を執行している。

文化財保護に関する条例については、文化庁として、従来から条例のモデルを示すなどしてその制定を奨励してきたが、平成12年5月1日現在、すべての都道府県及び全国3,252市町村のうち3,132市町村（96.3%）において文化財保護条例が制定されている。これらの条例は、地方公共団体による文化財の指定・選定及びその解除、指定等が行われた文化財に関する所有者等による管理・修理・公開等の措置、現状変更等の制限、都道府県又は市町村による補助制度等を定めており、地方公共団体はこれらの条例に基づいて、国で指定している文化財以外の文化財でその地方公共団体において保護する必要のあるものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講じている。指定の対象は、おおむね有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物であり、文化財の保存技術について選定制度、文化財の登録制度を設けているものもある。条例に基づいて指定された文化財は年々増加しており、平成12年5月1日現在、都道府県で1万9,311件、市町村で8万2,382件となっている。この中には登録制度により登録された文化財が、都道府県指定件数中に834件、市町村指定件数中に2,834件含まれている。

文化財の登録制度は、これまでの文化庁の指導や条例のモデルにはないものであるが、地方公共団体独自の必要性に即して文化財保護に係る条例中に制度が設けられているものである。文化財保

護に関する条例による登録制度は、平成8年度現在、全国で26の府・市・町・村・特別区において設けられているが、一部の地方公共団体では景観保護の条例に基づく登録制度を設けているなど、地方公共団体によって独自の多様なものがある。地方公共団体の登録制度の内容は、①登録制度が指定制度を補完する役割を果たしているもの、②保護の制度上、登録が指定の前段階に位置付けられており、登録されたものの中から指定するという仕組みになっているもの、③文化財の存在を住民に知らせるだけという公示機能的な役割を果たしているもの、④国や都道府県が指定しているものの中から登録するもの、等と様々である。

伝統的建造物群の保護制度は文化財保護法に根拠を置くが、伝統的建造物群保存地区の決定あるいはその保護の内容は市町村の条例によることとされており、保護の主体は市町村である（文部大臣により重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものについては保護に対し国の援助等が行われることとなるが、保護の主体が国に移るわけではない。）。伝統的建造物群保存地区は、平成12年6月15日現在、51市町村で56地区が決定されている。

各地方公共団体においては、博物館、美術館、歴史民俗資料館等の設置による文化財の公開・調査研究、埋蔵文化財の発掘調査の施行等のほか、社会教育や学校教育を通じた文化財に関する学習活動、文化財愛護活動、広く一般住民を対象とした普及啓発活動にも取り組んでおり、無形の民俗文化財等の保護団体の育成指導等も行われている。

（参考）都道府県・市町村文化財指定・選定一覧

平成12年5月1日現在

種 別		都道府県	市町村
有形文化財	建造物	2,318件	8,312件
	美術工芸品	8,837	37,364
無形文化財		157	1,024
民俗文化財	有形	633	5,756
	無形	1,635	5,228
記念物	史跡	2,584	12,968
	名勝	234	997
	天然記念物	2,860	10,658
伝統的建造物群保存地区		0	55
文化財保存技術		42	42

文化庁が行っている「地方文化行政状況調査」によれば、平成11年度の地方の文化財保護経費は、都道府県約523億円、市町村約831億円である。地方公共団体の文化財保護経費は昭和63年度には約645億円であったのが平成11年度には約1,354億円まで増加しているものの、近年はおおむね横ばいの状況である。

## 2 地方公共団体の文化財保護組織の整備

文化財保護に関して地方の果たす役割が増大してきたことから、地方公共団体においても次第に文化財保護のための組織体制の整備が進められてきた。教育委員会に文化財保護行政を担当する課や係が設けられるようになり、現在、すべての都道府県及び大部分の市町村に専門課・係が置かれている。文化財の保護を適切に推進するためには専門的知見に基づくことが必要であり、教育委員会においては文化財の各類型に対応する専門職員を配置することが望ましいことから、昭和34年、当時の文化財保護委員会は、都道府県の教育委員会に対して、教育委員会事務局に文化財保護主事等の専門職を置くよう依頼した。依頼文書の記載によると、当時、文化財保護委員会としては、都道府県教育委員会への専門職の設置を文化財保護法上に規定することを検討しており、差し当たり教育委員会規則によって設置を図るよう格段の配慮を求めたのであったが、その後文化財保護法上の制度化は諸情勢の変化により実現しなかった。ただし、この要請に応じて、幾つかの県においては文化財保護主事の職が制度化され、成果をあげている。

地方公共団体の文化財保護に関する体制で特に注目されるのは、埋蔵文化財関係のそれである。昭和30年代後半から進展した国土開発に伴って、埋蔵文化財に関しては、開発計画の調整とその結果現状で保存できないこととされた埋蔵文化財に関して発掘調査による記録保存措置がとられることとされたことから、膨大な量の埋蔵文化財包蔵地に関する開発事業計画との調整、発掘調査の実施等を円滑に実施するための体制作りが各地方公共団体にとって急務とされ、急速に埋蔵文化財専門職員の増員が図られた。昭和45年度に全国で131人（都道府県のみ）であった埋蔵文化財専門職員は、特に昭和50年の法改正以降に著しく増員され、昭和50年度の898人（うち市町村308人）に対して平成元年度は4,001人（うち市町村2,223人）、同12年度は7,142人（うち市町村4,421人）となっている（いずれも地方公共団体設置の法人職員及び嘱託職員を含む。）。なお、埋蔵文化財の発掘調査を担当する地方公共団体の組織形態は、教育委員会に直属の組織、公立の別組織、地方公共団体が出資して設立した財団法人等各地方公共団体の考え方により様々である。

地方公共団体における文化財保護行政についてその適正を確保するため、教育委員会に外部の専門家から成る文化財保護審議会が設けられている。この審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項について建議を行う機関であり、委員には文化財に関する専門家のほか、一般的な学識経験者も含まれている。審議会は、平成12年5月1日現在、すべての都道府県及び全国3,252市町村のうち3,055市町村（93.9%）に設置されている。

昭和50年の法改正によって、都道府県の教育委員会に非常勤の職員として文化財保護指導委員を置くことができることとされた。文化財保護指導委員は、文化財について随時巡視を行い所有者その他の関係者に対し文化財の保護に関する指導・助言を行うとともに、地域住民に対し文化財保護思想についての普及活動を行うことを任務としており、平成12年5月1日現在で各都道府県に総計1,391人が置かれている。文化庁では都道府県に対し補助金を交付し文化財保護指導委員の文化

財パトロール活動等を推進している。なお、市町村においてもこの制度に準じたものを設けているところが少なくなく、平成12年5月1日現在で919市町村5,270人に及んでいる。文化財保護指導委員は、文化財保護行政の言わば最前線として行政と地域住民とを結ぶ架け橋の役割を担っており、今後、特に地域住民に対する積極的な普及活動が望まれる。

一方、美術工芸品や有形の民俗文化財等の公開施設として博物館や美術館があり、近年は地方文化の振興を図るためにこれらの建設が進められ、また、地域的特色を示す民俗文化財や歴史資料などの収集・公開等の拠点として昭和40年代から文化庁の補助による歴史民俗資料館等が各地に建設されてきた。文化財の公開・活用を推進する上でこれらの施設の果たす役割は今後一層高まるものと考えられる。

## 3 文化財愛護活動等

文化財の保護のために国や地方公共団体の施策や所有者等の適切な管理が必要であることは言うまでもないが、国民全体が文化財の意義を理解し、文化財を愛護する気持ちを持つことが何よりも大切である。それぞれの地方公共団体では、住民が日常生活を通じて文化財に親しみ、地域に所在する文化財について理解を深め、文化財保護の意識を養うために、地域社会に根ざした愛護活動を行っている。文化庁では、このような愛護活動が地域社会の組織的な活動にまで高められることを期待して、文化財愛護地域活動を推進している。

昭和29年度から文化財保護強調週間（11月1日から7日まで）、文化財防火デー（1月26日）が設けられ、全国各地で文化財関係の諸行事や防火演習等が行われている。文化財保護強調週間は、国及び地方公共団体が文化財保護の一層の推進を図り、広く国民に文化財保護思想を普及啓発し、その理解と協力を得ることを目的としている。この期間中には全国各地において展覧会や芸能発表会、史跡巡りなど文化財保護に関する各種の行事が実施されている。文化財防火デーは、文化庁、消防庁、地方公共団体の文化財及び消防関係機関の協力により、この日を中心として文化財を所有する社寺等において消防訓練が実施されるなど、文化財防火運動等が全国的に行われている。

このほか文化庁では、平成10年度から「ふるさと文化継承活動支援事業」を実施している。この事業では、子どもたちがふるさとの歴史や文化に誇りを持ちながら心豊かに成長していくために、地域の民俗芸能や伝統技術などに関する子どもたちの参加体験や学習活動の機会の提供など地域における次世代への文化継承活動の推進を支援するための方策についての研究開発を都道府県に委嘱（2か年計画）し、その成果をまとめた報告書を各都道府県等に配布している。

## 4 地域の文化財を活かした活動の展開

地方公共団体においては、教育委員会が他部局と連携協力して地域の伝統文化の保存及び活用について特色ある様々な活動や事業を展開している。地域の文化財を中核に据えた地域振興事業について観光産業、農林水産業、伝統産業等の関連産業と連携した取組みが行われている。地域の伝統的な芸能や工芸技術などのように地域に根ざした文化財は、民俗芸能や民俗文化財の伝承母体であ

る地域社会の産業（農林水産業や地場産業など）や伝統的工芸品産業の振興や地域振興なしにはその保護を十分に行うことができない場合が多いため、関連行政部局との適切な連携を図り、施策の展開に努める必要がある。最近の特に新たな動きとして、文化財保護と地域での教育、生涯学習や福祉活動との連携等を進める取組が行われている。

また、地域では、無形の民俗文化財の伝承団体や町並み保存会など様々な文化財保護団体等が自発的かつ積極的に活動している。教育委員会はそのような地域の文化財保護団体だけではなく、地域住民やボランティア、民間団体等とも協力して、祭り行事や史跡巡りなどのイベントやシンポジウムの開催、伝統文化の学習・体験事業など積極的な取組を展開している。

伝統文化を積極的に保存・活用し、地域おこしへの取組を行っている例も見られる。例えば、地域に広く分布する文化財に関連した形で面的かつ一体的にとらえて周辺の環境も含めて総合的に理解させる「エコミュージアム」等の取組が進められている。また、「グリーンツーリズム」や「エコツーリズム」といった、都市から中山間地域等を訪れて行う歴史、文化、自然の豊かな環境の中での体験学習・人的交流活動に対する関心の高まりを受けて、新しいルートや体験型の観光の設定、歴史的宿泊施設の整備や良質な食材の提供、地元の工芸品、特産物の販売等、伝統産業、地域商工業、観光産業、農林水産業等との一体的な取組も進められつつある。

文化庁では、平成11年度に国土庁、農林水産省、運輸省、通産省と連携して、各地域における伝統文化を活かした地域おこしへの支援を推進するため、「伝統文化を活かした地域おこしに関する調査」を実施した。この調査では、全国の伝統文化の総合的な保存・活用についての取組事例を把握し、平成12年度には、地方公共団体、地域住民、NPOなどがこのような取組を進める上で重要と考えられる視点、取組のポイント及び取組事例を示した「伝統文化を活かした地域おこしの視点と実践」を作成し、都道府県・市町村に配布した。

## 5 公立の文化財研究機関等

文化財に関する調査研究においては、博物館、資料館などがそれぞれ役割を担っており、北海道開拓記念館（北海道）、東北歴史博物館（宮城県）、九州歴史資料館（福岡県）等では、歴史資料に関する広域かつ総合的な調査研究が行われている。

発掘調査・研究を主たる内容としている機関としては、多賀城跡調査研究所（宮城県）、一乗谷朝倉氏遺跡資料館（福井県）、安土城郭調査研究所（滋賀県）、橿原考古学研究所（奈良県）等がある。これらはそれぞれ特定の重要遺跡の発掘調査、研究等を行っており、多くの新事実の発見、歴史の解明に大きな成果をあげてきている。

また、文化庁は、埋蔵文化財保存体制の充実のため、昭和49年度から国庫補助事業により都道府県、市の埋蔵文化財調査センターの建設を進めてきており、これらのセンターは各地域の埋蔵文化財の調査研究、出土遺物の保存・整理等の拠点として活用されている。国庫補助による埋蔵文化財調査センターは、平成7年度末までに49館が建設されたが、その後国庫補助事業としては出土文化財管理センター建設事業と統合して埋蔵文化財センター建設が進められ、平成8年度から同11年度

末までに18館が建設されている。これらの公立の調査研究機関のほか、約70の公益法人の調査研究機関がある。このうち（財）北海道埋蔵文化財センター、（財）大阪府文化財調査研究センターなど、地方公共団体が出資した60余の公益法人が埋蔵文化財に関する調査研究、出土遺物の保存・整理等を実施している。そのほか、（財）元興寺文化財研究所のように、文化財の科学的保存処理や民俗文化財の調査研究など幅広い分野の研究を行っているものがある。

なお、以上のような調査研究機関のほかに、建造物の修理や調査研究、関係資料の収集、公刊等を行っている（財）文化財建造物保存技術協会、文化財の虫害についての調査研究や防除対策の研究、指導等を行っている（財）文化財虫害研究所などの公益法人も文化財の調査研究機関として大きな役割を果たしており、今後とも、これらの各種の調査研究機関が連携を図りつつ文化財保護のための調査研究を充実していくことが望まれ、研究機関相互の研究成果その他の情報交換や協力体制を一層強化していく必要がある。

## 6 各地域の博物館

文化財の調査研究、収集、保存、活用等を図る上で、全国各地に設置されている博物館の果たす役割は大きい。

文化財の収集、展示等を行っているのは歴史博物館が中心であるが、総合博物館においてもそのほとんどが歴史部門を有している。なお、美術博物館、特に私立の美術博物館の中には、古美術品を中心としているものも少なくなく、また、このほかに民家集落博物館、遺跡博物館のような野外博物館も幾つかある。これらの博物館のうち、公立の博物館の多くは幅広く地域の文化財を体系的に収集、展示しているが、中には地域的特色を持つ文化財や特定の分野の文化財のみを扱っているものもある。地域の文化財について調査研究、収集を行うことは公立博物館の重要な任務であり、この面では最近、県史、市町村史の編纂に伴う調査や博物館独自の調査等の文化財の調査が、都道府県、市町村においてかなり積極的に進められている。

一方、資料の収集の面では、埋蔵文化財の発掘調査等によって出土した考古資料や古文書等の歴史資料あるいは民具等の分野については収集が進められているものの、絵画、彫刻、工芸品等に関しては新たな収集は困難であるため、これらについては所有者から寄託を受けたり、模写、模造、写真パネル等によって展示資料の充実を図っている。展示については体系的な常設展示を基本としながら年1、2回の企画展示等を実施しているところが多いが、館有品が十分とは言えないため借用に苦勞している例もあり、博物館相互の連携、協力が今後一層必要となっている。

普及活動については、多くの博物館で図録やパンフレット等の発行、講演会等が実施されているが、最近では縄文土器やわら細工、織物その他の製作等の体験学習、あるいは地域の文化財巡りなどの見学会等も積極的に採り上げられつつある。このように文化財の収集、展示等を行っている公立博物館において様々な努力がなされているが、社会教育や学校教育において地域の歴史・文化の学習が重視されつつある今日、歴史等の学習の場としてこのような博物館を積極的に活用するための工夫が望まれている。

## 7 歴史民俗資料館

歴史民俗資料館は、地域の特色を示す民俗文化財や地域の歴史の流れを示す遺物・文書等の歴史資料を収集、保存し、これらを調査研究し、展示等を通じて地域住民に公開することによって、歴史資料などを活用していくための拠点となる施設である。文化庁は、地方自治体による歴史民俗資料館の建設について昭和45年度から助成を開始し、平成5年度末までに464館（都道府県立12館、市町村立452館）が建設された（補助事業は平成5年度で終了）。そのほか、国庫補助によらず市町村が設置した歴史民俗資料館（郷土資料館）もかなりの数がある。それぞれの地域におけるこれらの施設の役割は極めて重要であり、資料収集や展示活動、普及愛護活動など多方面にわたって活発な機能を果たしている。資料館が地域の特色を示す有形の民俗文化財の収集の拠点となり、収集品が質量ともに優れたコレクションとして国の重要有形民俗文化財に指定される例も各地に見られる。特別展、企画展などを通じて地域の民俗文化財の発掘に努め、研究報告の刊行等を定期的に行う資料館も少なくない。また、各種講演会や体験学習などを活発に行っている資料館もある。しかし、スタッフの不足や活動内容の点で多くの問題を抱えている資料館もある。

歴史民俗資料館の活性化のためには何よりその活動の核となる専門職員の資質向上が必要であり、文化庁では、各地の関係者の要望を踏まえ、国立歴史民俗博物館の協力を得て、昭和58年度から歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集、保存、公開等に関する必要な専門的知識・技能に関する「歴史民俗資料館等専門職員研修」を実施している。

## 第3節 地方分権の推進

平成11年7月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、平成12年4月1日から施行された。この法律は、平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」を具体化するものであり、各級の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、機関委任事務制度の廃止及びこれに伴う地方公共団体の事務区分の再構成、国の関与等の縮減、権限委譲の推進、必置規制の整理合理化、地方公共団体の行政体制の整備・確立等を行い、地方分権の推進を図ろうとするものである。

この法律により文化財保護法及び「銃砲刀剣類所持等取締法」並びに関係政省令等について改正が行われ、上記の趣旨に沿って文化財保護に関する国と地方公共団体の権限・事務の整理が行われた。この制度的措置は、これまでの国と地方公共団体の役割分担等に関して単に量的な割り振りにとどまらず、権限・責任の質の点から改めるものであり、地方分権を大きく進展させるものである。地方公共団体に属するものとされ、あるいは政令の規定に地方公共団体に移譲された権限・事務については、自治事務、法定受託事務の別により差異はあるが、その執行に係る地方公共団体の権限・責任は飛躍的に拡大され、国の関与は著しく縮減される。今回の改正により地方公共団体の

事務とされたものを列記すると以下のとおりである。

### 1 文化財保護法の一部改正関係

#### (1) 土木工事等のための発掘に関する指示

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合の届出に対する指示事項の例として「当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施」を明示した。

#### (2) 埋蔵物として差し出された物件の鑑査等

埋蔵物として差し出された物件の警察署長からの提出の受理、文化財であるかどうかの鑑査及び警察署長への引渡しの手務については、これまで文化庁長官がこれを行うこととし、これを機関委任事務として都道府県等の教育委員会に委任することができることとしていたが、都道府県の教育委員会（埋蔵文化財の発見された土地が指定都市又は中核市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市又は中核市の教育委員会）が、自治事務としてこれを処理するものとした。

#### (3) 所有者不明の出土文化財の所有権の帰属、報償金の支給及び譲与等

これまで国庫に帰属することとされてきた所有者が判明しない出土文化財の所有権は、文化庁長官又は国の機関が埋蔵文化財の調査のための発掘により発見したものを除き、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属するものとした。なお、国の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものについては、引き続き国庫に帰属するものとし、この場合の土地所有者に対する譲与等について規定の整備を行った。

また、法改正の施行日前に発見された文化財で施行の際、現にその所有者が判明しないものうち、国の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものを除くものの所有権は、都道府県に帰属するものとした。

さらに、法改正の施行の際、現に地方公共団体において保管している国庫に帰属する出土文化財（「物品管理法」により国が貸し付けているものを除く。）の所有権は、当該地方公共団体から申出があった場合を除き、施行日において当該文化財を保管している地方公共団体に帰属するものとする経過措置が設けられた。当該文化財を当該地方公共団体に帰属させることが適切でないと考えられるなどの理由により、当該地方公共団体が申出を行う場合の手続は、別途省令によるものとした。

#### (4) 聴聞、不服申立て等の取扱い

法第99条第1項の規定により、都道府県又は市の教育委員会が文化庁長官の権限に属する事務を行う場合には、聴聞等を行うこととした。

また、法第99条第1項の規定により、都道府県又は市の教育委員会が行った処分に不服のある者

は、当該事務が法定受託事務である場合には文化庁長官に審査請求を、当該事務が自治事務である場合には当該都道府県又は市の教育委員会に異議申立てをすることとした。

### (5) 権限委譲

文化庁長官の権限に属する事務の一部を、政令の定めるところにより都道府県又は市の教育委員会に委譲することができることとされ、政令により次の権限がそれぞれ都道府県、指定都市、中核市又は市の教育委員会に移譲された。

#### ア 都道府県の教育委員会に委譲する事務

- (ア) 国が補助金等を交付した文化財の管理又は買取りの指揮監督
- (イ) 文化庁長官が許可した重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止命令
- (ウ) 重要文化財又は重要有形民俗文化財の所有者等による公開の停止命令（公開される重要文化財等が公開地の都道府県の区域内に存する場合のみ）
- (エ) 重要有形民俗文化財の所有者等以外の者による公開の停止命令
- (オ) 文化庁長官が許可した重要文化財の所有者等以外の者による公開の停止命令
- (カ) 埋蔵文化財の発掘調査、周知の埋蔵文化財包蔵地において国の機関等が行う土木工事等及び国の機関等による遺跡の発見に関する事務

#### イ 都道府県・指定都市の教育委員会に委譲する事務

周知の埋蔵文化財包蔵地において国の機関等以外の者が行う土木工事等及び遺跡の発見に関する事務

#### ウ 都道府県・指定都市・中核市の教育委員会に委譲する事務

- (ア) 重要文化財の一定範囲の現状変更等の許可、取消し、停止命令
- (イ) 重要文化財の保存のための調査（一定の場合のみ）
- (ウ) 重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可、取消し、停止命令（公開される重要文化財のすべてが公開地の都道府県等の区域内に存する場合のみ）

#### エ 都道府県・市の教育委員会に委譲する事務

- (ア) 史跡名勝天然記念物の一定範囲の現状変更等の許可、取消し、停止命令
- (イ) 史跡名勝天然記念物の保存のための調査（一定の場合のみ）

なお、以上の権限移譲に伴って、次の制度的整理を行った。

第一に、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、その保護上特に必要があると認めるときは、都道府県又は指定都市の教育委員会に委譲する埋蔵文化財関係の事務のうち届出・通知の受理を除いたものを、文化庁長官が自ら行うことを妨げないこととした。

第二に、周知の埋蔵文化財包蔵地において各省各庁の長が行う土木工事等に係る事業計画の策定に関する通知や協議等を都道府県又は市の教育委員会が行う場合は、文部大臣を経由して行うこととする規定は適用しないこととした。

第三に、都道府県又は市の教育委員会が法第99条第1項の規定によって行った事務が自治事務である場合、当該事務により損失を受けた者に対しては、当該都道府県又は市がその通常生ずべき損失を補償し、当該補償額は当該都道府県又は市の教育委員会が決定するとともに当該補償額に不服のある場合に増額請求の訴えができることとし、この場合の訴えにおいては都道府県又は市を被告とするものとした。

第四に、都道府県又は市の教育委員会が法第99条第1項の規定によってした処分その他の公権力の行使に当たる行為のうち法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対して行うものとした。

### (6) 出品された重要文化財等の管理

文化庁長官の勧告又は命令により出品された重要文化財、重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市、中核市の教育委員会が行うことができることとした。

### (7) 重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導

都道府県の教育委員会による所有者等の求めに応じた重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物の管理・修理・復旧の受託又は技術的指導に係る文化庁長官の事前の承認を廃止することとした。

### (8) 指揮監督及び経費の負担

機関委任事務に関する文化庁長官の都道府県等の教育委員会に対する指揮監督を廃止するとともに、当該事務を処理するために要する経費を国庫負担するための文化財保護事務費交付金を平成11年度限りで廃止することとした。

### (9) 事務の区分

機関委任事務制度の廃止に伴い、従来機関委任事務とされていたものを自治事務と法定受託事務に区分し、都道府県の教育委員会が行う史跡名勝天然記念物の仮指定及びその解除に関する事務等は、法定受託事務として明示した。

また、文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合の事務については法定受託事務と自治事務に区分し、法定受託事務とするものを文化財保護法施行令で明示することとした。

### (10) その他の規定の整備

ア 機関委任事務制度の廃止に伴う規定の整備を行った。

イ 市町村が都市計画を決定する際の都道府県知事の「承認」が都市計画法の改正により「同意」に改められたことに伴い、同法の引用に係る「承認」を「同意」に改めた。

ウ その他所要の規定の整備を図った（法第57条の6第1項、第58条の2（改正前の第98条の2の繰上げ）、第59条、第69条第4項、第97条、改正前の第98条の3、第98条の2（改正前の第98条の4の繰上げ）、第104条（改正前の第104条の2の繰上げ））。

## 2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正関係

### （1）銃砲刀剣類の登録事務

美術品又は骨董品として価値のある古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録に関する事務については、これまで文化庁長官が行うこととし、これを機関委任事務として都道府県の教育委員会に委任するものとしていたが、改正後は、都道府県の教育委員会が自治事務としてこれを処理するものとした。

### （2）刀剣類の製作の承認事務

美術品として価値のある刀剣類を製作しようとする者は、製作しようとする刀剣類ごとに文化庁長官の承認を受けることとなっていたが、刀剣類の製作の承認を受けたことのない者に係る場合には、従前のおり文化庁長官の承認を受けなければならないものとし、それ以外は、その住所の所在する都道府県の教育委員会の承認を受けなければならないものとした。

### （3）指揮監督の廃止

都道府県の教育委員会が行う銃砲又は刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関する事務に係る文化庁長官の指揮監督を廃止するものとした。

### （4）手数料

改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定に基づき銃砲刀剣類所持等取締法施行令において規定していた銃砲又は刀剣類の登録等に係る手数料についてはこれを削除し、改正後の地方自治法第228条の規定により、政令においてその標準額を定め、これに基づき各都道府県が具体的な金額を条例で定めることとした。

## 第14章 関係団体等による助成、文化財に関する税制等、関係省庁との連携

文化財保護の担い手、主人公は国民であり、文化財保護の振興を図るためには、民間の活力を生かすことが必要である。我が国においては、国による文化財保護団体等に対する財政的支援措置や税制上の優遇措置を講ずるとともに、文化財の国有化及び公有化の促進、保存と活用の推進等を図るため、所有者等の譲渡所得に対する税の減免、相続税の軽減等の措置を講じている。

なお、米国では、歴史的に民間の個人や団体による援助活動が定着しており、文化面における連邦政府の役割も、これらの寄附等を奨励するための税制上の優遇措置等を講じることが中心となっている。イギリスでは、政府の施策は国立の博物館や美術館への直接の支出以外は芸術協会等の準公的機関に対しての支出が中心であり、各種団体にはこれらの機関から独自に助成金が出されている。フランスでは、政府の施策は国立の文化施設の運営や芸術団体に対する助成に加え、芸術家養成のための専門機関の設置・運営、初等中等教育における芸術教育、歴史的建造物の大規模な復原・修復の実施などであり、各国により異なる。

### 第1節 芸術文化振興基金、民法法人等による助成

#### 1 芸術文化振興基金

##### （1）芸術文化振興基金の創設

我が国においては、経済的発展に伴い、物質的な充足とともに精神的な豊かさが強く求められるようになり、さらに週休2日制の定着等による自由時間の増加に伴って、人々の間に文化に対する関心が強まり、積極的に文化活動に参加しようとする気運が高まってきた。

しかしながら、国の厳しい財政状況の下で、文化振興のための予算は必ずしも十分とは言えないのが実情である。このため、芸術文化関係者の間からは、多様な芸術文化活動に対して、安定的、継続的に助成を行うことのできる基金の創設が、長年にわたって強く要望されていた。

また、文化庁に設置された「文化行政長期総合計画懇談会」が昭和52年3月に、「民間芸術活動の振興に関する検討会議」が昭和61年7月に、それぞれ芸術文化の振興のための基金の創設を提言した。これを受けて、文化庁では民間活力の導入の観点から基金構想の研究を進めていたが、平成元年12月に至り、財界関係者、芸術文化関係者有志により結成された「芸術文化振興基金推進委員会」が基金の早期創設を求めるとともに、資金面での積極的協力を表明した。

このような基金創設の気運の盛り上がりこたえ、政府は平成元年度補正予算に芸術文化振興基金を創設するための政府出資金500億円を計上するとともに、国立劇場法の一部を改正することにより「芸術文化振興基金」が設立される運びとなった。同補正予算は、平成2年3月26日に成立

し、また国立劇場法改正案は、同月29日に成立し、翌30日公布・施行された。この間、文化庁では、法律改正、予算案審議と並行して、民間からの拠出金約100億円を得るために基金の趣旨の周知や各界からの協力要請など未曾有の活動を展開した経緯があった。この結果、従来の特殊法人「国立劇場」が「日本芸術文化振興会」に改組されるとともに、同振興会の下に関係者の長年の念願であった「芸術文化振興基金」が設立され、基金の事務を行うため同会に基金部が設置された。

## (2) 芸術文化振興基金の役割

芸術文化振興基金（以下、「振興基金」という。）は、その運用益により、芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動のみならず、地域文化の振興のための活動、文化の振興又は普及を図るための活動に対して援助するものであり、伝統芸能、民俗芸能等の文化財の保存・活用のための様々な活動も、その対象に含まれている。

芸術文化振興基金の原資は、政府からの出資金500億円と結果的に民間から出捐された112億円（平成11年度末）との合計612億円から成っており、平成2年度から芸術文化活動に対する助成を行っている。助成金の交付を適正に行うため、外部の有識者で構成された芸術文化振興基金運営委員会を設置し、交付対象の採択は、その議を経ることになっているほか、同運営委員会は、振興会会長の諮問に応じ、助成の方針や基準、助成金の交付に係る中・長期的運営方針等重要事項について調査審議を行っている。運営委員会の下に舞台芸術等、地域文化・文化団体活動、文化財、映像芸術の四つの部会を置き、各部会には、ジャンル別に専門の立場から調査審議を行うため合計11の専門委員会を置いている。

平成8年度からは文化庁の新しい芸術支援システム「アーツプラン21」の一環として、国から日本芸術文化振興会への補助金が新たに創設され（10億円）、これを財源として「舞台芸術振興事業」の名称で、従来からの助成に加えて、音楽・舞踊・演劇の3分野において我が国の舞台芸術の水準向上に資する優れた公演に対する助成が行われている。

芸術文化振興基金の助成金額は、低金利による運用益の急減のために年々減少傾向にあるにもかかわらず、芸術団体等の助成応募件数は、年々増加し、ここ数年は約1,600件に達している。これは、芸術文化振興基金が芸術団体等に広く認知され、その支援に相当の期待感を持たれていることの表れであり、芸術文化振興基金の助成は、芸術団体等の活動の発展に貢献し、国民が芸術文化に接する機会の増加を促進し、広範囲な国民の期待にこたえるものとなっている。

## (3) 文化財関係団体等への助成

芸術文化振興基金による文化財関係の助成対象となる活動は、①伝統芸能の公開その他の活動（芸術の創造普及）、②伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動（地域文化振興）、③文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復活、伝承その他文化財を保存する活動（文化振興普及）であり、これを四つの分野に分けて助成している。その実績は次のとおりである。

### ア 伝統芸能の公開活動分野

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞、演芸等の伝統芸能に国民が親しむ環境の醸成に資するための公開活動を支援している。

平成2年度から平成12年度までの応募件数は698件、交付件数は357件、平均採択率は51.1%、助成総額は11億3,100万円で、1件当たりの助成金額は約317万円である。

### イ 歴史的集落・町並みの保存活用活動分野

城下町、門前町、宿場町等の歴史と伝統を持った集落・町並みの保存・活用を図り、地域の文化の振興に寄与する活動を支援している。

平成2年度から平成12年度までの応募件数は148件、交付件数は123件、平均採択率は83.1%、助成金総額は5億1,300万円で、1件当たりの助成金額は約417万円となっている。

### ウ 民俗文化財の保存活用活動分野

全国各地域に伝承されている伝統的な民俗芸能や祭り・年中行事等の民俗文化財の保存・活用を図り、地域の文化の振興に資する活動を支援している。

平成2年度から12年度までの応募件数は335件、交付件数は248件、平均採択率は74.0%、助成金総額は2億9,300万円で、1件当たりの助成金額は約118万円となっている。

### エ 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動分野

伝統工芸技術・文化財保存技術の保存・伝承や伝統工芸技術の復元等、我が国の文化財の保存伝承等に資する活動を支援している。

平成2年度から12年度までの応募件数は184件、交付件数は137件、平均採択率は74.5%、助成総額は6億600万円で、1件当たりの助成金額は約442万円となっている。

## 2 財団法人文化財保護振興財団による助成

財団法人文化財保護振興財団は、文化財の保存及び活用に関する事業への助成、シルクロード周辺地域を中心とする文化財の保護に関する国際的な交流・協力を促進することにより、文化財保護の推進を図り、我が国の文化の発展と国際平和に寄与することを目的として、文部省と外務省の共管により昭和63年6月に設立された公益法人である。

この財団の事業は、昭和59年の日中外相会談及び文化庁長官・中国文化部長会談において合意された「敦煌を含む中国の文化財保存についての日中協力」に基づき、政府において文化財保存研究・展示センターの建設などの中国敦煌石窟保存への協力事業を行うこととなったことに伴い、これらに関連する研究機器の整備、研究者の育成等のソフト面の支援を行うことから始まった。その後、自然破壊や人為的な脅威で危機にさらされている貴重な文化遺産、文化財を保存修復し、未来へ継承していくという同財団の平山都夫理事長により提唱された「文化財赤十字」の理念の下に、カンボジアのアンコール遺跡の保存修復事業への支援等アジア各国の文化財の保存修復事業への国際協力のほか、国内の文化財の保存・活用に関する事業への助成なども行い、着実に成果をあげている。

財団が現在行っている主な支援措置としては、以下のものが挙げられる。

- (1) 都道府県指定文化財を中心とする国内の文化財の管理・修理・公開等に対する助成
- (2) 国内外の文化財保存に係わる専門家育成に対する助成
- (3) シルクロード周辺を主とした地域の文化財の保存修復等の事業等に対する人的・技術的・資金的援助
- (4) その他文化財の保存及び活用に関する普及・広報や顕彰事業

### 3 財団法人日本ナショナルトラストによる活動

財団法人日本ナショナルトラストは、国民的財産である貴重な自然景観やかけがえのない文化財・歴史的環境を保全し、利活用しながら後世に継承していくことを目的として、昭和43年に運輸省の設立許可を受け財団法人観光資源保護財団として設立された（平成4年、財団法人日本ナショナルトラストに名称変更）。

これまでに市民参加による保護対象の取得・修復・整備・管理・公開などの保護活動を積極的に行っており、平成11年度までの保護事業は36件で、募金・寄贈により取得した保護資産は8件である。岐阜県白川村にある旧寺口家住宅もその一つで、これは世界遺産に登録されている白川村荻町重要伝統的建造物群保存地区にある合掌造民家であり、歴史的空間を体験する施設として公開されている。

また、自然や文化遺産の保護や利活用及びその方策策定のため、平成11年度までに172件の観光資源調査研究事業を実施している。

文化庁委嘱の調査事業としては、平成7年度に「民間による文化財保護支援体制の構築に関する調査」を実施し、地域の文化財に対するナショナルトラスト運動、民間による文化財保護支援体制、これらの普及啓蒙、地域の文化財保護支援に関するデータベースの作成などを行っている。また、平成9年度には国土庁の地域活性化施策推進費により「伝統的集落における歴史的環境整備を中心とした地域活性化方策の調査・検討」を実施している。

また、歴史的、自然的遺産を保存、活用する様々な活動を推進するため、全国近代化遺産活用連絡協議会（平成9年設立）や全国茅葺き民家保存活用協議会（平成11年設立）など、四つの全国的なネットワークの事務局として、全国各地の活動を積極的に支援している。

### 4 その他の民法法人・公益信託等による助成

民法法人等の助成団体には前述のほかにも、(財)ポララ伝統文化振興財団、(財)芸術研究振興財団や(財)住友財団、(財)トヨタ財団等多数があり、また、公益信託としても公益信託大成建設自然・歴史環境基金などがあり、それぞれの設立目的に沿った特色ある助成事業を展開し、文化財保護の進展に大きく貢献している。なお、文化財の保護を目的とする公益法人で、一定の要件を満たすものは、特定公益増進法人として税制上の優遇措置を受けることができる（第2節1（2）参照）。

以上のほかに公営競技関係の収益金による補助事業や郵政省が行っている寄附金付きお年玉付き郵便葉書等に付加された寄附金の配分があり、文化財の保護に関する事業については、文化庁への協議や推薦の依頼等が必要な場合がある。

それぞれの事業の概要は、以下のとおりである。

#### （1）公益競技の収益金による補助事業

日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会は、競輪及びオートレースの収益金によって体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助事業を行っている。また、財団法人日本財団は、競艇収益による公益事業への助成を行っている。

補助の対象は、体育の振興、社会福祉の増進、医療及び公衆衛生の向上、文教、環境その他の公益の増進に関する事業等であり、民法第34条の規定により設立された法人等を対象に文化財保護を含む文化の振興等の事業に対して補助を行っている。

#### （2）寄附金付きお年玉付き郵便葉書等に付加された寄附金の配分

郵政省では、お年玉付き郵便葉書等に関する法律に基づき、お年玉付き郵便葉書等に付加された寄附金を社会福祉の増進を図る事業や文化財の保護を行う事業等へ配分を行っている。文化財の保護に関する寄附金の配分は、民法第34条の規定に基づく法人や特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得した特定非営利活動法人（NPO）で文化財の保護を行う団体を対象としている。

## 第2節 文化財に関する税制等

### 1 文化財保護に関する優遇税制

文化財保護に関する税制は、保護制度の整備とあいまって逐次充実が図られてきた。平成12年度現在、以下のような優遇税制措置が講じられている。

#### （1）重要文化財等を国又は地方公共団体に譲渡する場合

個人が、平成14年12月31日までにその有する重要文化財（土地であるものを除く。）を国又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税は課税されない。また、平成14年12月31日までにその有する重要文化財に準ずる文化財及び重要有形民俗文化財（土地であるものを除く。）を国に譲渡した場合の譲渡所得については、その2分の1に相当する金額が控除される。

また、史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国又は地方公共団体に譲渡する場合の譲渡所得については、原則として、2,000万円までの特別控除又は損金算入の特例の適用を受けることができる。

## (2) 文化財保護事業に寄附する場合

文化財の保存及び活用を主たる目的とする特定の法人（一定の文化財の保存及び活用のための助成金の支給若しくは国際的な交流・協力をを行うことを目的とする法人を含む。）又は日本芸術文化振興会の行う募金に対する寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として、寄附金控除又は寄附金損金算入の特例の適用を受けることができる。

また、重要文化財の修理及び防災施設の設置等を目的に公益法人等が広く一般に募集する募金は、指定寄附金として、寄附金控除又は寄附金損金算入の特例の適用を受けることができる。

## (3) 相続税の優遇措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、取得後一定期間内に、文化財の保護を主たる目的とする特定の法人又は日本芸術文化振興会に財産を寄贈した場合には、相続税は課税されない。

また、所有者の居住の用に供されている重要文化財については、相続税の財産評価額から100分の60を控除した金額で評価される。

## (4) 固定資産税、都市計画税及び土地保有税の優遇措置

国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡、史跡、特別名勝、名勝、特別天然記念物、天然記念物等である家屋又はその敷地及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物のうち一定の家屋については、固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税は課税されない。

また、文化財保護法の規定により登録文化財として登録された建造物である家屋及び伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋の敷地及び建築物の敷地に係る固定資産税について、2分の1以内の軽減措置が講じられる。

## (5) 地価税の優遇措置

文化財保護法の規定により指定された重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物及び同法の規定に基づく条例の規定により指定された文化財等のうち、建造物、遺跡、名勝地、その他これらに類するもの並びに同法の規定により決定又は選定された伝統的建造物群保存地区又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地等については、地価税は課されない。

また、文化財保護法の規定により登録文化財として登録された建造物の土地等については、課税価格に参入すべき価格は、当該土地等の価格の2分の1相当額とされる。

さらに、指定文化財に準ずる文化財で、その保存及び活用を図るべきもののうち、一定の要件を満たすものとして文部大臣が大蔵大臣と協議して指定した文化財に係る土地等については、課税価格に参入すべき価格は、当該土地等の価格の2分の1相当額とされる。

## 2 文化財保護に関する地方財政措置

文化財保護法の制定以降現在までの間、文化財の保存及び活用についての地方公共団体における組織体制が次第に整備されたことに伴い、各地方公共団体が文化財の保存及び活用に関する事務を処理するために必要となる経費について、財源不足団体に対し交付される普通交付税（交付税総額の94%）と、普通交付税で補足されない特別の財政需要に対する特別交付税（交付税総額の6%）が交付されている。

### (1) 道府県及び市町村に対する普通交付税措置

道府県及び市町村に対する普通交付税措置については、基準財政需要額の算定基礎となる標準的な地方行政の内容として、文化財保護担当職員の給与費、道府県に置かれる文化財保護審議会の委員に対する報酬、賃金、報償費、旅費、需用費等が措置されている。

### (2) 道府県及び市町村に対する特別交付税措置

道府県及び市町村に対する特別交付税措置については、①特別交付税措置がなされる前年度の3月31日現在における文部大臣の指定、登録又は選定に係る重要文化財等、②特別交付税措置がなされる年度の5月1日現在における当該道府県又は市町村の条例により指定された文化財及び③前年度の3月31日現在における埋蔵文化財、のそれぞれの数に応じて特別交付税が措置されている。

### (3) 地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業（第3節3参照）

#### ア 事業の概要

地方公共団体が条例で指定した地方指定文化財の保全について、平成4年度から、地域主導による文化財の保全事業に対する支援措置として、自治省において「地域文化財保全事業」が行われていたが、平成11年度には、これらに加え、地域の歴史的遺産・伝統的文化を活用した地域おこしの取組への支援措置も盛り込んだ「地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業」が新たに創設された。

#### イ 財政上の措置

地方公共団体が策定した地域文化財保全事業計画に基づく事業については、地域総合整備事業債（特別分）を充当するものとされており、その充当率はおおむね75%とされている。また、元利償還金の一部については、地方交付税措置が講じられることとされている。

## 3 低利融資制度等

国宝・重要文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、及び登録有形文化財建造物については、所有者による自発的な努力により、それらの有効な活用・整備を図ることが期待される。そのため、所有者の負担を軽減し、生活文化の向上、地域振興、ひいては国民の文化的向上に

資する活用整備を図るため、平成8年度に日本開発銀行及び北海道東北開発公庫（現日本政策投資銀行：平成11年10月統廃合）による低利融資制度が創設された（金利：政策金利I，融資比率：30%）。

また、市町村等（特別区、都道府県を含む。）が制定した歴史的・文化的町並みの保存・継承を目的とする条例等に基づいて、住宅の建設又は改良を行う場合に、規模要件の緩和や融資限度枠の引上げなどを内容とした住宅金融公庫の融資における優遇措置が平成11年度に創設された。これにより、伝統的建造物群保存地区内における住宅の建設又は改良に対し、同公庫の優遇措置が受けられることとなった。

### 第3節 関係省庁との連携

文化は社会の幅広い分野に関連するものであり、各省庁の施策の中にも文化振興に深くかかわるものが多いことから、関係省庁との連携協力が重要である。

このうち、文化財の分野では、次のように連携協力を図ってきた。なお、平成13（2001）年1月には省庁再編成が行われるが、各省庁と積み上げてきた連携体制は今後も継続することとしている。

#### 1 建設省との連携

建設省では、平成8年6月に「文化を守り育む地域づくり・まちづくりの基本方針」を策定し、文化の香り高い地域づくりを進めていくことを建設行政の基本理念として掲げた。また、平成8年8月には、文化庁と建設省が、相互に関連する施策等について緊密な連絡調整を図ることにより、我が国及び地域の文化の振興と伝統文化の継承・発展に資する施策を推進するため、「文化庁・建設省連携推進会議」を設置するとともに、個別の検討テーマについてはプロジェクトチームを設置して具体的な協議を行うこととなった。

これまでに協議を行ってきた個別の検討テーマは次のとおりである。

##### （1）文化財を活用した地域づくり事業

平成8年9月に、「文化財の保存・活用に関する文化庁・建設省連絡協議会」を設置し、同協議会では、両省庁協力の下での文化財を活かした地域づくり支援方策について検討を行い、これまでに以下の事業を実施している。

##### ア 「文化財を活かしたモデル地域」の選定

個性的で魅力ある地域づくりの推進を図るため、文化財を活かした地域づくりをモデル的に実施することとし、10地域を選定した。

##### イ 「文化財を活かした地域づくり」（事例集）の作成

文化財を活かした地域づくりの手法や留意点とともに、全国の様々な先進的取組を紹介した事例

集を作成し、各都道府県・指定都市（教育委員会及び土木部）等に配布した。

##### （2）文化遺産を活かした街づくり

平成8年10月に、「文化遺産を活かした街づくりに関する懇談会」を設置し、文化遺産の保全と周辺生活環境の整備等のまちづくりを進めるための施策の在り方についての協議等を行っている。これまでに、情報交換と両省庁の連携についての協議を行い、これを踏まえて、建設省が進めている「身近なまちづくり支援街路事業」（通称「歴みち事業」）や「街なみ環境整備事業」等については、個別協議や共同調査を実施し、文化財の保存活用との調整に成果をあげている。

##### （3）公共事業と埋蔵文化財保護との調整

公共事業と埋蔵文化財保護との調整を図ることを目的として、平成8年9月に「埋蔵文化財調査の適正かつ迅速な進め方に関する文化庁・建設省連絡協議会」を設置し、実態に応じた調査方法、技術開発等、発掘調査を適正かつ迅速に進めるための方策について連絡協議を行っている。この連絡協議を踏まえ、文化庁では次のような施策を実施してきている。

##### ① 発掘調査の円滑化、積算標準の策定等

平成10年9月29日付け文化庁次長名で「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」通知し、埋蔵文化財として扱う範囲についての原則や、記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の考え方を事業の種類別に示した。

また、平成12年12月14日付け文化庁次長名で「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について」通知し、本発掘調査に関する全国共通の積算標準を示すとともに、各都道府県における遺跡のあり方と実績等を踏まえた積算標準の策定と活用を依頼した。

##### ② 連絡調整体制の整備

平成9年8月7日付け文化庁次長名で「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」通知し、公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱い等に係る公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制の整備を各都道府県教育委員会に依頼した。

##### ③ 手引書の作成

公共事業と埋蔵文化財保護の円滑な調整等に資するため、建設省・文化庁の監修により、埋蔵文化財の取扱いについて解説した「公共事業と埋蔵文化財—公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の手引」を作成・刊行した（平成9年3月初版刊行、平成12年2月改定版刊行）。

##### ④ 発掘調査技術の紹介・募集

平成10年8月、文化庁・建設省連名で、パンフレット「埋蔵文化財発掘調査のための先端技術の活用と開発」を作成し、埋蔵文化財発掘調査に活用されている技術を紹介するとともに、開発・改良が望まれる技術を募集した。

## 2 外務省との連携

外務省では、ユネスコに設置した文化遺産保存日本信託基金や無形文化財保存振興日本信託基金への拠出を通じ、遺跡の保存修復事業や無形文化財保護事業を支援するとともに、文化財の保存活用が必要とされる資機材供与等の文化無償協力を行うなど、海外の文化遺産保護に関する協力事業を実施している。

文化庁と外務省の連携を緊密にし、互いの活動を尊重しつつ、可能な部分で協力して事業を実施することにより、我が国として更に効果的な文化遺産保存協力を行うことを目的として、平成8年7月に「文化庁と外務省文化交流部との連絡協議会」が開催された。この協議会では、有形・無形の文化遺産保存に関し双方が行っている活動（人材養成を含む）や国際機関及びNGOを通じた文化遺産保存活動についての情報・意見交換、相互協力の可能性の検討を行った。平成10年度からは、芸術交流の面でも両省庁間の連携協力を推進する観点から、「文化庁と外務省の連絡協議会」として開催している。

## 3 自治省との連携

自治省では、地方自治体が取り組む文化財の保全事業に対する支援措置として、平成4年度に「地域文化財保全事業」を創設した。平成11年度からは事業内容の拡充が図られ、新たに「地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業」となっている。

この事業の趣旨は、歴史と伝統の香り豊かで個性的な地域社会の形成を図るため、地域主導による文化財の保全及び地域の歴史的遺産（神話・伝説・遺跡等）・伝統的文化を活用した地域おこしの促進に係る単独事業について、これを積極的に推進するものである。具体的には、地方公共団体が事業計画に基づき実施する事業については、地域総合整備事業債（特別分）の対象とされ、その元利償還金の一部については地方交付税措置が講じられる。対象となる事業は次のとおりである。

### ア 地方指定文化財等

- ① 地方指定文化財等（建造物等又は土地に限る。以下同じ。）の買上げ又は地方指定文化財等の保全に必要不可欠な土地の買上げ
- ② 地方指定文化財等の修復・復元（維持補修的なものは除く。）
- ③ 当該地方指定文化財等の保全を主たる目的として、①又は②と併せて行う周辺の整備

### イ 国指定文化財

- ① 国指定文化財（建造物等又は土地に限る。以下同じ。）の買上げ（その周辺部分の整備と一体的・総合的に実施されるものである場合に限る。）
- ② 国指定文化財の保存（修理・防災・環境保全を含む。以下同じ。）・整備又は復元（維持補修的なものは除く。）（その周辺部分の整備と一体的・総合的に実施されるものである場合に限る。）
- ③ 国指定文化財の買上げ又は保存、整備又は復元に伴い実施する当該国指定文化財の保全に必

### 要不可欠な周辺の土地の買上げ及び周辺整備

#### ウ 国登録有形文化財

- ① 国登録有形文化財の買上げ又は国登録有形文化財の保存に必要不可欠な土地の買上げ
  - ② 国登録有形文化財の保存（修理・防災・環境保全を含む。以下同じ。）
  - ③ 当該国登録有形文化財の保存を主たる目的として、①又は②と併せて行う周辺の整備
- エ 地域文化財・歴史的遺産に住民が触れ合う場の整備、集客施設の整備等

国指定文化財の場合の事業対象は、国指定文化財の買上げ・保存・整備・復元が、その周辺部分の整備と一体的・総合的に実施される場合に限られる。また、国登録有形文化財では、設計監理費の国庫補助を受けた者は対象とならない。

なお、上記のエには歴史文化博物館等の整備のほか、歴史的町並みの保存・修復・復元も含まれる。特に、重要伝統的建造物群保存地区では、保存地区内における個別の建造物の買上げ・修復・復元も「地方指定文化財等の買上げ・修復・復元」として実施できる。

本事業は、国指定・登録文化財、地方指定文化財の保護の区分を超えてその周辺環境を含めた総合的な保護・保全を図る上で有効であり、個々の事業計画の策定に際しては自治省、文化庁、関係地方公共団体との緊密な連携の下に進められている。

国指定建造物関係では、坂野家住宅（茨城県）、旧高野家住宅（山梨県）の周辺整備などがある。地方指定建造物関係では、玉屋（三重県；町指定）の買上げ及び保存修理、旧熊川村役場（福井県；町指定）の保存修理を行い、共に重要伝統的建造物群保存地区の交流拠点施設として活用しているなどの例がある。

また、安田城跡（富山県）や讚岐国分寺跡（香川県）、保渡田古墳群（群馬県）、大岩山古墳群（滋賀県）など多くの国指定史跡において、指定地と一体となった周辺地域の環境整備事業や、隣接地における活用・運営施設等の建設事業などが行われているほか、藩戸（島根県）における落石対策事業や丹那断層（静岡県）の整備事業など、国指定名勝や天然記念物においても各種の事業が行われている。

このように、本事業によって身近な文化財の保存・活用を図り、地域の文化や歴史を再認識し、これらを核とした地域づくりを推進しようとする機運が高まっている。

## 4 国土庁関連

国土庁は、各種事業調整費により、関係省庁が連携して対応すべき今日的な国土政策課題に対応するための調査を進めてきた。文化庁としては、急速な社会の変化に応じた文化財の在り方や多様性に係る新たな課題に対処するため、こうした調整費による調査を次のように実施してきた。

昭和52・53年度は、建設省と連携して、国土総合開発事業調整費により「歴史的環境保全市街地整備計画調査」を実施した。この調査は昭和50年の文化財保護法改正で制定された伝統的建造物群保存地区制度を背景として、歴史的環境保全市街地の総合的な整備計画の推進に資するため、奈良

県福原市今井町を対象に、保存状況調査及び伝統的建造物群の評価、保存修景計画策定と事業システム等を検討した。

平成4・5年度は、建設省、運輸省と連携して、国土総合開発事業調整費により、「九州北部歴史回廊整備計画調査」を実施した。

平成9年度は、国土庁と連携して、地域活性化施策推進費により「伝統的集落における歴史的環境整備を中心とした地域活性化方策の調査・検討」を実施した。この調査は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された保存地区の実態調査を基に、特に中山間地域の伝統的集落における人的交流を促進するための施設整備等、歴史的環境整備の現状と課題を検討した。

平成11年度は、国土庁、農林省、運輸省、通産省と連携して、各地域における伝統文化を活かした地域おこしの取組への支援を推進するため、地域活性化施策推進費により「伝統文化を活かした地域おこしに関する調査」を実施した。全国の伝統文化の総合的な保存・活用についての取組事例の把握に努めるとともに、このような取組を行う地方公共団体、地域住民、NPO等を対象に、取組を進める上での視点、取組のポイント及び取組事例を示す「伝統文化を活かした地域おこしの視点と実践」を作成し、都道府県・市町村に配布した。

平成12年度は、国土総合開発事業調整費（調査の部）により、平成10年3月に策定された新しい全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」に基づき、地域連携軸の展開に資する二つの調査を行っている。一つは建設省、農水省、林野庁と連携した「中央日本塩の道地域連携整備計画調査」で、生活ルート「塩の道」等を基軸とした地域連携の取組を踏まえ、交流拠点整備を中心とした広域交流による地域振興方策について検討するものである。もう一つは建設省、通産省、運輸省と連携した「東北地方における都市間連携による広域観光圏整備計画調査」で、文化財の特性や地域の取組を踏まえ、都市間連携による圏域全体の観光振興を支援するための方策を検討し、地域特性に配慮した広域観光圏整備計画を策定するものである。

## 5 農林水産省関連

近年、各地において、棚田や里山などを積極的に保全・活用しようとの取組が進みつつあることや、平成7年にフィリピン・コルディレラの棚田が文化的景観として世界遺産に登録されたことなども踏まえて、農耕地など人間が関与することによって維持されてきた景観の文化的価値を、将来に伝達していくための施策について議論を開始したところである。平成10年度には、姨捨（田毎の月）の名勝指定に先立って農林水産省と農耕地の文化的価値の保存について協議を開始し、平成12年度には「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」を設置し、農林水産省とも連携しつつ総合的な保存・整備・活用の在り方について検討を行っている。

ところで、指定されている記念物が国の所有する土地に所在することが少なくない。なかでも、国有林内に位置する特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物は件数が多く、特別天然記念物及び天然記念物に限っても95件にものぼっている。国有林内に所在するこれらの記念物については、土地の所有者としての林野庁が国有林野管理規定に基づいて管理のための施設等を設置すること

とされてきたところである。

しかしながら、近年、地方公共団体による文化財の保護と活用への関心が高まる傾向にあり、当該国有林を管理する当局の理解を得て、環境の維持や保存のための措置の実施、活用に対応するための施設整備など単に現状の維持に止まらない取り組み事例も見られる。林野庁の同意を得て地方公共団体を文化財保護法に基づき当該記念物の管理団体に指定した場合には、管理団体による適切な文化財の保護と活用のための事業に対し、文化庁は補助金を交付することができる。記念物の適切な保護と活用を推進するため、林野庁の協力を得てのこうした施策の普及が期待されるのである。

なお、昭和40年代後半から一部地域で深刻な社会問題となった特別天然記念物カモシカによる造林地や農耕地での食害の防止に対応するため、環境庁とともに林野庁とも連携しての昭和54年のいわゆる三庁合意に基づき、食害対策と保護のための施策を進めてきたことは、本編第4章第3節などで触れたとおりである。

## 6 環境庁等関連

本編第4章第3節などにおいて触れたとおり、昭和40年代後半から、中部地方や東北地方の一部の県で特別天然記念物カモシカによる造林地や農耕地での食害が目立って発生するようになり、社会問題化するに至った。文化庁は、関係する環境庁及び林野庁と連携してこの問題に対処することとし、昭和54年のいわゆる三庁合意に基づき、地方公共団体の協力の下で、カモシカ保護地域の設定や食害防止施設の設置、保護地域外でのカモシカの捕獲など一連の施策が進められた。

平成12年度からは、前年の「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の改正によって新たに特定鳥獣保護管理計画制度が導入されたが、この制度に基づき地方公共団体が実施するカモシカの個体数調整については、上記カモシカ保護地域におけるカモシカの保護に支障が及ばないよう、環境庁との連携を図ることとしている。

なお、カモシカ以外にも鳥獣による農作物等被害が深刻化しつつあることから、環境庁、農林水産省等の関係省庁が連携して被害対策を推進するため、平成4年に「野生鳥獣の保護及び管理に関する連絡会議」が設置され、天然記念物に関係する場合には文化庁も加わり連絡調整が図られている。

良好な自然環境の保全のために環境庁が実施している諸施策は、天然記念物や自然景観を対象とする名勝についての文化庁による保護施策と重複する場合がある。具体的には環境庁が指定する国立・国定公園や国設鳥獣保護区、自然環境保全地域などと天然記念物や名勝の指定地が重複するケースである。このような重複が見られる動植物に関する天然記念物の保護増殖を図る事業の一部は、昭和50年に環境庁へ一元化が図られているところであるが、今後とも環境庁との連携を十分に図り、天然記念物の適切な保護に資することとしている。

希少な動植物の絶滅を回避するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が平成5年に施行された。これに基づく政令で希少野生動植物種が定められてきたが、平成11年度

末までに国内希少野性動植物種に定められたものの中には特別天然記念物コウノトリ、天然記念物ミヤコタナゴなど25件の動物が含まれている。これらの天然記念物について、この法律に基づく保護増殖事業計画が策定される際には、文化庁も共同策定者になる場合があり、環境庁との連携の下に当該天然記念物の効果的な保護増殖の推進を図ることとしている。

## 7 運輸省・通商産業省関係

平成4年に運輸省・通産省・農林水産省・文部省・自治省の共管により「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」（いわゆる「おまつり法」）が制定され、地域伝統芸能等を活用した観光及び特定地域商工業の振興を図るための取組が行われている。

本法律では、上記5省庁の大臣の定める基本方針に基づき、都道府県が地域伝統芸能等の実演等の行事の実施による観光及び特定地域商工業振興の基本計画を策定することとしており、この基本計画に基づき行われる地域伝統芸能等の行事及びこれらに関して行われる人材・施設・物品の確保等に関する事業について様々な支援が行われている。また、基本計画に基づく伝統芸能や風俗慣習の行事に対しては、本法に基づく指定法人である財団法人地域伝統芸能活用化センターが経費の補助、情報提供等の援助を行っている。基本計画に基づき行われた行事には、高千穂の夜神楽（宮崎県）、黒川能（山形県）、淡路人形浄瑠璃（兵庫県）等文化財保護法に基づき指定された重要無形文化財・重要無形民俗文化財も含まれており、これらの文化財としての本質が損なわれることのないよう配慮しながら、地域伝統芸能等の振興が図られているところである。

また、伝統的工芸品に関しては、昭和49年に制定された「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき通商産業大臣が伝統的工芸品を指定しており、伝統的工芸品製造への従事者の後継者の確保、技術の継承・改善、需要の開拓、伝統的工芸品を活用した新商品の開発等、伝統的工芸品産業の振興のための基本方針を通商産業大臣が策定し、これに基づき製造業者や販売業者等が作成する各種の計画に対し、伝統的工芸品産業の振興の観点から経費の補助、指導・助言、情報提供等を行っている。

これらの伝統的工芸品には、輪島塗（石川県）、結城紬（茨城県）、久留米緋（福岡県）等の文化財保護法に基づく重要無形文化財である工芸技術が含まれており、歴史上又は芸術上価値の高い工芸技術のわざを伝承する目的で行う文化財保護法に基づく施策とあわせて、我が国の貴重な伝統工芸の次世代への継承・発展に寄与しているものである。